

本社の調査したる處により、此等勞働者の人員を示せば左の如し

種別	男	女	計
農園勞働者	二四五	一五四	二九九
家内勞働者	二八三	三二二	六〇五
鐵道勞働者	九五八	七九	一〇三七
製材所勞働者	一八七	二六三	四五〇

八 華州在住日本人の教育

同胞兒童に我が日本の國語を教授せんがために設立せられたる同胞經營の小學校數四あり、孰れも米國小學校の放課後に於て約二時間の教授をなすものなり。近來學齡兒童の著しく増加するに従つて、此種教育機關の設備は一層痛切に同胞間に自覺せらるゝに至り、シアトル市に於ける、國語學校維持會は本年に入り、一萬數百弗の校舍建築費を募集し、敷地を購入して宏大なる新校舍を建築したり

九 華州在住日本人の宗教

▲基督教 華州に於ける同胞基督教會堂は三十二年に浸禮教會堂の設置されたるを以て嚆矢とす、爾來各派の教會亦其會堂を設置し今日に於ては、其總數十個、牧師及主任者數十人たり、而して教會堂の七個はシアトル市内にあり

▲佛教 佛教會堂の始めて華州(シアトル市)に設置されたるは明治三十六年なり、目下の開教師は藤井芳信氏にして州内の信徒及會員數三千五百余名なり

十 華州在住日本人の團體

ワシントン州(アラスカ、モンタナ州及アイダホ州の五郡を含む)在住日本人の公共團體は北米日本人會及タコマ日本人會外九あり、孰れも在住同胞の權利の伸張擁護を目的とせり、北米日本人會は本年一月一日より帝國領事館に差出すべき在住者の諸願書類の保證を掌る事となり、各地方日本人會と聯絡せるを以て、タコマ日本人會と合一するも亦遠きに非らざるべし、尙他に縣人其他の團體あるは他州と異ならず

十一 華州在住日本人の送金額

年次	口數	送金額
一九〇七年	三三五〇〇	一八六三三三
一九〇八年	三四一八三	一六三六三三
一九〇九年	三二八二一	一三〇〇八〇九
一九一〇年	二九〇〇〇	一四三三二一七
一九一一年	二四九九四	一〇八二二二六

アラスカ在住日本人

一 アラスカ在住日本人々口

大正元年十一月本社の調査したる處によれば、アラスカ在住日本人々口は六百三十五名にして中男五百九十一名、女三十四名なり、今之れを主なる地方別に表示すれば左の如し

地方別	男	女	計
ノーム	三八	二	四〇
レイクヘイ	三二	一	三三
ゲアルマス	一八	一	一九
フエーパンクス	四七	三	五〇
スカケエー	二六	一	二七
ジュニーノ	三〇	二	三二
ドーグラス	七一	四	七五
トレッドウェル	二七	一	二八
ケチカン	六三	二	六五
ドーソン	六〇	七	六七
各地散在	一七九	一四	一九三
計	五九一	三四	六三五

二 アラスカ在住日本人の農業

アラスカ在住日本人中農業に従事せるものなし、只ジュニーノ在住の靜岡縣人風間裕が五六年前より四英加の地を借入れて、野菜花卉の栽培及び養鶏の業に従事

アラスカ在住日本人

せるあるのみなり

三 アラスカ在住日本人の商業

アラスカ在住の營業中主なるは洋食店、理髮及洗濯業なり、今此等營業戸數を表示すれば左の如し

營業の種類	戸數	ガイヴァナーク
洋食店	一三	旅館
理髮店	五	雜貨店
洗濯屋	四	ベーカリー
時計店	一	球場
洋服店	二	日本料理店

屋號	營業課目	經營者	府縣
チヤップハウス	理髮	山井忠次郎	神奈川
プウアル	洋食店	牧野文藏	熊本
ドーグラス、ハ	同	中村佐與吉	同
シドランド	洗濯業	植村一夫	大分

▲ジュニーノ

ジュニーノ、ラ	洗濯業	石原榮太郎	神奈川
シドランド	同	和嶋伊三	大分
ス	洋食店	田中庄之助	福岡

加奈太在住日本人の概況

▲ケチカン

アラスカ	洋食店	柳原熊次郎	長野
ス	洋食店	大橋次郎松	愛媛
日本料理店	立岡常太郎	福岡	
ダイウオーグ	渡邊一	福岡	

▲ホワイト、ホース

カンフエール	洋食店	松下彌吉郎	東京
シ	理髪業	渡邊一市	福岡
セントラル	洋食店	柑本熊一	岡山
四	アラスカ在住日本人の雑業	和歌山	

▲アラスカ在住日本人の雑業

種別	人員
職山労働者	五八
料運人	一三八
漁夫	一一五
家内労働者	一〇八

加奈太在住日本人

加奈太在住日本人の大多数はビシー州曉香坡市を中心として在住せるものにして、其人日七千余に達し、

市内在住者数は約四千五百人と概算せらる、而して東部加奈太に在住せる者は僅に四十六名に過ぎず

二 加奈太と日本移民

加奈太内務の發表せる所によれば一千九百年度より同十二年度に至る過去十二ケ年に於ける日本移民入國者總數は一万三千八百九十三人なり、過去五ケ年間に於ける日本人の入國者數を示せば左の如し

年度	入國者數	年度	入國者數
一九〇七年	七、六〇一	一九一〇年	四、三七
一九〇八年	四、九六	一九一一年	七、三六
一九〇九年	二、七二		

三、ビシー州在住日本人の農業
ビシー州在住日本人の農業は未だ大に見るべきものなし、今各地方に於ける日本人農業者の現況を示せば左の如し

▲コーツチー地方

姓名	所有地	開墾地	労働者
九谷伊勢松	一〇〇	一八〇	二八〇
宮木山一	三五		一六〇
小早川健	二五		二〇〇
中村重太郎	三〇		一六〇
加藤研造	三五		一六〇
中野岸木組	一五〇		四八〇

而して農作物の主要なるは馬鈴薯、燕麥、白赤人參、小麥、野菜及びターンス等なり

チマイナス地方

姓名	所有地	借地	作物
永野萬太郎	三五		野菜類
深田甲太郎		三〇	同
南仁		三〇	同
尾崎文太郎		一四〇〇	同
寶部隆照		一〇〇	同
上杉權四郎		一六〇〇	同
中嶋熊吉	八八〇		同
牧志安能	一六〇〇		牧草小麥
浦助外十二名			野菜類

尚別に牧畜業の状況を示せば左の如し

▲牧志安能

姓名	頭馬	價格	乳牛	價格	羽鷄
外十三名	一	二〇〇	一	五〇	六〇
寶部隆照	一	三三			
尾崎文太郎	一	一六〇	二	九〇	一〇〇
上杉權四郎	一	一五〇	一	六〇〇	六〇〇
永野萬太郎	一	一五〇			
南仁	一	一五〇			
中嶋熊吉	三	六五〇			一五〇

加奈太在住日本人

姓名 所有地 開墾地 労働者

橋爪太四郎	二八	六	二
藤野榮吉	三〇	二二	六

バーノン、バーナビー地方

バーノンに於ける邦人の農業經營者は僅かに庄司秀一郎、小山榮次郎外兩名に過ぎず、所有地二十英加の内十英加を開墾して近く果樹栽培の計畫あり、バーナビーに於ては加藤與徳吉の所有地二十英加半の内開墾地七英加半にして馬鈴薯、大根、キャベヂ、カブラ、人參、胡瓜、野菜、アニオン等を栽培せり

デンマン島地方

デンマン島に於ける農業者としては河村兄弟あり所有地四百五十英加に達し、耕作地百英加牧場百英加其他は未開墾の山村原野にして傍ら牧羊を營み現下羊二百頭鶏四百羽及び馬七頭あり、毎年の純益二千弗以上と稱せられ主要産物としては馬鈴薯並に野菜を數ふ可く、果樹栽培も有望なる一事業として注目せられつつあり

アナン島地方

姓名	所有地	借地	労働者
佐々木晋長	二〇		二三五〇
藤崎喜太郎	一〇		八四〇
佐藤 敏右衛門	五		

古庄金次郎 五 二、六四一
 松本好松組 一〇〇 五、二五五
 山本歌藏 五〇 二、八七五
 石川近治 一〇 五〇〇
 及川甚五郎 一〇 五〇〇

而きて主なる産物は燕麥、小麦、馬鈴薯、アネオン、ターニツプス、キャベヂ、ピーツ、トメト及びブルーベリー等にして收穫の最高額を占むるはトメト及びブルーベリーなり、養鶏及び養豚業は稍望を囑す可く牧畜業としては松本組の乳牛飼養稍緒に就きつゝあり

四 アルバート州在住日本人の農業

アルバート州に於ける邦人の大農的經營者は次の如し

▲一九二一年度の播種別

姓名	小麦	燕麥	亚麻	大豆	計
若菜殖農會社	八五	一五	三〇	一	一二〇
宮下啓藏	八五				八五
庄司安三	七五				七五
福井高次郎	二〇	三〇			五〇
内野來助		八〇			八〇
藤森彦衛		五〇			五〇
加治隆		一〇〇			一〇〇
舊興農會社	四〇〇	一〇〇			六〇〇

五 ビーシー州在住日本人の商業

ビーシー州に於ける日本人の商業は晚香坡及びヅキク

業種	件数	金額
ペンター職	三	一七五
通商	四	二七
土地賣買業	四	三
土地請負業	四	三
運送業	九	三
製靴及修繕業	六	五
大工職	一	六
保險代理	一	一
製菓所	一	一
雜業	一	一
洋服洗濯業	一	一
仲買業	一	一
通商	二	二
理髮店	三	三
靴修繕業	三	三

六 ビーシー州在住日本人の出生、死亡

結婚及離婚數

在晚香坡日本帝國領事館管轄區内即ちアリチシユ、コロンビア、アルバート、サスカチエワン、マニトバ及びユーコンテリトリーに留日本人の過去五ヶ年間に於ける出生、死亡、結婚及び離婚數を示せば左の如し

加奈大在住日本人

年次	男	女	男	女
一九〇八年	二二九	九七	一一七	二一
一九〇九年	一三〇	一一五	九五	二二
一九一〇年	一四八	一一六	一一八	一五
一九一一年	一五九	一五五	一五八	三一
一九二一年(十一月)	二六二	一七七	二九五	二九

七 ビーシー州日本人の教育

ビーシー州在住日本人の同胞兒童教育機關としては晚香坡に共立國民學校あり、捨伏頓に漁業者慈善團體附屬小學校あり、前者は生徒總數百三十二名内本科生八十五名別科生二十名別に幼稚園生徒二十七名を收容せり、後者は會員千百有餘人を有する漁者團體の附屬校にして共に在留兒童教育の本義を發揮し國民性の涵養に勉めつゝあり

八 ビーシー州在住日本人の宗教

▲基督教 ビーシー州に於ける同胞の基督教會堂としてはバンクーバーに唯一の美以教會あり明治廿六年の設立に係り目今會員及信徒數約三百を算す別に聖公會あれども微々として振はず共に夜學校の設けあり

▲佛教 佛教會堂のバンクーバー(ビーシー)に設立されたるは明治三十九年にして現今佐々本開教師職にあ

トリアを主とし其の他新西院或はステプストン等あれど後者は未だ言ふに足らず従つて在留日本人の商業は殆んど晚香美府二市に限らるゝの觀あり、唯爰に吾人の意を強ふするに足るは西部加奈太の富源開發につれて對東貿易が一般の注目を惹くに至り、故國實業家の覺醒を促して從來白人間に需用余りに多からざりし日本蜜柑落花花生其他の販路擴張され漸次好況に向ひつゝある事なり、大正元年十一月本社調査したる前記二市在住日本人營業種別及び個數を示せば左の如し

▲晚香坡市

營業種別	個數
官廳	一
銀行	三
會社	八
新聞社	二
新聞支社	二
雜誌社	二
團體	三
病院及醫院	七
齒科	三
產婆	三
按摩	一
美術雜貨商店	一
貿易商店	四
食料品商店	一七
精米所	六
賣藥商店	四
寫真業	三
書籍販賣店	四
小間物店	一〇
時計店	三
印刷業	二
飯屋	一六
西洋料理店	一三
日本料理店	七
旅館	四
下宿屋	一三
魚屋	六

National Hospital Association

Home Offices
417-418-419-420 Mohawk Bldg.
Corner of Third and Morrison Streets
Portland, Oregon
Phones, Main 2296; A3396



55 N. 4th St. Portland, Ore.

ポートランド

ナショナル、ホスピタル、アソシエーション 医師 山田 耕
オレゴン州 日本人 囑托 醫 齒科 渡邊 忠吾

火災保険、土地家屋賣買

日本人代理 木村 常吉

法律事務所 紐育生命・病傷保険

ポートランド市エブレット街
二六二半(ミカドホテル内)

電話(エー)二一九二

紳士淑女洋服裁縫
最新流行形調進所

ポートランド市北第四街五五

田中洋服店
電話(エー)四〇七四

一千九百三年度に於て一百万臺なりし日加貿易は同四年度より二百万臺に上り、千九百一十一年度於ては三百萬臺の好況を呈するに至れり、近來母國に於ける貿易業者が無限の富源と需用を要する奈加太に注目し來れるは頗る嬉ぶ可き現象にして、年々の輸出額に比して日本よりの輸入額が次第に増加をせしめずは、日加貿易の將來有望なるを説明するものと観て可なり

二 加奈太の重要輸入品
日本より加奈太に輸入せる重要品及價格に就きて最近五ヶ年間の統計左の如し

年 度	米 類 (白米を米其他雜穀)	有 税	無 税	合 計
一九〇七年	五六,三三三	一〇,〇三三	一五七,二六八	二一三,六〇一
一九〇八年	一四,〇三三	三,四六六	三五八,〇一六	三七五,五一五
一九〇九年	一四,〇三三	三,八八二	四〇〇,三一九	四一八,三〇四
一九一〇年	一五,七九〇	一,六六八	二八二,六三九	三〇〇,〇九七
一九一一年	二五,〇〇〇	三,四八三	三五九,八三三	三八八,三一六
年 度	有 税	無 税	合 計	
一九〇七年	四三,〇七九	三,八七七	四七,九五六	
一九〇八年	四六,〇七九	一,七六三	四七,八四二	
一九〇九年	三八,〇三三	三,七六三	四一,七九六	
一九一〇年	三九,六八五	三,九六八	四三,六五三	
一九一一年	三九,六八五	三,九六八	四三,六五三	

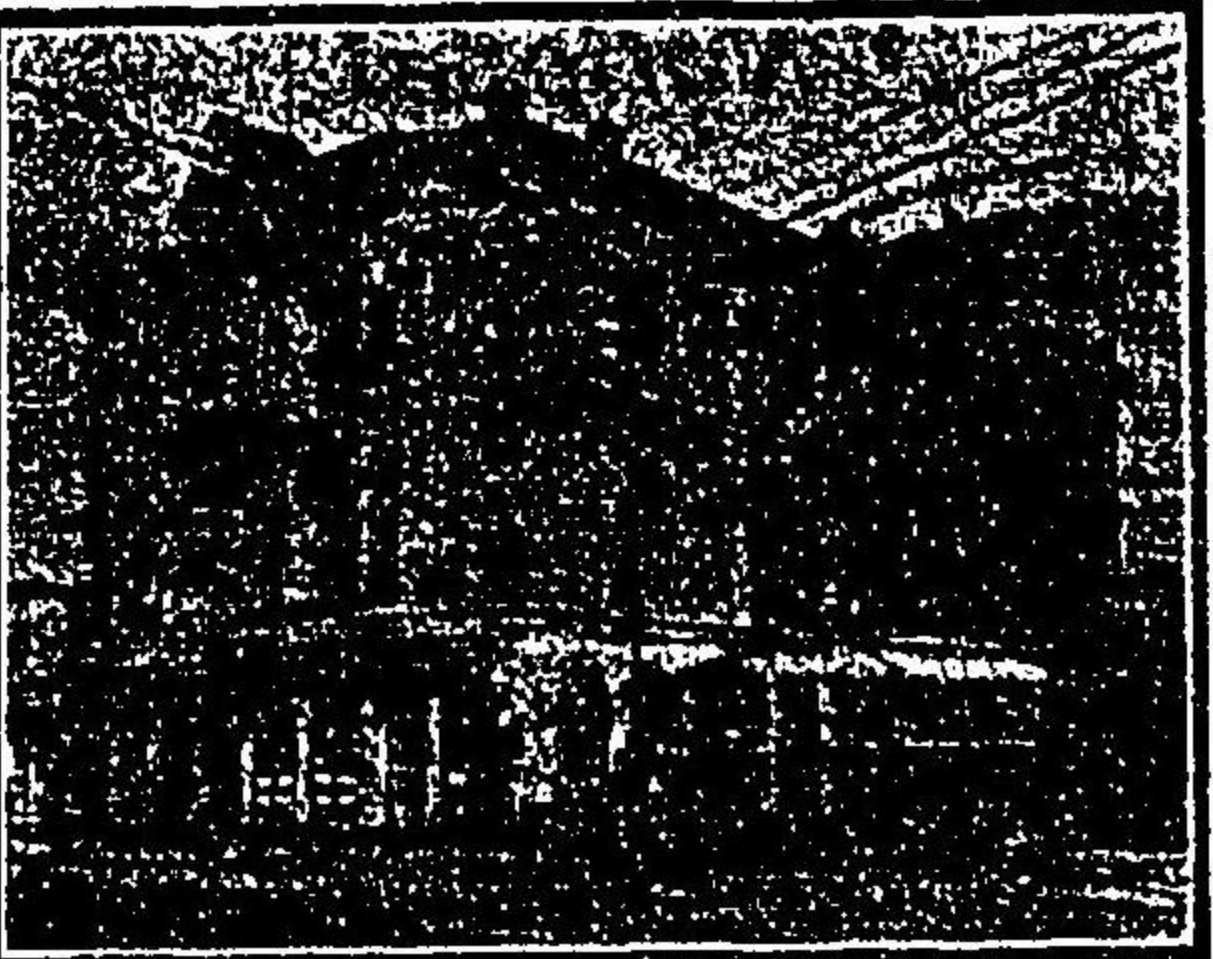
三 加奈太の重要輸出品
加奈太より日本へ向け輸出せる主要品及び其價格を擧ぐれば次の如し

年 度	小 麥 類 (其他の粉類)	其 他	合 計
一九〇七年	八三,〇五八	一,六四八	八四,七〇六
一九〇八年	二九,五二六	九	二九,五三六
一九〇九年	四九,三三七	二八	四九,三六五
一九一〇年	五八,一三六	一六二	五八,二九八
一九一一年	一三,五二一	三五〇	一三,八七一
年 度	木 材 類	合 計	
一九〇七年	三三〇	二六,〇〇〇	
一九〇八年	三,九六三	七〇,二二四	
一九〇九年	一七,六四二	四九,九八四	
一九一〇年	一六,八〇〇	五二,二一八	
一九一一年	三三,三八九	四三,〇三二	

之を要するに輸出共年度に依つて高低あれども、大体に於て増加の傾向あるは實すべく、只輸出の振はざると輸入品中の大部分が、我が同胞の需用吾なるは遺憾なりと謂ふ可し

<p>Yin Kin Lum Co. 81-83 1/2 N. 4th St. Portland, Ore</p> <p>▲弊店は酒類販賣のライセンスを有し、本酒支那酒西洋酒等何れにもお客様の御注文に應ずる料理は風味高尚にして價格低廉</p> <p>支那料理 燕瓊林酒樓</p> <p>ホートランド市北第四街八一 電話(エー二七六三)</p>	<p>229 2nd St. Portland, Ore.</p> <p>風呂洗濯及ナイラー</p> <p>ホートランド市</p> <p>林田悦太郎</p> <p>電話(エー七二四六)</p>	<p>▲チエスターホテル</p> <p>ホートランド市</p> <p>吉田只五郎</p> <p>Chester Hotel. 204 Wash St. Portland, Ore.</p>	<p>▲パークハウス</p> <p>ホートランド市パーク街一〇七</p> <p>旅館 瀬戸口</p> <p>電話(エー三〇三〇)</p>
--	---	---	---

<p>209 Madison St. Portland, Ore.</p> <p>ホートランド市</p> <p>秋岡國本 田村種龜</p> <p>電話(エー一六六九)</p>	<p>ホートランド市北第六街五二ニユニオン停車場通り</p> <p>齋藤鑑治</p> <p>電話(エー一六六九)</p>	<p>NOM KIN LOW, Restaurant Chop Suey & Noodle 7 N. 4th. St. Portland, Ore.</p> <p>▲弊店は酒類販賣のライセンスを有し品質上等にして價格低廉なり</p> <p>▲弊店は日本酒支那酒西洋酒等何れにてもお客様の御注文に應ず</p> <p>▲三階の大廣間は宴會用に適し百名以上のお客様を容るの設備あり</p> <p>▲二階は廣間の外に六個のボックスあり何時にても御使用に任し毎日正午より一時迄茶菓のた霑に應ず</p> <p>支那料理 南京酒樓</p> <p>ホートランド市北第四街七三電話エー七七六六</p>
--	---	--

<p>ADLPH RESTAURANT 2814 Burnside St. Portland, Ore.</p> <p>中島 衆藏 廣田 彦三郎 苗村 清一 町田 弘三</p> <p>ホートランド市バンサイド街二八二半 電話(エー二四七二)</p>	 <p>ワシントンホテル</p> <p>◎室内清潔 ◎場所便利</p> <p>ホートランド市北第三街一〇二半 電話(エー四〇九五)</p> <p>館主 前島 操</p>
---	---

<p>玉場並煙草類一切</p> <p>ホートランド市クレーチ街二四八</p> <p>野口吉之助</p> <p>電話(エー四九九九) 自宅(エー二三八九)</p>	<p>和洋風呂洗濯</p> <p>玉の井湯</p> <p>ホートランド市デビス街二六六</p> <p>森文八郎</p> <p>電話(エー二〇〇三)</p>
---	---

ホートランド

三

二

日本美術雜貨 直輸入
卸小賣

ホ市フシントン街四一

小原商店

電話(メイン三〇七六)
(エー三二九九)

411 Wash. St. Portland, Ore.

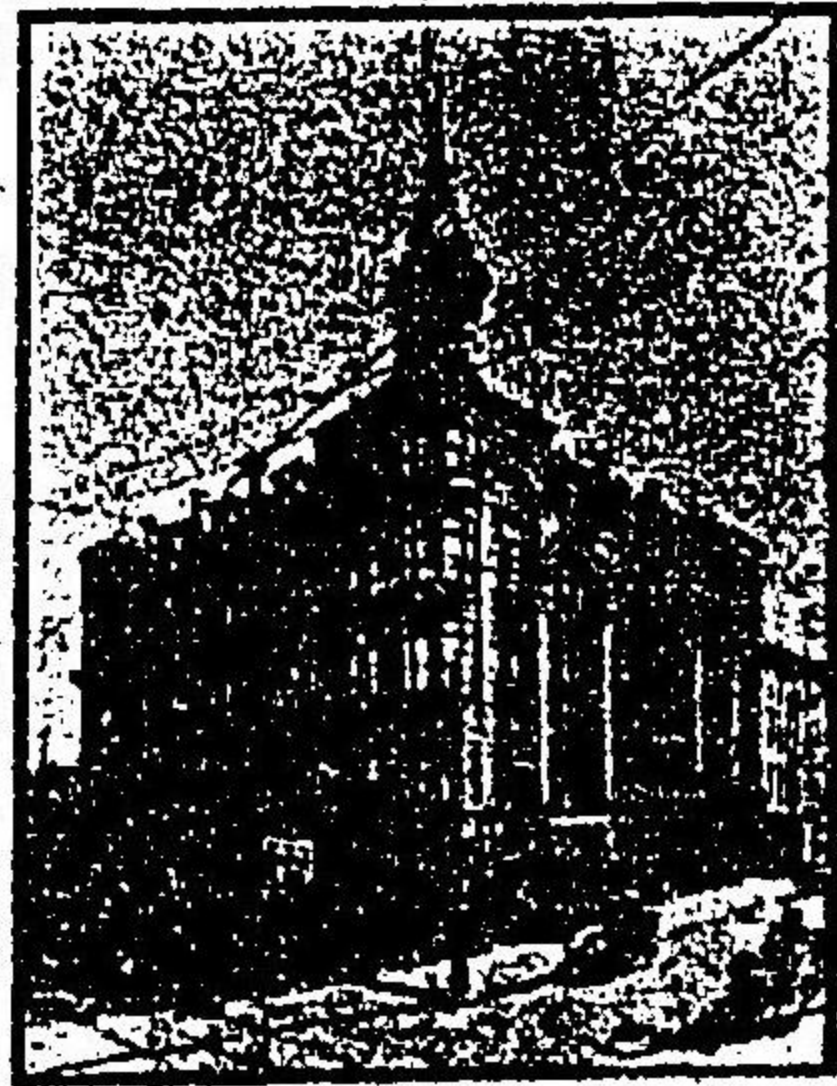
同支店

電話(エー五〇三七)

205 3rd St. Portland, Ore.

オハヨホテル

Hotel Ohio 206 1/2 Front St.



Rever House 251 1/2 First St. Portland, Ore.

角田友七

電話(メイン五八六一)
(エー四三九〇)

レベヤ
ホテル

角田勇一郎

角田乙三郎

電話(エー四九八八)

法律通辯 其他一切の仲介
事務取扱ひ

井上旅館内

松井頼定

Y. Matsui
53 N. 4th St. Portland, Ore.

グランドレストラント

石村道茂
石村之平

85 N 3rd St. Portland, Ore.

理髮店

ホ市フシントン街二四四半

森下才吉

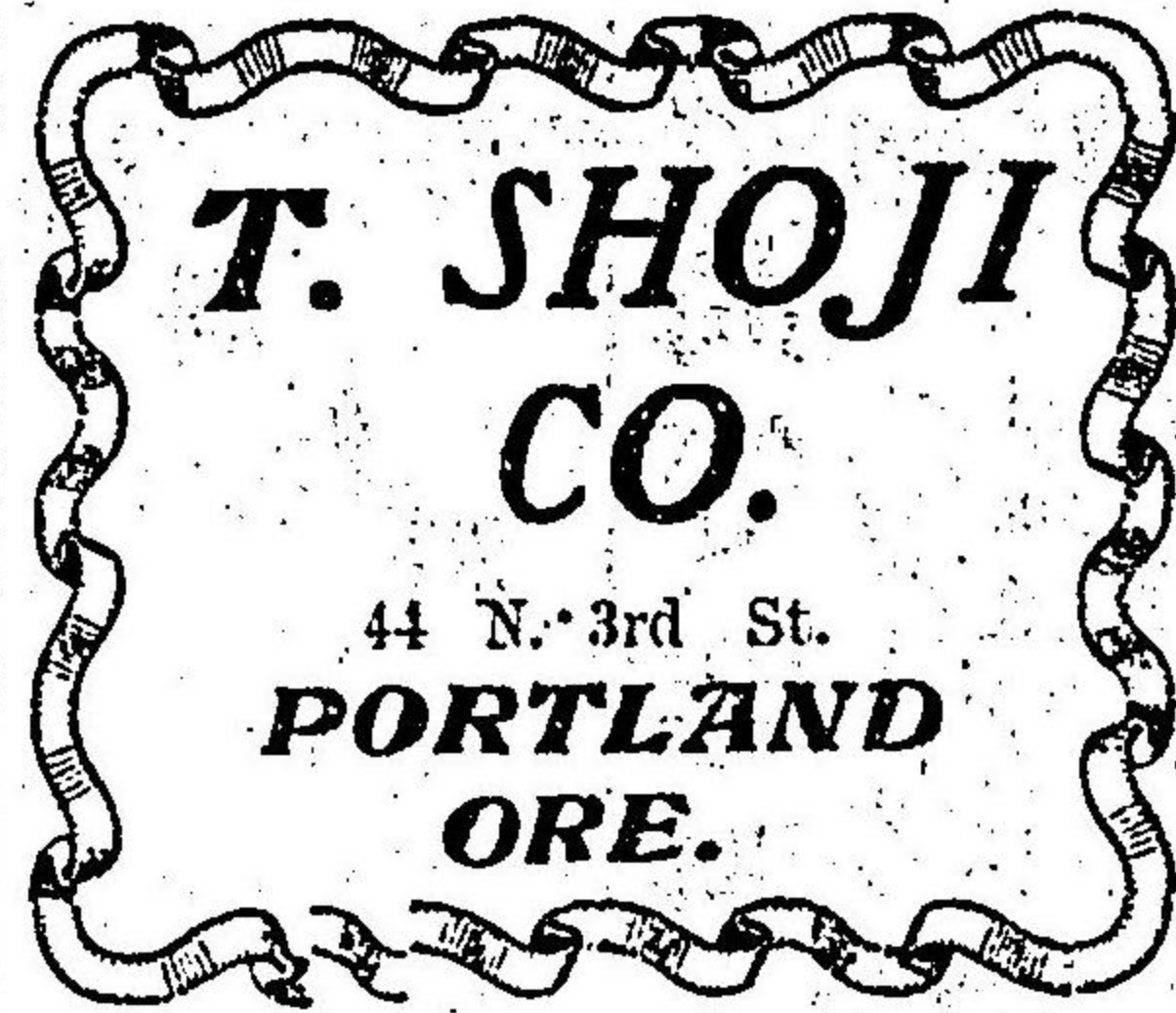
電話(エー三九九五)

玉突場、フルーツ煙草類一切

ホ市フシントン街五九〇

矢吹伊太郎

電話(エー五〇六八)



T. SHOJI CO.
44 N. 3rd St.
PORTLAND ORE.

日米食料品衣類
雜貨小間物類

ホ市フシントン街三街四四

小路商店

電話(メイン六五二二)
(エー三九二二)

諸般労働口周旋

EAGLE LAUNDRY

120 E. Rusell St.

蒸瀛洗濯

ホ市イストラツセル街二二〇

前田藤五郎

電話(シー一七九四)

理髮床

ホ市フシントン街四街五七

伊集院裕吉

旅館玉場煙草類

ホ市フシントン街二六八

藝州屋横手房吉

電話(エー二四〇二)

パナマ洋食店

ホ市フシントン街

生駒雄一
生駒駿一

電話(エー七八五一)
Panama Rest. 204 First St. Portland, Ore.

ホ市フシントン

五

Tom's Liquor Store
Imported Wines And Liquor
58 N. 4th St. Cor Davis
Portland, Ore.
Phone (Home) A 2260
(Marshall) 4254

洋酒並に日本酒等一切卸賣特別
大勉強可仕候

電話 (メイン) 二二六〇
四二八四

田中喜平 田中源造
中廣新治 中久平

YAMATO WOOD & COAL CO
427 E. Main St. Cor. 6th St.
Portland, Oregon.

薪炭販賣

ポートランド市東第六街四二七

大和薪炭株式會社

電話 (ホームビート) 一八六七

オレゴン州日本人貯蓄企業組合事務所

玉突場、フルーツ類、烟草

齋藤定平

電話 (エー) 二二七八

薪炭販賣

ポートランド市東第六街四二七

大和薪炭株式會社

電話 (ホームビート) 一八六七

早石醫院
診察時間 自午前九時 至午後九時
ドクトル、オプ、メヂシ
早石實藏
電話 (エー) 二〇九〇

内外科 醫師 山田耕
電話 (エー) 五〇六九

齒科治療 渡邊忠吾
電話 (エー) 二二一九

内科 花柳病 六六號 並痔疾注射

岡醫院
電話 (エー) 四九八四

女男 高等洋服店
電話 (エー) 四九三〇
船串金三郎
Funakuni Taylor 302 Coner St. Portland, Ore.

労働口周旋 其他諸般の請負
公益社 熊本
Telephone Main 4639 Home A4073

ポートランド

七

六

合 組 屋 理 料 市 ホ

御料理御會席
ホ市北第四街四六半

忍びす屋
電話(エー三〇〇二)

御料理
ホ市北第二街四三

正順亭
電話(エー一〇〇四)

御料理
ホ市北第四街一〇五

東京庵
電話(エー五六一〇)

會席御料理
ホ市エゾレット街二七三

松榮亭
電話(エー三五九七)

御料理
ホ市フランドリス街二百九十番

玉川
秋砂田梅作夫次
電話(七八五三)

お手輕御料理並に日本めし
ホ市北第五街五六

喜美榮
秋山忠七
電話(二二〇三)

日本めし、菓子、烟草、果物一切
玉突場
ホ市北第五街二六八

梅壽庵 沼田健太郎
電話(エー二九一二)

イーグル洋食店

古谷三左衛門
EAGLE RESTAURANT
電話(エー一九〇四)
33 N 2nd St Portland Ore



▲商業部 ▲郵便局 ▲貯金部 ▲労働部 ▲製材部 ▲糯米部

ホ市北第三街三四 伴商店

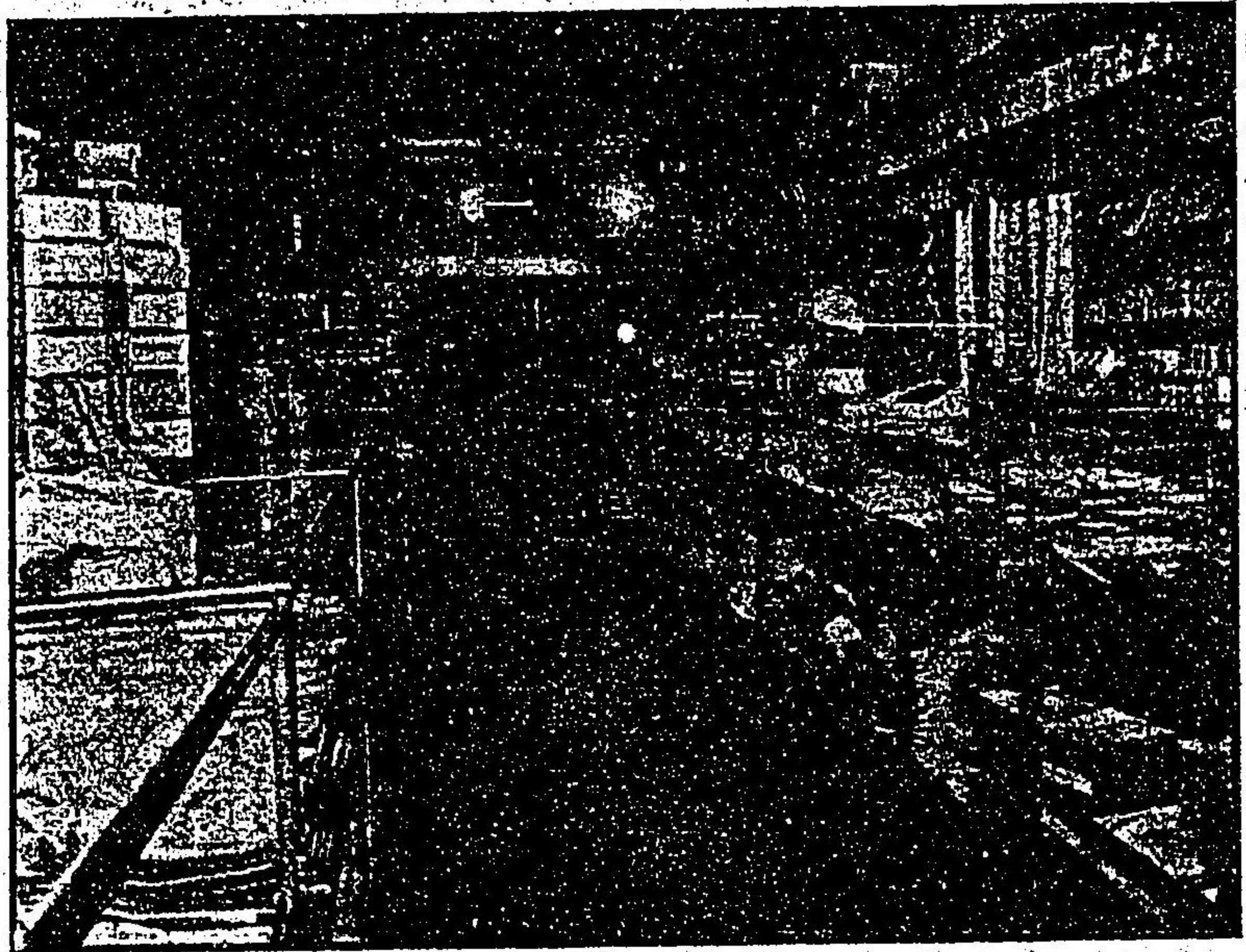
Furnished Rooms
HOTEL WYOMING
U. Fujita Prop.
2124 Madison St., Portland

清潔にして取扱可
ホテルワイオミング
ホ市北第三街二二半
電話(エー四九七四)
藤田卯三郎

男女洋服洗濯業
▲クリーニング、プレス、染替、仕立直し等迅速可
▲並に新古洋服賣買
主任 松浦政二
ホ市エゾレット街二六四半

東京レストラン
ホ市北第三街五六
電話(エー二二七三)
田本幸吉
内村鶴吉
若宮照太郎

日 々 雜 貨 食 料 品 卸 小 賣



店 商 川 谷 長 五 六 二 街 ト ツ レ プ エ 市 ド ン ラ ト | ポ

高等理髮店

ボ市エブレット街二六七

竹内兄弟床

電話エー三四七九

高等旅館

ボートランド市

清水廣吉

電話エー五七六〇

Monsters House, 28 1/2 1st St., Portland, Ore.

ホーソンホテル

ボートランド市第一街二六四半

清水松次

電話エー三九〇二 Howdon Hotel, 26 1/2 1st St., Portland Ore.

洗濯、煙草、小間物類

ボートランド市クーチ街二三三

品川逸次郎

電話エー一二六〇



"It's Time you owned a Waltham"

H. Y. ZOLL CO., 62 N. 3rd St., Portland, Ore.

頭井時計店

電話エー三三二六〇

時 計
各種貴金屬
レコード
美術品一切

ボートランド市

ミカドホテル

▲室内清潔

▲場所日本人街中央

▲新式煉瓦造

ボ市北第三街

エブレット街角

館主 赤松桂次郎

電話エー一〇九二

M. Ostrow Co.
Furniture & Hardware
64-66 N. 3rd St.,
Portland, Ore.

家具及金物類

▲ボートランド第一の家具及金物類商
▲見切大安賣月賦拂にても賣ります
▲頭井時計店の隣り

ボートランド市北第三街

エム、オストロー商會

法律事務、土地家屋賣買、其他諸般の通辯依頼に應ず

ボ市第三街クーチ街の角(紐育ホテル第一號室)

橡尾通辯事務所

〔電話〕エー一八六〇

J. N. TOCHIO, 34 1/2 N. 3rd St., Portland, Ore.

和洋風呂、洗濯、玉突場

ボートランド市北第四街四六

大和湯 蜂谷玉造

電話エー一〇五九

ホーソン

二

U. S. HOTEL
206 1/2 Salmon St.,
Portland, Ore.

ユ一、エス、ホテル
▲新築煉瓦建三層建てにして各室共シンク付き年中温湯及
冷水スチームヒーター等の設備あり
電話(メイン)七五〇九
(メリン)八四六三
川内 宗吉
田村 鶴吉

高等理髮店

ポートランド市北第五街八八

松下床 松下 榎吉
電話(エー)二四〇四

豆腐類、西洋風呂、煙草類一切

ポートランド市北第八街八六半

電話(エー)四〇六九

太田 平治
同 犀象

アイダホホテル

ポートランド市

山根 爲次郎

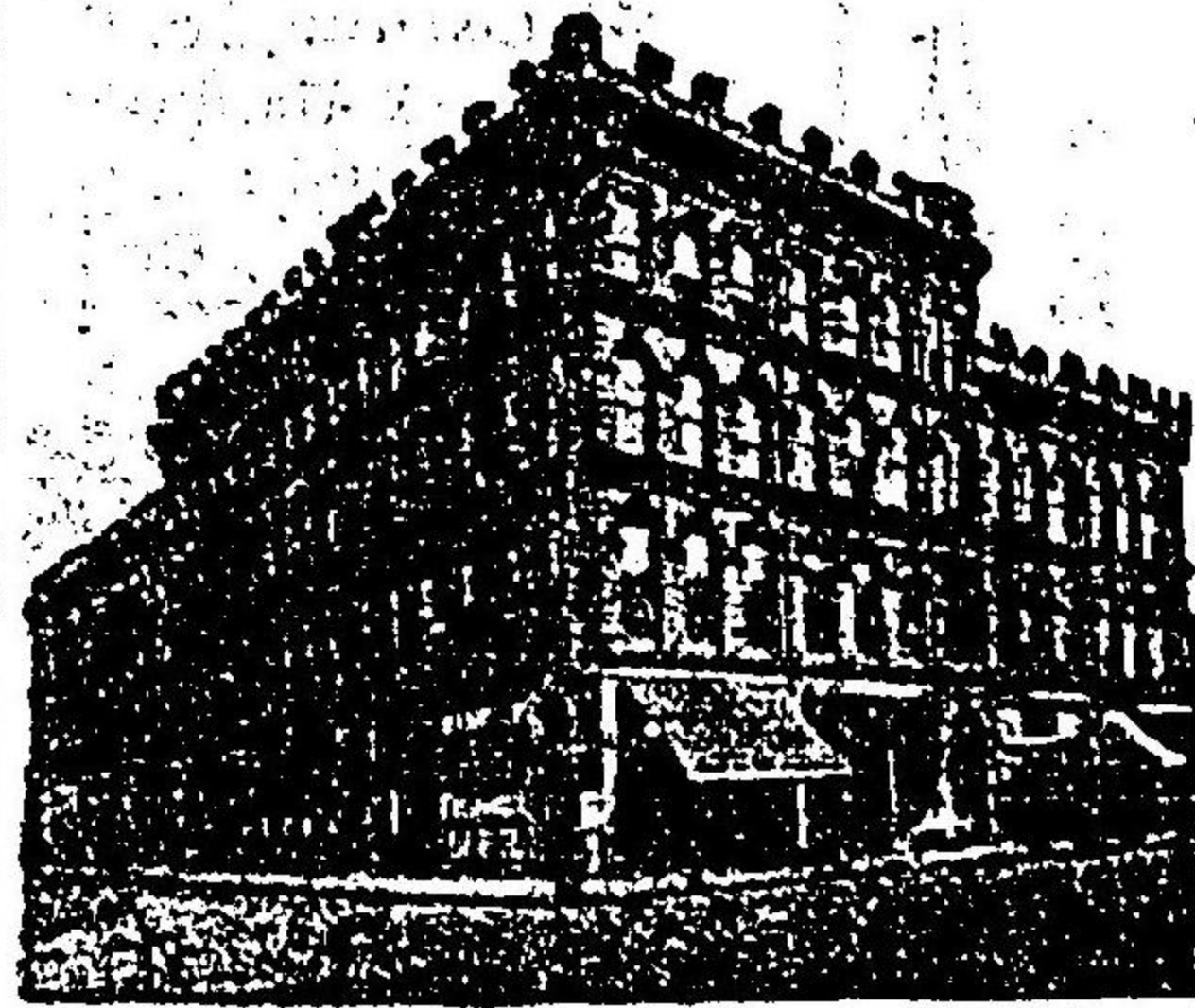
HOTEL IDAHO
627 Hood St., Portland, Ore. Phone Home A2834

齒科治療
ポートランド市北第五街九二
ドクトル、ハアツト
日米 齒科醫院 山谷 芳三郎
電話(ホーム)エー三三六四

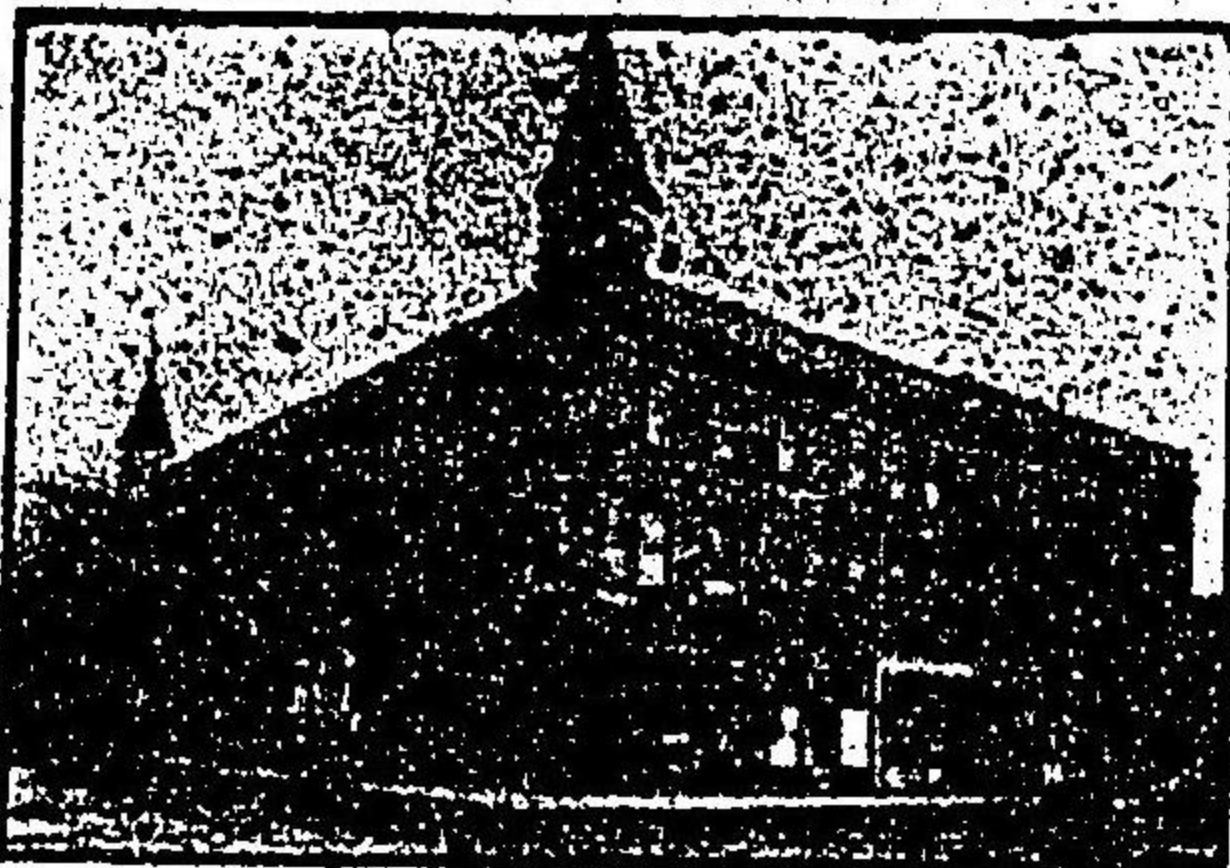
玉突場、煙草類、アイズクリーム

ポートランド市北第四街五十番

植村 玉場 植村 直哉
電話(エー)三〇八三



Teikoku Co.
50 N. 3rd St., Portland, Ore.



新パナマホテル
▲宿泊料の低廉なるに常に
夜具は一切新らしき物を
用ゆるのが本館の特色に
て候
ポートランド市
北第四街五二
館主 米田 販一 郎
電話(エー)七八三二

日本美術雜貨 直輸入

井上 商會

ORIENTAL IMPORTING CO.
411 Washington St. Portland, Ore. Phone Home A 3852

サイド洋食店

速川 徳太郎
電話(エー)一〇九七

283 Burnside St., Portland Ore.

同 住宅
電話(エー)一九七四

583 Kenby St., Portland, Ore.

Hiroshimaya Riyokwan
89 N. 5th St., Portland, Ore.

廣島屋旅館

ポートランド市

館主 増田 信次郎
電話(エー)四三〇一

玉突場 日本飯、煙草類

ポートランド市

頼實 静一
電話(エー)二〇六九

グラント玉場

ポートランド市エブレット街二六四、二六六

電話(ホーム)エー二九八五

柴山 與

鮮明、廉價

ポートランド市デビス街三二〇

興業印刷會社
電話(マール)エー二四六六
(エー)エー一四二六

支 日
那 本
料 め
理 し
並
に 玉 場

久 我 藤 市

Phone 342 L P. O. Box 354

14 Oak St., Hood River Ore.

Yasui Brothers Co.

192-194 THIRD STREET

HOOD RIVER OREGON.

Phone 343 L P. O. Box 282

日 米 食 料 品
美 術 雜 貨

土 地 賣 買 貸 借
病 傷 生 命 保 險 取 次

北米合衆國オレゴン州フッドリバー市第三街一九二、一九四

安 井 兄 弟 商 會

同 旅 館 部

電話 三四三二
郵函 二八二



男 女 洋 服

洗 濯 修 繕

オ州セーレム市

渡 邊 末 吉

Japanese Pressing Parlor 320 Commercial St.,
Phone Main 552

セーレム洋食店

オレゴン州セーレム市

古 谷 得 一

Salem Restaurant
339 Court St., Salem, Ore.

オレゴン州

トーゴーそば屋

オ州セーレム市

幸 田 彌 七 郎

TOGO NOODLE HOUSE

439 Ferry St., Salem, Ore.

クリニングダイウオーク

オレゴン州セーレム市

渡 邊 文 五 郎

Japanese Pressing Parlor Steam & Hand Dry Dyework
323 Center St., Salem, Ore. Phone Main 204

セーレムそば屋

確 井 七 郎

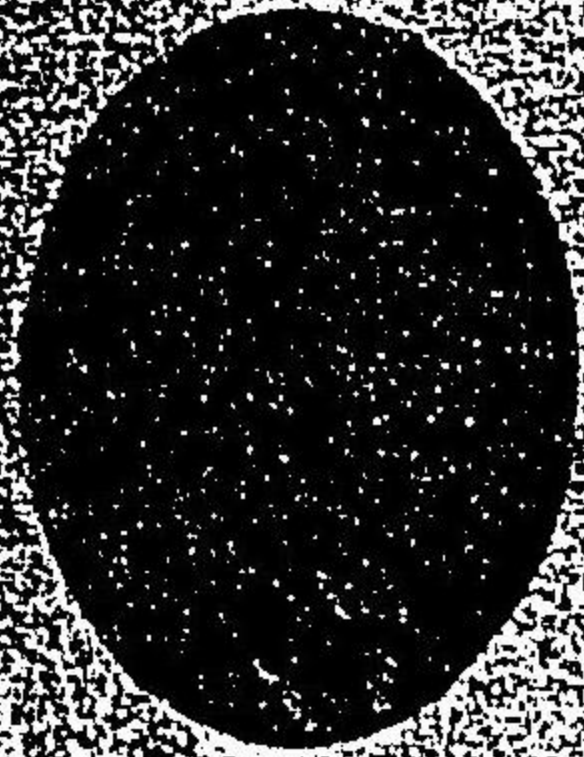
Salem Noodle Cafe
163 Commercial St., Salem, Ore.

一五

也 喜 拜 活 の 知 世 十 三 日 陀 奈 加
 見 支 展 の テー ヨ ン トー オ フ 五 月 日 十 九 年 三 十 百 九 十

Japan And Canada Resources Co.

President And Manager M. YAMADA
 Head Office 363 Powell St., Vancouver, B. C.
 Branch 204 5th Ave. So., Seattle, Wash., U. S. A.



支 部
 北 米 合 衆 國 華 盛 頓 州 シ ャ ト ル 市
 南 第 五 街 二 〇 四 号

加 日 富 源 社 支 社

本 部
 主 任 山 田 昌 則
 電 話 シー ヲ ア 九 四 三 三
 商 主 白 井 國 太 郎
 法 律 顧 問

日 加 富 源 社

ハ ッ ク エ ー ル 街 三 五 六 六

本 部 加 日 富 源 社 支 社

オレゴン州は加奈陀最大の富源を有す

(船 期 定 の 航 通 市 テー ヨ ン トー オ フ)

才 供 提 び 胞 同 の 万 十 加 日 富 源 社 支 社 加 日 富 源 社 支 社 加 日 富 源 社 支 社

M. Hachiga Co.
 P. O. Box 125 PORTLAND, ORE.

蜂 谷 旅 館
 食 料 品 雜 貨 部
 運 送 部
 蜂 谷 商 店
 電 話 (メー ン) 一 五 一 四 二
 (エー ー) 一 九 〇 五
 書 籍 賣 藥 部
 時 計 貴 金 屬 部
 蜂 谷 支 店

オレゴン州フードリバー市オーク街四一五
 Columbia Laundry
 Cleaning & Pressing
 小 田 梅 七
 415 Oak St., Hood River, Ore.
 Phone L 301

オレゴン州フードリバー市第三街一九〇
 支 那 料 理 パ ナ マ レ ス ト ラ ン ト
 築 尾 京 太 郎
 The Panama Restaurant P. O. Box 322 Hood River, Ore.

オレゴン州ゼダールズ市
 哥 倫 比 亞 殖 産 會 社
 Columbia Land & Produce Co.
 The Dalles, Oregon.
 確 實 の 土 地 所 有 權 を 得 て 土 着 な さ れ ん と す る
 諸 君 は オレゴン に 來 ら れ た 去

也 臺 舞 活 の 紀 世 十 二 は 陀 奈 加
よ 見 を 展 發 の デー ヨ ジ トー オ フ る け 於 に 度 年 三 十 百 九 千 一

Japan And Canada Resources Co.

Precident And Manager M. YAMADA
Head Office 366 Powell St., Vancouver B. C.
Branch 204 5th Ave. So., Seattle, Wash., U. S. A.



支 部

北 米 合 衆 國 華 盛 頓 州 シ ャ ト ル 市
南 第 五 街 二 〇 四 半

加 富 源 社 支 社

ビ ー シー 州 大 富 源 の 中 心 は フ ォー ト ジ ョー デ 也

英 領 加 奈 陀 香 坡 市

パ ウ エ ル 街 三 六 六

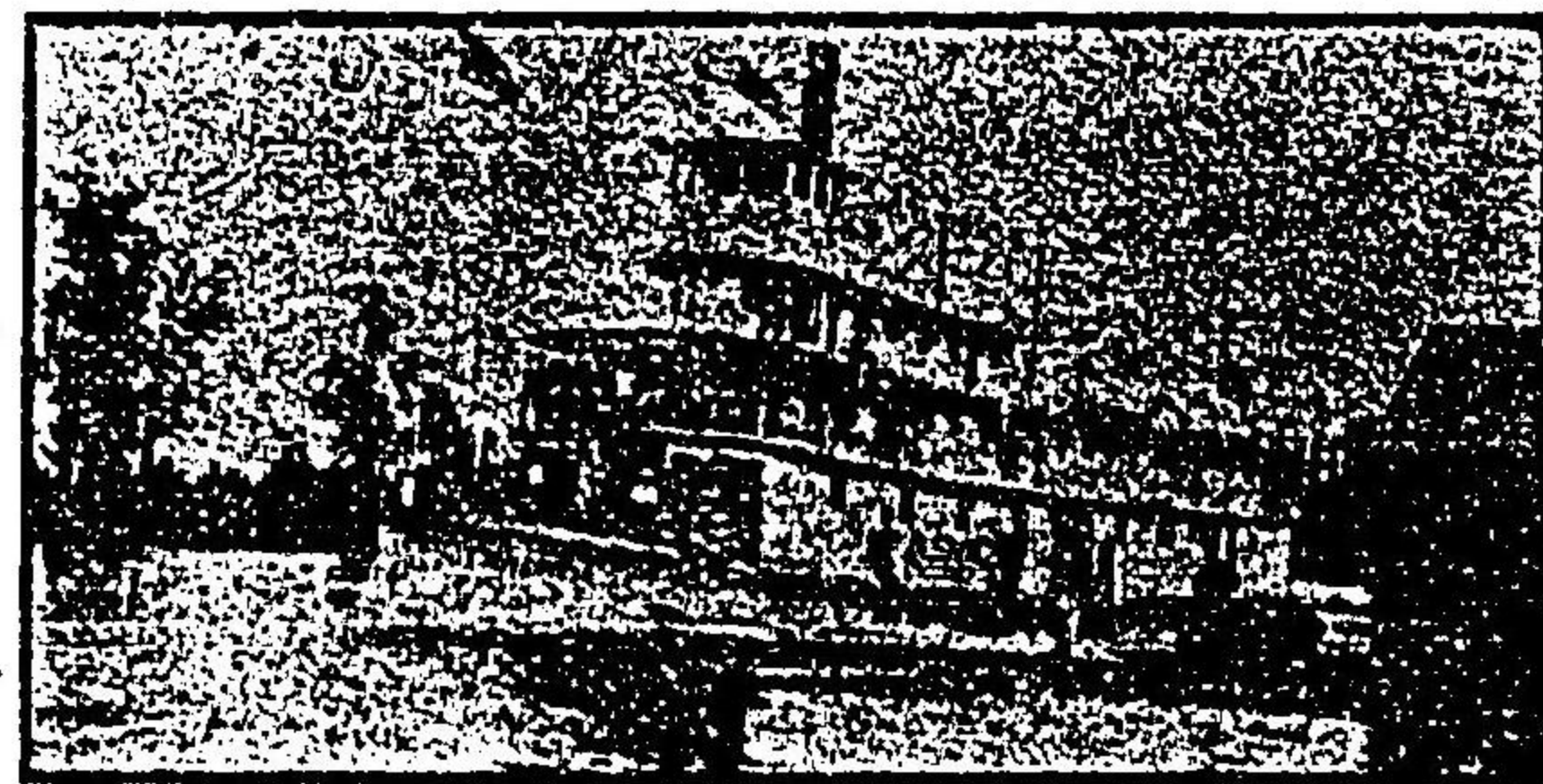
本 部 日 加 富 源 社

主 任 山 田 昌 則

(電 話 シー モア 九 四 三)

商 主 白 井 國 太 郎

法 律 顧 問 アーサー ジェイ マーソン



(船 期 定 の 航 通 市 デー ヨ ジ トー オ フ)

す 供 提 に 胞 同 の 万 十 加 在 住 を 源 富 の 陀 奈 加 は 社 源 富 加 日

M. Hachiya Co. PORTLAND, ORE.

P. O. Box 125

蜂 谷 旅 館
食 料 品 雜 貨 部
運 送 部
蜂 谷 商 店
電 話 (メー ン 五 一 四 二
エー ー 一 九 〇 五)
書 籍 賣 藥 部
時 計 貴 金 屬 部
蜂 谷 支 店

オ レ ゴ ン 州 フ ォー ド リ ヴ ー 市 オーク 街 四 一 五

西 洋 洗 濯

Columbia Laundry
Cleaning & Pressing
小 田 梅 七
415 Oak St., Hood River, Ore.
Phone L 301

オ レ ゴ ン 州 フ ォー ド リ ヴ ー 市 第 三 街 一 九 〇
西 洋 料 理 支 那 料 理 パ ナ マ レ ス ト ラ ン ト

The Panama Restaurant P. O. Box 322 Hood River, Ore.

築 尾 京 太 郎

オ レ ゴ ン 州 ゼ ダー ル ス 市

哥 倫 比 亞 殖 産 會 社

Columbia Land & Produce Co.

The Dalles, Oregon.

確 實 の 土 地 所 有 權 を 得 て 土 着 な さ れ ん と す る
諸 君 は オ レ ゴ ン に 來 ら れ た 玄

第參編 條約及法令

日米通商航海條約

日本國皇帝陛下及亞米利加合衆國大統領は幸に兩國民間に存在せる友好親善の關係を鞏固ならしめん事を欲し而して今後兩國間の通商關係を律すべき條規を明確に訂立するは此善美なる目的を達するに資すべきを信じ之が爲に通商航海條約を締結する事に決し仍て日本國皇帝陛下は亞米利加合衆國駐劄特命全權大使從三位勳一等男爵内田康哉を亞米利加合衆國大統領は合衆國國務卿フイランダシ、ノッダスを各其全權委員に任命せり各全權委員は互に委任狀を示し之が良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定せり

第一條 兩締盟國の一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内に到りて旅行去又は居住し卸賣又は小賣商業に従事し家屋製造所倉庫及び店舗の所有又は賃借して之を使用し自から撰擇せる代理人を雇使し商業及び商業の目的のため土地を賃借去其他一般の商業に

日米通商航海條約

●營業課目

諸預金。貸附。荷替爲國債。賣買。日本金兩替諸手形割引。信用狀發行各種取立事務。内外送金此他銀行事務一切

The Specie Bank Of Seattle

Phone Elliott 4078
415 Maynard Ave., Seattle, Wash.

取締役

菊竹 經義
アリス、イ、ウ、カ、リ、ア、ム
上田 正興
荳野 用八

●預金利率

定期一ヶ年 五歩五厘 六ヶ月 五歩 三ヶ月 四歩
特別當座(證書) 百弗ニ付キ月三十仙
通知(保護預金) 年 三歩

△貯蓄預金 年四歩四厘

沙港正金銀行

頭取 菊竹 經義
副頭取 阮 治
副支配人 遠藤 源吾
出納係 荳野 又喜

諸建築請負。土地賣買及保管擔保及抵當貸。各種保險事務

●資本金拾萬弗

オリズムピタ投資會社

社長 菊竹 經義
理事兼會計 荳野 用八

關帶し又は必要なる一切の行爲を爲す事に就き其國の法令を遵守するに於ては内國臣民は又人民と同一の條件に依り之が自由を享有すべし

該臣民又は人民は何等の名義を以てするも内國臣民又は人民の納附し又は納附することあるべきものこと異なるか或は之より多額なる課金又は租税を徵收せらるゝ事なかるべし

兩締盟國一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内に於て其身体及び財産に對して常に保護及保證を享受すべし而して内國臣民又は人民と同一の條件に服するに於ては本件に關し内國臣民又は人民に許與し若くは許與することあるべき所と同一の權利及び特權を享有すべし

該臣民又は人民は他の一方の版圖内に於て守備軍たるご護國軍たるご民兵たるごを問はず陸海何れに於ても強制兵役を免れ且服役の代りとして課せらるゝ一切の公納を免れ又一切の強募公債又は軍用賦款若くは取立金を免るべし

第二條 兩締盟國の一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内に於て有する家宅倉庫製造所及び店舗并に一切の附屬構造物にして住居及び商業の目的に使用せらるゝものは侵すべからず

第參編 條約及法令

日米通商航海條約

日本國皇帝陛下及亞米利加合衆國大統領は幸に兩國民間に存在せる友好親善の關係を鞏固ならしめん事を欲し而して今後兩國間の通商關係を律すべき條規を明確に訂立するは此善美なる目的を達するに資すべきを信じ之が爲に通商航海條約を締結する事に決し仍て日本國皇帝陛下は亞米利加合衆國駐劄特命全權大使從三位勳一等男爵内田康哉を亞米利加合衆國大統領は合衆國國務卿フイランドシー、ノッグスを各其全權委員に任命せり各全權委員は互に委任狀を示し之が良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定せり

第一條 兩締盟國の一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内に到りて旅行又は居住し卸賣又は小賣商業に従事し家屋製造所倉庫及び店舗の所有又は賃借して之を使用し自から撰擇せる代理人を雇使し商業及び商業の目的のため土地を賃借し其他一般の商業に

日米通商航海條約

關帶し又は必要なる一切の行爲を爲す事に就き其國の法令を遵守するに於ては内國臣民は又人民と同一の條件に依り之が自由を享有すべし
該臣民又は人民は何等の名義を以てするも内國臣民又は人民の納附し又は納附することあるべきものと異なるか或は之より多額なる課金又は租税を徵收せらるゝ事なかるべし
兩締盟國一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内に於て其身体及び財産に對して常に保護及保證を享受すべし而して内國臣民又は人民と同一の條件に服するに於ては本件に關し内國臣民又は人民に許與し若くは許與するところあるべき所と同一の權利及び特權を享有すべし
該臣民又は人民は他の一方の版圖内に於て守備軍たるご護國軍たるご民兵たるごを問はず陸海何れに於ても強制兵役を免れ且服役の代りとして課せらるゝ一切の公納を免れ又一切の強募公債又は軍用賦斂若くは取立金を免るべし
第二條 兩締盟國の一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内に於て有する家宅倉庫製造所及び店舗并に一切の附屬構造物にして住居及び商業の目的に使用せらるゝものは侵すべからず

The Specie Bank Of Seattle
Phone Elliott 4078
415 Maynard Ave., Seattle, Wash.

●營業課目

諸預金 貸附 荷替爲
國債 賣買 日本金兩替
諸手形割引 信用狀發行
各種取立事務 内外送金
此他銀行事務一切

●預金利率

定期一ヶ月 五歩五厘 六ヶ月 五歩三ヶ月 四歩
特別預金(証書) 百兩 二付 月二十仙
通知(保證預金) 年 三歩
△貯蓄預金 年四歩四厘

沙 港 正 金 銀 行

取 締 役 堀 行 郎 藏
宣 正 田 正 興
野 用 八
出 納 係 實 野 又 喜
副 取 締 堀 行 郎 藏
副 取 締 堀 行 郎 藏
副 取 締 堀 行 郎 藏

●資本金拾萬弗
諸建築請負
擔保及抵當貸
各種保險事務

オ リ ム ピ ッ ク 投 資 會 社

社 長 堀 竹 經 義
理 事 兼 會 計 長 野 用 八

右建物及び附屬構造物に就ては法律命令及び規則を以て内國臣民又は人民に對して定めたる條件及び方式に依るの外臨檢搜索をなし又は帳簿書類若くは計算書を檢査閱點することを得ず

第三條 兩締盟國の一方は港都市其他の場所に總領事領事、副領事、辨理領事及び事務官を置くことを得但し右領事官の駐在を認可するに便ならざる場所に就ては此限りに非ず尤も此制限は一切の他國に對しても亦均しく之を加ふるにあらざれば一方の締約國に對し之を加ふることを得ず

右總領事、副領事、辨理領事及び事務官は駐在國政府より認可狀承認書を得たる時は最惠國の同等領事官に認許せられ又は今後認許せらるゝ事あるべき範圍内に於て相互の條件に依り職務を執行せ并に特典及び免除を享有するの權利を有すべし認可狀其他の承認狀を發給せる政府は其裁量を以て之を取消すことを得但し其取消をなすに就ては之を正當と認めたる理由を通知すべし

第四條 兩締盟國版圖内には相互に通商及び航海の自由あるべし締盟國の一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内に於て外國通商のために開かれ又は開かる

ことある可き一切の場所港及び河川に最惠國臣民又は人民と均しく船舶及び貨物を以て自由に到ることを得

但し常に到達國の國法に従ふことを要す

第五條 兩締盟國の一方の版圖内の生産又は製造に係る物品にして他の一方の版圖内に輸入せらるゝものに對する輸入税は今後兩國間の特別取締又は各自の國內法に依りて之を定むべし

締盟國の何れの一方たりとも他の一方の版圖内に輸出せらるゝ物品に對し同様の物品が別國に輸出せらるゝに當り納附し又は納附することあるべき所と異なるか或は之より多額なる税金又は課金を課することを得ず

又締盟國何れの一方たりとも他の一方の版圖内よりの物品輸入又は該版圖内への物品輸出に對しては同様の物品の別國よりの輸入又は別國への輸出に對して均しく適用せられざる以等の禁止を加ふることを得ず

但し衛生上の裝置として又は動物及び有用の植物を保護するの目的を以て加ふる禁止又は制限は此限にあらす

第六條 兩締盟國の一方の臣民又は人民は他の一方の

版圖内に於て一切の通過税を免除せらるべく又倉入獎勵金便益及び戻税に關する一切の事項に就ては全く内國臣民又は人民と均等なる待遇を享有すべし

第七條 兩締盟國の一方の國法に従ひて既に設立せられ又は今後設立せらるべき商業及び金融業に關する有限責任其他の會社及び組合にして該國版圖内に住所を有する者は他の一方の版圖内に於て其國法に違犯せざる限り權利を行使し原告又は被告とまで裁判所に出現することを得

前項の規定は兩締盟國の一方に於て設立せられたる會社又は組合が他の一方に於て其營業に従事するを認許せらるゝや否やと何等の關係を有せずして右認許は常に各當該國又は其地方の法令に依るものとす

第八條 兩締盟國一方の港に其國の船舶を以て外國より適法に輸入せられ又は輸入せらるゝことあるべき一切の物品は他の一方の船舶を以てまた均しく該港に之を輸入することを得此場合に於て右物品の内國船舶に依て輸入せらるゝ時課する所と異なるか或は之より多額の税金又は課金は如何なる名稱を有するものたりと雖も之れを課することなし右相互均等の待遇は該物品が直接生産原産地より到ると其他の外國地方より到ることを問はず之を實行すべし

日米通商航海條約

輸出に關しても右同様に全く均等の待遇をなすべく從て兩締盟國一方の版圖内に於て該版圖内より適法に輸出せられ又は輸出せらるゝことあるべき物品は其輸出が日本船舶に依るに合衆國船舶に依ることを問はず且其仕向地が締盟國の他の一方の港たるに第三國の港たるに拘らず之が輸出に當り同一の輸出税を納附し又は同一の獎勵金及び戻税を受くべし

第九條 締盟國版圖内に於ける船舶の繫留及び貨物の積卸に關する一切の事項に就ては締盟國に於て兩國の船舶を全く均等に待遇する意思なるより締盟國の何れの一方たりとも他の一方の船舶に對し同様の場合に等しく許可せざる何等の特權を自國船舶に許與することなかるべし

第十條 日本國又は合衆國の國旗を掲げ且つ各本國法の規定する國籍證明書類を有する船舶は合衆國又は日本國に於て之を日本船舶又は合衆國船舶と認むべし

第十一條 政府、官公吏、私人、團體又は各種營造物の名稱を以て又は其利益の爲めに課せらるゝ噸税、港税、水先案内料、燈臺税、檢疫費其他の名稱如何に拘らず之に類似又は該當する料金は同様の場合に均しく國內船舶一般又は最惠國船舶に課するものにあら

されば締盟國の一方の版圖内の港に於て之を他の一方の船舶に課することなし右均等の待遇は兩國の船舶が何れの地より來り又は何れの地に行くを問はず相互に之を實行すべし

第十二條 兩締盟國の一方の定期郵便運送の任務に當る船舶は國有たるも國庫より之れが補助を受くるものなるも別なく他の一方の版圖内の港に於て同様の最惠國船舶に許與せらるる、便益持權及び免除を享有すべし

第十三條 兩締盟國の沿岸貿易は本條約に規定する限りにあらず日本國及び合衆國各自の國法の定むる所に依る

但し締盟國の臣民又は人民は本件に關し其一方の版圖内に於て最惠國待遇を享有すべきものとす
兩締盟國の一方の船舶にして他の一方の版圖内の一個以上の輸入港へ仕向けられたる貨物を外國に於て積載したるものは右諸港の一つに於て其貨物の一部を陸上げし更らに他の一港及ば數港に續航して其地に貨物の殘部を陸上げすることを得

但し常に到達國の國税法及び税關規則に従ふことを要す又同様の方法及び同一の制限に依り締盟國の一方の船舶は他の一方の港より國外に向ひ發

航の當時該國の港に於て貨物を積載することを

第十四條 本條約に於て別に明文ある場合を除くの外兩締盟國は通商及び航海に關する一切の事項につき其一方が別國の臣民又は人民に現に許與し又は今後許與することあるべき一切の特權恩典又は免除にして若し右別國へ無償にして許與したるものなる時は無償にて若し條約を附して許與したるものなる時は同一又は均等の條件を以て之を他の一方の臣民又は人民に及ぼすことを同意す

第十五條 兩締盟國の臣民又は人民は他の一方の版圖内に於て法定の手續を履行するときは特許商標又は意匠に關し内國臣民又は人民と同一の保護を享受すべし

第十六條 本條約は其の實施の日より千九百九十四年十一月二十二日の通商航海條約に代るものとす而して同日より千八百九十四年一月二十二日の通商航海條約は其効力を失ふべし

第十七條 本條約は千九百一十一年七月十七日より實施し十二年間又は兩締盟國の一方が他の一方に對し本條約を消滅せしむるの意志を通告せる日より六ヶ月の期間満了に至るまで其効力を有す
右十二年間満了の六ヶ月前に兩締盟國の何れよりも

本條約を消滅せしむるの意志を他の一方に通告せざる時は本條約は締盟國の一方が右通告を與へたる日より六ヶ月の期間満了に至る迄引續き効力を有す
第十八條 本條約は批准を要す其批准書は本月より三月以内に成る可く速かに東京に於て交換すべし
右證據として各全權委員本條約二に通署名調印す

明治四十四年二月二十一日即ち西曆千九百一十一年二月二十一日華盛頓に於て

内田 康 哉
フインラング、シー、ノツクス

合衆國憲法

第一章 立法權

第一條 國の立法權は上下兩院より成る國の議會に屬す

第二條 一、下院は二年毎に數州の人民より撰擧したる議員を以て之を組織し各州の撰擧人は其州議會の議員の撰擧人たる資格を具備することを要す
二、年齢滿二十五歳に達し七ヶ年以上其州の市民となり其選舉の當時現に其州の住民たらざる者は議員となるを得ず

合衆國憲法

三、下院議員及び直接國税は其數に應じて聯合に加入したる州の間に之を分配し其數は一定の年限勤務に服する者を含み自由民の總數を加算して之を決定す但し租税を賦課せざる印度人は之を除く
數の計算は第一議會開會後三年以内及び各十年毎に法律の規定する方法に従て之を行ふ
下院議員の數は三万人毎に一人を超過することを得ず、但し各州は少くとも一名の下院議員を撰擧するものとす

右の計算を爲す時までニューハンプシアア州は三名、マサチューセツ州は八名、ロードアイランド州及びプロヴイデンス殖民地は一名、コネチカット州は五名、紐育州は六名、ニュージャージー州は四名、ペンシルヴァニア州は八名、デラウェア州は一名、メリラン州は六名、ノースカロライナ州は四名、サウスカロライナ州は五名、ジョージア州は三名を撰擧する權利を有す
四、州撰擧議員に缺員を生じたるときは州の行政官は直ちに撰擧を施行することを要す
五、下院は其議長并に役員を撰擧し及び彈劾を起す權を有す

第三條 一、上院は各州の議會より撰擧せられたる二



名の議員を以て之を組織し各議員の任期を六ヶ年とす

- 二、撰擧の後上院議員を召集したるときは直ちに議員を三級に分つ
 - 第一級に屬する者は第二年の終りに於て、第二級に屬する者は第四年の終りに於て、第三級に屬する者は第六年の終りに於て各其任期を終了す
- 上院議員三分の一の補缺撰擧は二年毎に之を行ふ州議會閉會中上院議員の辭職の爲に缺員を生じたるときは州行政官は次の州會開會の時まで臨時議員を撰任することを得
- 三、年齢滿三十歳以上にして九年以上合衆國市民となり且つ撰擧の當時其撰出されたる州の住民にあらざる者は上院議員となることを得ず
- 四、副大統領は上院議長之に任じ議事に關し可否同數なる場合の外投票權を有せず
- 五、上院は上院に屬する各役員を撰擧し副大統領缺けたるとき又は副大統領が代て大統領の職務を執行する場合に臨時の議長を撰擧することを得
- 六、上院は官吏彈劾に對し専ら之を裁決する權を有す但し大統領が彈劾せられたるときは大審院長議事を統括す

六

何人も出席議員の三分の二以上の投票に依るにあらざれば懲罰の判定を受くることなし

- 七、官吏彈劾の裁判に於ては失職以上の判決を爲すことを得ず且つ其處罰は合衆國に於て名譽、信用又は利益ある官職を擔任するの資格を奪ふに止まる但し彈劾を提起せられたる官吏は此裁判の外別に法律の規定に依り公訴、審問判決及處罰せらるゝものとす
- 第四條 一、上院議員及下院議員を撰擧する日時、場所及び方法等は各州議會各目之を定む但し國會は上院議員撰擧の場所以外の事項に付ては任意に法律を以て制限を設け又は州會の規定を變更することを得
- 二、國會は毎年少くとも一回之を召集するものとし其開會は法律を以て特別の期日を指定せざるときは十二月第一月曜日之を行ふ
- 第五條 一、各院は議員の撰擧解任及び其資格等を審査判定する權を有す
- 各院が議事を爲す定員數は員數の過半数以上とす但し定員數を得ざるときは少數議員は日々休會を爲し議員法を以て定めたる方法并に罰則に依り缺席議員の出席を強制することを得



二、各院は其議事に關する規則を定め院内の秩序を紊したる議員を處罰し及び議員三分の二以上の決議を以て議員を除名することを得

- 三、各院は議事録を調製し其秘密を要するもの、外は時々之を公表すべし
- 如以なる議事にも出席員五分の一の請求あるときは議員の爲したる表決は單純なる諾否の發言と雖も之を記録することを要す
- 四、國會の開會中一院は他の一院の承諾を得ずして三日以上休會し若くは兩院の會場以外の場所に於て開會することを得ず
- 第六條 一、兩院議員は法律を以て定めたる金額に依りて國庫より其勤務に對する報酬を受く
- 兩院議員は叛逆、重罪並に公安を害する犯罪を除くの外は會開中院の外に於て逮捕せらるゝことなく及び其院内に於て爲したる發言表決に對して院外に於て審問を受くることなし
- 二、兩院議員は其任期中合衆國の創定したる行政官に任用し若くは其任期中合衆國より何等の利益(歳費以外の)を受くることを得ず
- 合衆國政府の官職を擔任する者と兩院何れの議員ともなることを得ず

合衆國憲法

第七條 一、歳入増加に關する議案は下院先づ之を議決す但し上院は其議案を提出又は修正することを得

- 二、兩院を通過したる議案は先づ之を法律と爲す前に大統領に提出し大統領之を裁可したるときは其議案に署名し裁可せざる時は之に反對の旨を附記して其議案を發案したる議院に廻付す此場合に其議院は議事録に却下の旨を記入し再び同一案に付て議事を開くものとす
- 議院が再議の後三分の二以上の決議を以て之を通過し大統領の不裁可の旨を附記して他院に提出したるときは其議案の提出を受けたる議院は同一方法を以て之を議事に附し三分の二以上の決議を以て之を通過したるときは法律となる
- 右の場合に於ては兩院の意思は議員の贊否の發言に依て之を決し其議案に對して贊否の表決を爲したる議員の氏名を各院の議事録に記入す
- 三、議院を通過したる議案が大統領に提出せられたる日より十日以内(日曜日之を除く)に大統領より回付を受けざるときは其議案は大統領が自ら裁可し署名したると同一に法律となる但し兩院が休會中にして大統領より議案の回付を受くる能はざる場合は此限にあらず

七

休會の場合を除くの外命令、決議又は投票に關し
 兩院の協議を必要とするときは之を大統領に提出
 して其裁断を乞ふべし若し大統領が其提出案を却
 下したるときは兩院は法律案の決議に必要な規
 定及制限に從て兩院議員三分の二の決議を以て之
 を通過することを待

第八條 國は左の權限を有す

- 一、税租、手数料、海關稅及消通稅等を賦課徵收し國債を償却し國
 防并に國の利益を増進する爲に必要な設置をなすこと但し前記
 の公課は國內を通じて劃一とす
- 二、合衆國の信用を以て國債を起すこと
- 三、外國との通商并に國內の諸州間及び印度種族との間に於ける通
 商を制限すること
- 四、歸花に關する同一の制限を設け破産に關し國內を通じて同一の
 劃定を設くること
- 五、貨幣を鑄造し内外貨幣の價格を整理し貨幣の重量并に其價格の
 尺度を一定すること
- 六、公債證書及び通貨の偽造に對する罰則を定むること
- 七、郵便局及郵便道路を設くること
- 八、學術其他有用なる技術の進歩を助成する爲に一定の期間著作物
 及び發明品を專用する權利を與ふること
- 九、大審院の下に下級の裁判所を設置すること
- 十、公海に於て行はる海賊及重罪行為及國際法に反する行為の區別
 を一定して之を處罰すること

- 十一、戰を宣し海上捕獲免狀及報復免狀を下附し陸上并に海上の捕
 獲に關する規定を設くること
- 十二、陸軍を設け及之を維持すること但し之が爲に要する資金は二
 年以上之を流用するを得ず
- 十三、海軍を設け及之を維持すること
- 十四、陸軍及海軍の軍政に關し必用なる規定を設くること
- 十五、合衆國の法律を執行し内亂を鎮定し及外寇を防ぐ爲に民兵召
 集に關する規定を設くること
- 十六、民兵を組織し武裝し及之を訓練する爲に必要な規定を設け
 合衆國の爲に勤務する民兵を統御し并に民兵の士官を任命する權
 及國會の規定したる方法に從て民兵を訓練する權を各州に留保す
 る爲必要な規定を設くること
- 十七、國會の承諾及特定の州の讓與に依て合衆國政府の直轄地とな
 りたる四方十平方哩を超過せしに於て絕對に立法權を行使し及
 城營、武庫、造兵廠、乾燥船渠其他必要な建造物を設くる爲に州
 國會の承諾を経て買収したる地方に同一の權を行使すること
- 十八、前項諸種の權利及憲法に依り合衆國政府各省又は各省の官吏
 に委任せられたる權利を行使するに必要な法律を設くること

第九條 一、現存する各州が適當と認めたる外國人の
 入國に付ては一千八百八年以前に限り國會は其入
 國を禁止することを得ず 但し國會は一人に付十
 弗以内の入國税を課すること得
 二、人身保護に關する特權は内亂、外寇に際し公安
 維持の必要上止むを得ざる場合の外之を停止する
 ことを得ず

- 三、私權剝奪法案又は逋及法律案は之を通過するこ
 とを得ず
- 四、人頭税其他直接税は從來の規定に依り人口又は
 計算に比例するにあらざれば之を賦課徵收するを
 得ず
- 五、一州より他州に輸入したる物品には課税せず
- 六、一州の港津は通商又は渡人の規定に依り他州の
 港津と異なる計算を受くることなし又一州の港津を
 出でたる船舶は他州の港津に入りて關稅を賦課徵
 收せらるることなし
- 七、法律の規定に依るにあらざれば國庫より金錢を
 受取ることを得ず國庫金に關する收入の計算は時
 々之を公表す
- 八、合衆國は貴族の稱號を認許せず其合衆國政府の
 下に奉職する者は國會の承諾を得るにあらざれば
 外國の君主、主長又は外國より何等の贈與、報酬、
 官職又は稱號を受くるを得ず

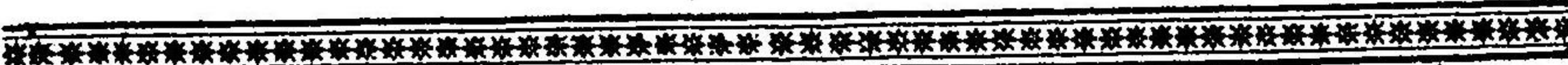
第十條 一、各州は外國と條約を締結し同盟を爲し聯
 合を結ぶことを得ず又海上捕獲狀及報復狀を下附
 し貨幣を鑄造し信用證券を發行し負債を償却する
 爲に金銀貨幣以外の貨幣を法貨とし私權剝奪法案
 及逋及法律其他契約上の義務を減免する法律を制

合衆國憲法

- 定し若くは人民に貴族の稱號を與ふことを得ず
- 二、各州は國會の承諾を得ずして海關監視法を執行
 する爲に必要なもの、外輸入品又は輸出品に租
 税を賦課することを得ず其各州が輸出入品に賦課
 したる租稅純收入は國庫の用途に充當す國庫は海
 關監視等に關する法律を制定し之を制限する權を
 有す
- 三、各州は國會の承諾を経ずして噸税を賦課し平時
 に於て軍隊又は軍艦を貯へ他州又は外國と條約を
 結び其他外寇又は危險切迫して遲滯を許さざる場
 合の外戰爭に從事することを得ず

第二章 行政權

- 第一條 一、國の行政權は大統領之を掌握す大統領は
 副大統領と共に其任期四ヶ年にして左の方法に依
 て撰舉せらる
- 二、各州は州會の規定する方法に從ひ各州より撰出
 する上下兩院議員と同數の撰舉人を選出す、但し
 兩院議員又は合衆國政府の下に奉職する人は撰舉
 人となることを得ず
- 三、撰舉人は各所屬の州に集會し二人に對して投票
 を爲す、但し其一人は撰舉人の所屬する州の住民
 にあらざることと要す



撰舉人は投票せられたる人の名簿を作製し之に署名し證明及封緘を施し上院議長に宛て、合衆國の首府に送達すべし

上院議長は上下兩院議員の面前に於て證明書を開封し投票を計算す

撰舉人總數の過半数に達し最大多數の投票を得たる人は大統領に當選す若し他に撰舉人の過半数に達し同一の投票を得たるものあるときは下院は直に投票を行ひ其一人を大統領に撰舉す

撰舉人總數の過半数を得たる者一人も之無きときは下院は其最高點を得たる者五人に付き投票を以て其一人を撰舉す、但し此場合に於ける投票は各州の代表者を以てし其票數は各州一票とし其定足數は各州の代表者の三分の二に達し且つ州數の過半数を得ることを要す

何れの場合に於ても大統領撰舉の後撰舉人より最大多數の投票を得たる者を副大統領に任ず、但し二人以上同一の投票を得たるときは上院は投票を以て一人を撰舉す

四、國會は大統領撰舉の時日を定む、但し其日時は全國同一とす

五、出生に因て合衆國の市民となら若くは此憲法制

定の當時現に合衆國の市民たるもの、外大統領に撰任するを得ず

年齢三十五歳以上に達し且つ十四ヶ年以上合衆國に住居せざる者は大統領に撰任するを得ず

六、大統領其職を去り死亡し任意に辭職し又は其職權職務を執行すること能はざるに至りたるときは副大統領は之に代て大統領に撰任す

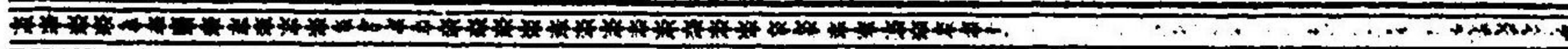
國會は大統領及副大統領が退職、死亡又は辭職したる場合若くは故障の爲めに其職務を執行すること能はざるに至りたる場合に於て如何なる官吏が大統領として行政を行ひ及び其官吏が大統領の故障止む時まで其行政を行ふか若くは新に大統領を選挙する時まで行政を行ふかに付て必要なる規定を設くることを得

七、大統領は任期間一定の俸給を受け其額は任期間増減することを得ず且つ大統領は其任期中合衆國若くは州より其俸給以外の報酬を受くることを得ず

八、大統領は其職務を執行するに先立ち左の宣誓又は誓言を爲すことを要す

余は嚴肅に余が誠實に合衆國の大統領たる職務を執行し余の能力を盡して合衆國の憲法を守護すべきことを宣誓(又は誓言)す

約 法 及 令 (11)



第二條 一、大統領は合衆國陸海軍の元帥にして其諸州の民兵が召集せられたる時は其總指揮官となる

大統領は書面を以て行政部の長官より其管掌事務に關する意見を徵收し及び其彈劾の場合を除く外合衆國に對する犯罪の處罰を免除し若くは其刑罰の執行猶豫を許可する權を有す

二、大統領は上院の建議及び承諾を以て條約を締結するを得但し上院の建議及承諾は出席員の三分の二以上の決議を経ることを要す

大統領は上院の建議及承諾を以て大使、公使、領事大審院の判事を任命し及び其他其任命に關し特別の規定を設けざるも法律を以て規定することを要する官吏を任命することを得但し國會は法律を以て大統領自ら又は裁判所若くは行政長官が自ら任命するを適當と認むる下級官吏に任命權を委任することを得

三、大統領は上院の閉會中辭令書を與へて官吏の缺員を補充することを得但し其官吏は次の會期に至り其職を失ふ

第三條 大統領は國會に對し時々國政の狀況を報告し及び其必要并に便宜と認めたる法案を建議するとを得臨時緊急の場合に於て大統領は兩院又は一院

合衆國憲法

を召集するとを得其兩院の間に休會に關し意見を異にする時は大統領は其適當と認むる時まで兩院に休會を命ずることを得

大統領は大使及び公使を受け及び法律の執行を監視し合衆國一切の官吏を任命することを得(臨時緊急の場合)

第四條 大統領、副大統領及び一切の行政官は彈劾に因り及び叛逆收賄其重罪及び輕罪の訴追に因り其務を免除さる

第三章 司法權

第一條 合衆國の司法權は大審院之を掌管し國會は時々下級裁判所を設くることを得

大審院及び下級裁判所の判事は過失惡行に因るの外其職を免せらるることなく其職務に對しての俸給を受け且就職中其俸給を減せらるることなし

第二條 一、司法權は此憲法に因りて生ずる法律及び衡平法、合衆國法律、合衆國の權力に因りて締結せられ又は締結せらるべき條約に及ぶ

司法權は大使、公使及領事に關する一切の事件、海軍々法會議及び海事裁判に關する一切の事件、合衆國が當事者の一方として紛議に關係せる事件、二州以上の間に生じたる紛議、州と他州の市民と

の間に生じたる紛議、異りたる州民間に生じたる紛議、他州より下附されたる土地に關し同一州民の間に生じたる紛議、一州と其州民及び外國又は外國の臣民若しくは人民との間に生じたる紛議に及ぶ

二、大使、公使、領事等に關する一切の事件に關し州が當事者たる訴訟は先づ大審院之を受理審議し其他の事件にして前記數多の事項に關する訴訟に付ては其法規並に事實に關し大審院之れが控訴管轄權を有す、但し其管轄事項に關する除外例并に其制限は國會之を定む

三、彈劾の場合を除くの外犯罪の審問は陪審官制度に依り其審問は犯罪行為地の州に於て之を開始す但し其犯罪が州に於て行はれざりしときは國會は法律を以て審問の場所を定む

第三條 一、合衆國に對する叛逆の罪は國家に對し戰爭を開始し若しくは敵に助力又は便宜を與ふることに因りて成立す

何人も二人以上の證人に依りて其叛逆の行為を證明せらるゝか又は法廷に於て之を自白したる場合の外叛逆の罪に問はるゝことなし

二、國會は叛逆の罪に對して處罰を宣告する權を有す

す、但し私權利奪又は財産沒收の處罰は犯人の生前に限る

第四章 州 權

第一條 各州は他州の公の行為、記録及び訴訟手續に關し完全なる信用及び信任を與へることを要す

國會は法律を以て此等の行為記録及訴訟手續并に其効果等を證明すべき方法を規定することを要す

第二條 一、各州の市民は他の州に於て一切の特權及び特典を受くるものとす

二、一州に於て叛逆、重罪又は其他の罪に問はれたる者にして逃走して他州に入りたるときは其州は其犯罪行為地の州の行政官の請求に依り其犯人を逮捕して裁判管轄地の州に之を引渡すべし

三、一州の法律に依りて勤務又は勞働に服すべき者に於て他州に逃走したる場合に其州の法律に依りて勤務又は勞働を免除さるゝことと雖其州は勤務又は勞働を要求する權ある州に之を引渡すべし

第三條 一、新立の州は國會の承認に依りて聯合に入す、但し新立の州は他州の法權の下に之を創立することを得ず

州は其關係する州の議會并に國會の承認を経ずして二以上の州の間又は州の一部との間に聯合を形成することをなし

成することを得ず

二、國會は合衆國の直轄地又は合衆國に所屬する財産に關し必要なる規則及び條例を設くることを得此憲法の規定は合衆國又は特定の州の權利に關し不利益なる解釋を爲すことを許さず

第四條 合衆國は聯合に加入したる州に對し共和制政體を保障し各に對する外寇を防ぎ州議會又は州行政官(議會)を召集する能はざる場合(の請願)に因り其内亂に對し之を保護す

第五章 憲法の修正

國會の兩院の三分の二以上が必要と認むるときは憲法修正案を提出することを得、又聯合各州議會の數三分の二以上が憲法修正を請求したるときは憲法修正の爲めに聯合會議を召集することを得

聯合州議會の三分の二以上又は聯合會議の三分の二以上が憲法變更の必要を承認したるときは其承認は國會自ら之を承認したるものと同じく此憲法の一部として此憲法變更の主意及び目的に對し有効なるものとす但し一千九百八年以前に於て爲さるべき修正は如何なる方法を以てするも憲法第一章第九條の第一項及び第二項を變更することを得ず

各州は其承認に依らずして上院に於ける均等投票の利

修正憲法

益を奪はるゝことなし

第六章 國法及條約と州法

一、此憲法制定前に起したる負債及び契約は國家聯合(Confederation)の下に於けると同じく此憲法に依りて合衆國に對して有効のものとする

二、此憲法及合衆國が制定したる法律并に合衆國の權力に依り締結せらるべき一切の條約は國の最高法律と成り各州の裁判官は州の憲法又は其法律に於て反對の規定あるに拘らず之に拘策さる

三、兩院議員、各州會議員、合衆國及各州の行政官并に司法官は宣誓又は誓約に依りて憲法を保守する義務を有す

宗教上の區別を以て合衆國の官吏又は公設の委員となる資格を制限することを得ず

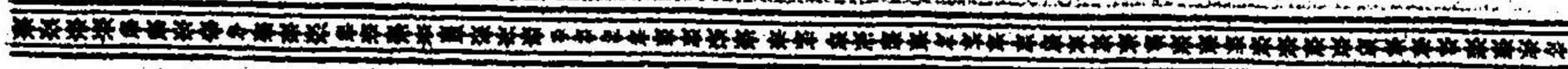
第七章 憲法承認の効力

九州以上の聯合會議の承認あるときは此憲法に承認を與へたる州の間に於て憲法制定の効力あるものと認む

修正憲法

第一章 信仰、言論、印行及集會の自由

國會は宗教を創設し其自由拜禮を禁止し若しくは言論又は印行の自由を制限する法律を制定することを得ず



國會は平和に集會し及災害救助の請願を爲す人民の權利を制限する法律を制定することを得ず

第二章 民兵組織の權

組織整頓したる民兵は州の安全を保つに必要なるを以て人民の武器を貯へ及之を所持する權利を侵害することを不得ず

第三章 軍隊の宿泊

平時に於て家主の承諾を経ずして兵士を其家に宿泊せしむることを得ず其戰時に於ても法律の規定する以外の方法を以て之を宿泊せしむることを得ず

第四章 身体住居及財産の不可侵

不法搜索及不法押収に對し身体、住居、書類、財産等を安全に保持する權利は之を侵害することを得ず 官督又は警官に依り正當の理由を検し特に搜索せらるべき場合及押収せらるべき人又は物を記載するにあらざれば逮捕状を發することを得ず

第五章 正當なる裁判を受くるの權

何人も大法官 Grand Jurors の意見書又は公訴狀に依るの外死刑其他破廉耻に關する犯罪の訴追を受くることなし但し戰時又は時變に際し陸海軍常備軍若くは民兵に屬し現に兵役に服する場合は此限にあらず 何人も同一の犯罪に對して再び處罰を受くることなく

又刑事裁判に於て自己に對し不利益なる證人の地位に立つことなし

何人も正當なる法律手續に依らずして其生命自由又は財産を奪はるることなく又相當の賠償を受けずして私有財産を公用の爲に徵收せらるることなし

第六章 刑事被告人の權利

刑事裁判に於て被告は法律に依つて先づ犯罪行為地を確定せられたる州及地方の公正なる陪審官より迅速且つ公の審問を受くる權利を有し及其公訴の性質并に原因に付て説明を求むるの權利を有す

右の場合に被告は自己の利益の爲めに證人出廷を請求し及自己を辯護せしむる爲辯護士の助力を求むることを得

第七章 同一件に付再審を受けざる

通法に關する訴訟にして其争點が二十弗以上の價格に在るときは陪審官に依て審問を受くるの權利を保留する且つ陪審官より審問を受けたる事實は通法の規程に依らずして再び合衆國の如何なる裁判所に於ても審問を受くることなし

第八章 處罰の制限

過當なる保釋金を命じ又は過當なる罰金を賦課することを不得ず又過酷異常なる處罰を爲す事を得ず

第九章 憲法上の臣民の範圍

此憲法に列記したる或權利は之を以て人民が保有したる他の權利を排除し又減減するものと解釋するを得ず

第十章 州の留保

憲法を以て合衆國に委任せず又は各州に禁止せざる利益は州又は人民に保留す

第十一章 合衆國司法の制限

合衆國の司法權は法律又は衡平法に従て他州の市民若くは外國の臣民又は人民が合衆國の一州に對して提起したる訴訟に及ばず

第十二章 大統領及副大統領の選舉

選舉人は其所屬する州に集會して投票を以て大統領及副大統領を選舉すべし但し其一人は選舉人と同一の州に屬せざるを要す

選舉人は投票用紙に大統領及副大統領たるべき人の氏名を認め且つ大統領及副大統領たるべき人が得たる各自の點數名簿を作製し署名證明及封緘を施し之を上院議長に宛て、首府に送達すべし

上院議長は兩院議員の面前に於て證明書を開封し投票數を計算す其大統領として最多數の得點を有し及選舉人總數の過半數以上に達したる者は大統領に當選す若し選舉人の過半數に達する投票數を得たる者なきとき

修正憲法

は下院は最高點者三人に付き決選投票を行ふ但し此場合に於ける投票は各州の代表者を以てし其票數は各州一票宛として其定員數は各州代表者の三分の二以上に達し且つ州數の過半數を得ることを要す

下院が大統領を選舉する義務ある場合に之を選舉せざるときは副大統領は大統領の死亡又は故障の場合に於けると同じく翌年三月第四日まで大統領として其職務を行ふ

副大統領として最多數の投票を得たる者にして其票數が選舉人總數の過半數に達したるときは副大統領に當選す若し選舉人總數の過半數の投票を得たる者なきときは上院は最高點者二名の中より副大統領を選舉す但し此場合の定員數は上院議員總數の三分の二とす

何人も憲法上大統領に選任さるゝ資格なき者は副大統領となるを得ず

第十三章 奴隸の禁止

一、奴隸又は任意に出でざる役務は合衆國內又は其法の下に在る土地に存在するを得ず但し犯罪の結果處罰として勞役に服する者は此限にあらず

二、國會は適當なる立法を以て本章を強行するを得ず

第十四章 一般的修正

一、合衆國に於て出生し又は歸化に因りて其法律に服する者は合衆國并に其住居する州の市民とす
州は合衆國市民の特權又は特典を制限する法律を設け又は之を強行することを得ず又法律の手續に依らずして人民の生命自由又は財産を奪ひ若しくは其法律の下に在る人に對して均等なる法律の保護を拒むことを得ず

二、下院議員の數は各州の間に其州に在る人民の數に比例して之を分配す但し租税を賦課せざる印度人を省く年齢二十一歳に達したる男子にして合衆國市民が大統領及び副大統領の選舉人、下院議員、州の行政官并に司法官又は州會議員を選舉する權利を非認せられ若しくは叛逆又は其他の犯罪以外の原因に由りて之を制限せられたるときは代表の基本は其利の非認又は制限を受けたる市民が其州に在る二十一歳以上の男子の市民の總數に對する割合に應じて減少するものとす

三、國會議員、合衆國の官吏、又は州會議員若しくは州の行政官其他司法官として合衆國の憲法を守るべきことを宣誓したる者にして合衆國に對する一揆又は叛逆に加入し若しくは敵に助力及便宜を與へたる者は兩院議員、大統領及副大統領の選舉人又は合衆國の文

武官若しくは州の文武官に任用することを得ず但し各院は各院の三分の二以上の投票を以て此制限を除去することを得

四、合衆國が法律に依り起したる一般の負債并に一揆及内亂の鎮定する爲に功勞ありたる者に對し年金并に賞與を與ふる爲に起したる負債は有効のものとする
合衆國又は州は合衆國に對する一揆又は叛逆を助成するために起したる負債其他の義務若しくは奴隸の開放に因て生じたる損害に對する賠償の請求を引受け又は之を支拂ふ義務なし

右の負債、義務及請求は不法且無効のものとする
五、國會は適當なる法律に依りて本章の規定を強行するを得

第十五章 萬民平等の條

一、合衆國市民の選舉人は人種、色澤、又は人的役務(奴隸)に服したるの故を以て合衆國又は州より非認又は制限を受けることなし

二、國會は適當なる立法に依り本章の規定を強行するを得

合衆國移民法

合衆國移民法は千八百八十五年以來屢々變更され、千

九百七十年に至り更に大修正を加へたるが、近年所謂ホワイトスレーヴスの問題起りたる結果として、千九百十年三月又々之を修補したり、左に掲ぐるは同法中在留邦人に必要な條項なり

一、入國稅 船舶によりて外國の海港より合衆國に入國する外國人又は鐵道によりて之に接續する外國領土より合衆國へ入國する外國人は一名に付き入國稅として金四弗を徵收す

但し入國稅は渡船會社又は鐵道會社が本人に代りて支拂ふものなれば會社は該本人より徵收し置く可し然れども合衆國を通過して外國に赴く旅客外人に對しては此稅金を徵收せず

二、入國禁止の外國人 左に掲ぐる外國人は入國を禁止す

(一)自癡 (二)麻痺者 (三)低能兒 (四)癩癩患者 (五)發狂人 (六)渡米前五年以内に發狂したることある者 (七)曾て二回以上發狂したることある者 (八)管病者 (九)公費の救助を受けるに至るべき者 (十)乞食を業とする者 (十一)結核其他の不潔又は危險なる傳染病に罹れる者 (十二)右に列舉せざる者雖も検査醫が精神若しくは身體不健全にして自活するに困難ありと診斷したる者 (十三)重罪又は破廉耻に關する罪罰を受けたる者若しくは之を犯したるを自認する者 (十四)多夫又は多妻者又は其主義を遵奉する者 (十五)無政府主義者又は暴力奉行に依り合衆國政府又は總ての政府又は法律組織を顛覆し若しくは官公吏を暗殺する主義を遵奉し又は辯護する者 (十六)醜業若しくは醜業其

合衆國移民法

他の不道徳なる目的を以て來米する婦女 (十七)醜業の所得の全部又は一部に依りて生活し若しくは之を受くる者 (十八)醜業若しくは醜業其他の不道徳なる目的を以て婦女を得若しくは之を伴ひ入らんとする者 (十九)契約労働者即ち雇傭の提供又は約束に依り若しくは官語書面上又は印刷したる明示又は暗かの契約に従ひ精巧不精巧を問はず或種の労働を爲んが爲め此國に移住を勧誘せられたる者 (二十)入國出願前一年以内に右に記する如く移住を勧誘せられたる者として入國を禁絶されたることある者 (廿一)他人より乗船及乗車切符又は旅費を受けたる者 (廿二)十六歳以下の小兒にして父母又は其一方に伴はれざる者

但し左記の者は入國を許可す

(一)他人より切符又は旅費の支給又は補助を受けたる者雖も前記禁絶階級に屬せず且つ其切符又は旅費が直接又は間接に社會團體協會市町村若しくは外國政府より支給されたる者に非ざる者ある者 (二)右の支給を受けたる者雖も合衆國を経て之に接近せる外國領土へ西行し又は旅行を續くる者 (三)破廉耻罪に關せず純國事犯の處罰を受けたる者 (四)雇傭せられたる精巧労働者が此國に存せざる場合に於ける其種の労働者 (五)契約に依ると雖も佛僑美術家醫師獸醫師僧侶教授學者家僕又は從僕

三、上陸手續 船舶が合衆國の港津に到着したる時は其船長は乗客三十人毎に一紙宛の名簿を調製して移民官に差出す事を規定す其名簿内容は左の如し

姓名、年齢、男女、既婚又は未婚、職業又は文盲、國籍、人種、上陸地點、目的地、其目的地に達する乗車切符の有無、其運賃の出所、五十弗以上所持金の有無、目的地に於ける親屬又は友人の有無且本

人との關係如何、曾て合衆國內に居住したるこの有無、監獄病院救民院等に收容せられしこの有無、契約労働なりや否や疾病の有無及原因經過等其他人國禁拒の條項に抵触せざるや否を記す而して船長は船客に其姓名を自署せしめ記載事項の眞實なることを宣誓せしめ移民官は船中又は特定の場所にて移民を檢閲し醫師は身体を檢診して名簿に署名す此檢査に適合したる者は入國せしむ上陸を得ざる船客に對しては汽船會社は船客を看守するの義務を有し且つ生活を維持する費用を負擔す(場合により會社は船客に其費用を請求す)万二船長にして着守船客を逃走せしめたるときは百弗以上千弗以下の罰金若しくは一ヶ年以下の禁錮に處せられ又は之を並科せらるべし船客にして若し上陸の拒絶を受け是に不服なるときは特別檢問所に上告することを得訴願を提起せんとする船客は記録及關係書類に自己が不服の意見を添へ三十六時間以内に移民官に提出すべし移民總監は拘留せられたる移民を急速に檢査する爲に特別檢問所を設置することを得檢問員は商工務卿の認可を以て移民官中より選任し其員數は三名とす若し其津港に於て三人以上の移民官なきときは同上の手續を以て合衆國官吏中より之を選任する事を得

四、悖德行に對する處罰 左の三項の一に該當する者は之を重犯者とし、一年以下の禁錮に處し并に五十弗以下の罰金を課す

五、送還 入國を禁拒せられたる者及び左に列擧する者は送還さる

六、轉航禁止 布哇より合衆國本土に轉航する者若しくは墨西哥又は加奈太より來米する者にして合衆國本土宛の旅行券を所持せざる者は入國を禁拒さる

合衆國歸化法

外國人に歸化を許すことは合衆國の内に屬し、各州は此れに與からず、何となれば歸化は外國人をして合衆國の臣民とならしめ且つ合衆國臣民の權利義務を要せしむることとなるを以て、其行爲の性質上中央に屬すべきものなり、此理を誤解して往々市民として投票する權利は州に於て之を與ふるものなるが故に、市民となることを許さるゝ行爲即ち歸化も亦州より許さると思ふものあり、然れども選舉の附與は歸化の許可を受たる後に生ずるものにして、一は原因となり一は結果となるものなり、即ち (The right to vote comes from the State, and is a State gift. Naturalization is a gift of the Union, not of any one State.)

一、歸化の手續 (一)歸化を爲さんとする外國人は、合衆國の巡回裁判所又は地方裁判所若しくは合衆國直轄地の地方裁判所又は大審院其他適法に關する裁判管轄を有する裁判所に出廷して善意を以て合衆國の臣民となり、且つ歸化を出願する當時に所屬したる國家又は其君主に對する忠誠の關係を絶つべきことを宣誓することを要す、但し其裁判所は外國人が

合衆國歸化法

歸化の許可を得べき前二ヶ年以上住居したる地方に存する者とす (二)歸化を爲さんとする外國人は右の宣誓二年以上七年以内に於て前記の裁判所に出廷し左の事項を記載する書面を提出することを要す 第一、合衆國の臣民となり且つ永遠に此國に住居すること 第二、現存せる政体に對して忠誠を傾かざること 第三、多夫又は多妻主義を運せざること 第四、歸化出願の當時所屬したる國家に對する忠誠の關係を絶つ 右の書面には二名の信用ある合衆國市民の證明を要し其證人は出願者が引續き五年以上合衆國に住居し且つ其出願地の裁判所を在地に於て出願前一年以上住居したることを證明して記名することを要す (三)出願人は歸化の最終決定を受くる前に、公關裁判所に於て口頭を以て合衆國の憲法を遵奉し且つ絶對に外國に對する忠誠の關係を絶つべきことを要す、此場合に裁判所は前に規定する其項に適合し且つ出願人が品行方正にして能く憲法の規定を遵奉するものなることを認めたるときは直ちに歸化を許す (四)合衆國の兵士となり一年以上此國に住居し且つ品行方正なる者は直に歸化を許す 二、歸化を許さざる外國人 左に掲ぐる者は歸化を許さず

第一、外國の爵位又は貴族の稱號を保留せんとする者
 第二、現存する政体に反對し若くは政府の官吏を暗殺せんとする主義を主張し又之を遂行する者
 第三、英語を語るこゝ能はざるもの
 第四、支那人は絶対に歸化を許さず

三、未成年者の歸化

(一)未成年者の外國人は滿十八歳に達したるときは第一歸化證を受くることを得、但し第一歸化證を受取る後二年を経過し、且つ合衆國に五年以上住居し滿二十一歳に達したる後にあらざれば歸化を許すことを得ず (二)歸化人の子にして、其兩親が歸化の許可を受けたるとき、滿二十一歳に達したるときは市民と看做さる

四、外國に在る歸化人

(一)外國に在る歸化人は合衆國固有の市民と同一の保護を爲す (二)歸化人にして二年以上外國に住居したるときは市民籍を失ふ、但し其外國に駐在する合衆國の外交官又は領事官の證明に依りて之を保有することを得るものとす

五、日本人と歸化

日本人は歸化を爲し得べきや否やに付ては議論の分るゝ處なれども、日本人は未だ歸化を享有するに至らず現に前大統領ルーズヴェルトが第五十九議會に與へたる教書に依ても明なり

六、歸化の効果

歸化の許可を受けたるときは各州は等しく選舉權を與ふ但し州に依りては歸化の宣誓を

なしたる時直ちに歸化人又は固有の臣民と同一の權利を與ふるものあり

合衆國純良食物法

- 一、本法は大藏卿及商工務卿等之を執行するために必要の規定を設く
- 二、本法は一州より他州に輸入若くは外國より合衆國に輸入する一切の藥品類に適用す
- 三、本法に所謂藥品と稱するは、藥劑、調劑品等内用又は外用に供するものにして、合衆國の藥方録又は藥方書に認めらるゝもの及人類又は他の動物の疾病を治療し、若くは之を豫防する材料または其混合物を云ふ
- 四、本法に所謂食物とは、食用に供すべきもの、飲料、菓子又は人類其他の動物の使用に供すべき加味物等を云ふ
- 五、左に記載する物品は不純物を混じたるものと見做す

(一)合衆國衛生試驗所に於て検査したるものと異なる強度、純分、分量、含有するもの、且し瓶、箱其他の容器、表面に其強度、純分及等の量異なることを特に記載したる場合は此限りにあらず (二)菓子の場合には、ナラアルバ、ボライチトズ、スターク、ブロームエ

ロ、其他健康に有害なる色素香料其他の成分を交へたるもの、若くは葡萄酒、麥酒其他酒成分を交へたるもの、其腐蝕劑を交へたるもの亦 (三)食物の場合には、其成分又は之が強度を減少し又は之を弱め又はその成分に危害を與ふべき方法を以て或物を混じ若くは包装したるもの、物品と同一物なるを變ふために全部又は一部他品を使用したるもの、その物品の有用なる部分又は一部を取去りたるもの、着色粉砕外包其他の方法を以て物品の損敗し又劣悪せしめたるものを

毒物其他健康に有害なる成分を含むもの、若し食物を發達するために外部より防腐劑を以て包装したる場合に機械的に又は水に浸してその防腐劑を除去し得るときは、その包装の表面に特にその防腐劑を除去する方法を記載して之を貼附すべし、但し本法の規定は其食物を使用し供せんとする場合に於てのみ之を適用す

食物の全部又は一部分が不潔となり、又腐敗し若くは食用に適せざる動物又は疾病に罹れる動物より成立するか、又は屠殺以外の原因に依りて死亡したる動物より成立したるとき

六、左の場合には不正なる記號を附したるものと看做す

(一)他物を模造したるもの又は他物の名稱を以て或物を賣らんとしたるもの (二)包装物の全部または一部を取去りて他物を之に入れ代へたるもの若くは包装の貼紙にアルコール、モルヒネ、アヘン、コカイン、ヒロイン、アルファベータコカイン、クロロホルム、

合衆國純良食物法 合 國專賣特許法

七、左の場合には不正なる記號を附したるもの、又は不純物を混じたるものと看做さす

(一)食物に有害なる成分を混入するもの、明かに其食物の名稱を記載し、他の物品を模造せざることを及び他の物品の名稱を記載して之を製造若くは販賣せざるもの (二)貼紙又は記載に混合物又は模造品たることを明瞭に記載したるもの、普通の混合物にあらずして單に色彩及香味を附けたるために有害なる染料又は香料を混和したるもの (三)特に其旨を記載したるときは同じく例外とす

合衆國專賣特許法

一、專賣特許を受けるを得る物 左に掲ぐる物は專賣特許を受けることを得

(一)新奇の機械 (二)新奇にして有用なる技術 (三)新奇の製造品 (四)新奇にして有用なる材料 (五)既存物の改良 (六)既存物を變形すべ意匠

二、出願の手續 專賣特許を得んとする者は二人の證人の證明を經たる願書に左の事項を記載して之を特許局に提出すべし

(一)其發明又は發見たる事物の名稱 (二)其事物の製造并に使用の方法 (三)其發明品が機械なるときは其機械の原理

圖を以て其發明品を表明し得るときは製圖の上之を提出することゝ要す

願書中には猶ほ左の事項を加ふべし

(一)發明又は發見をなしたる者の氏名、住所、國籍 (二)其發明又は發見は最先の者にして曾て同一物の發明又は發見せられたることを知らざること (三)若し米國に於て特許の出願をなす前に外國に於て同一物の專賣特許を受けたるときは其特許を受けたる國、年月日及其他の國に於て同一物が特許を受けたること (四)專賣特許の出願をなしたる日以前二年以上米國又は外國に於て公知を發行せられざりしを信ずること

專賣特許に關する手数料は左の如し

出願手数料 十五弗 特許狀下附手数料 二十弗 意匠の登録(三年六ヶ月間) 十弗 意匠の登録(七年間) 十五弗 同上(十四年間) 三十弗

發明または發見をなしたる者にして之を完成する迄に猶ほ時日を要するときは特許局に金十弗を納付

に左の事項を追記し(但し合衆國または各州との商業に使用されたりとのことを記する必要なし)該國駐在合衆國大使、公使、代理公使、領事、貿易事務官の公證を得るか或は該國に於て宣誓を司る者の公證に加ふるに右の外交官または領事より其公證の有効なることを證明したる文書を得て願書及び誓文と共に差出すべし

(一)合衆國にて登録せんとする商標は出願人が其居住或は滞在せる國に於て登録したるものなるか又は出願中のものなること (二)登録費又は出願日附

何れの場合に於ても出願手数料は十弗とす

合衆國々旗、合衆國內の州郡、都市等の徽章外國々旗其他現に生存する人の肖像等を商標とするを得ず但人の肖像は本人より其承諾を得し場合は此限に有らず商標を冒用せる場合は裁判所は冒用者に對して其の冒用の結果、利益者の被りたる三倍以内の賠償を命ずる事を得且つ冒用者は別に訴訟費用を支辨する義務を有す

二、有効期限 商標登録済の時は二十年間有効とす、但し既に外國に於て登録せる時は其の有効期間は其國の法律に依るものとす

商標權存続期間を更動せんとするときは其満期前六個月以内に同一の手續を以て其旨を出願するを要す

合衆國商標法、合衆國著作權法

して他人に優先する權利を登記することを得但し優先存続期間は一ケ年とす

三、有効期限 專賣特許權利者または其相續人は特許を受けたる日より向ふ十七ケ年間合衆國に於て其權利を行使する事を得尙ほ專賣特許を出願するもの數名なる時は其特許は各自の共有に屬するものとす

合衆國商標法

一、登録の手續及制限 商標を登録せんとする者は左の願書及び誓文に其見本を添へて特許局に差出すべし願書に記載すべき事項

(一)登録者の姓名、住所、國籍 (二)商標の附屬する商品の種類性質 (三)商標を商品に附着する方法 (四)商標を使用せる年月誓文に記載すべき事項

(一)登録せんとする商標は出願人の所有に屬すること (二)他人は商標を似似したものを使用する權利なきこと (三)其商標は各州、外國又は印度種族との商標に使用せられたること (四)願書に添へたる商標の見本は登録せんとするものと著し異ならざること

右は出願人の在住する州の法律に依り宣誓を司る者の公證を經るを要す

若し出願人外國に住居又は滞在せる場合には誓文中

合衆國著作權法

一、著作權を受くべき種類 地圖、圖書、標本、書籍、樂譜、脚本、意匠等を著述または製造せる者若しくは之を所有する者は著作權法の規定に依り印行製造複製等を成す事を得

二、著作權登録手續 右記載せる種類の著作權を獲得せんとする者は其著作物の出版または公表を成す期日までに合衆國議會の圖書館長に宛て既に印刷せる圖書の表紙または著作物の見本を添て出願すべし

三、願書に記載すべき事項左の如し

(一)出願者の氏名、住所、國籍 (二)出願に係る物が書籍なれば其國語 (三)出願に係る物が書籍なれば其内容 (四)表紙の印刷は其の書籍の名稱を表するを以て足るべし且つ印刷物に代ふるにタイプライターを以てするも差支なし

出願物が定期刊行物なる時は其刊行の目的及び番號を附記するを要す

四、著作權登録手数料 五十仙 尙ほ別に其の登録の復本を得る爲めに五十仙を納むべきものとす

手数料は郵便爲替または現金送達に限る、合衆國以外の人民にして合衆國と著作權保護同盟條約を締結せる國に屬せる者が著作權登録を出願する時は其の

手数料は一弗とし復本下附の手数料は金五十仙とす
既に發行せる著作物に對しては最も見易き場所にす
左の事項を記載するを要

Copyrighted by the office of the Librarian of Congress
一、著作權を取得せずして右の旨を記入せる者は金百弗
の罰金を科さる

尙著作物を發行せる時は直ちに二部を議會圖書館長
に提出すべし出版物以外の物に對しては寫眞を以て
之に代ふ若し之を怠る時は著作權を爲効とし且つ金
二十弗の料金を申渡さる

五、著作權の存続期間 著作權の存続期間は二十八ヶ
年とす但し著作權の存続を欲する者は本人または妻
子を以て出願する時に於ては十四ヶ年存続すること
を得べし

合衆國郵便貯金條例

一千九百一十二年四月發布されたる合衆國郵便貯金條例
の概要左の如し

一、目的 郵便金制度は米國政府保證の下に利子附貯
金法の便を圖らんとすに創設せるものなり
二、貯金の安全 郵便貯金條例に依り郵便局に貯金せ

るものに對て代金并に利子の支拂は米國政府之れが
責任を負ふものとす

三、貯金の方法 郵便貯金は十歳以上の男女は何人に
ても自己の名義にて貯金し得、また夫ある婦人も其
の夫の干渉を受けずして自己の名義にて貯金し得べ
し、但し一人一時に一口の貯金に限る、郵便貯金は
自己所屬以外の郵便局にすることを得ず、郵便貯金は
最初自身若しくは代理委員者が郵便局に出頭して之
が手續を爲すべし、第二回目よりは郵便にて貯金す
るを得、郵便貯金は個人に限り會社團體等數人連名
にて之を爲すを得ず、郵便貯金は何人にも他人の
名義にて之れをなすことを得ず

四、無手数料 郵便貯金は凡べて之れが預入にも支拂
にも料金を徴せず

五、秘密勘定 郵便局または貯金事務關係者は通信脚
の命令あるにあらざれば貯金者の氏名その他貯金に
關し本人以外には何事も公示することを許さず

六、預入の方法 郵便貯金を開始せんとするものは、
局長又は代理者へ必要なる事項を告げて申込書に記
入を請ひたる上署名すべし若しまた署名に某種の記
號を使用する時は無關係者の證明を要するものとす

七、貯金 郵便貯金をせる者に對して一弗、二弗、五弗

者にして郵税としての價值なく從て郵券と交換する
こと并に郵券を貯金券又は切手と交換するを得ず
十、利子 郵便貯金利子は各證書に對し一年二分とし
二年毎に支拂はるべく一年未滿の貯金に對しては之
れを支拂はざるべし郵便貯金利子は初めて貯金せる
月の翌月一日よりの計算にて支拂はるものとす

十一、貯金の引出 郵便貯金者は何時にても其の貯金
の全額若しくは一部を引出すことを得、此の場合には
所要の金額に對し貯金證書に正當の裏書して差出す
べし但し貯金の全部並に利子の支拂を受けんとする
時は局長若しくは其の代理者の前前に於て證書に裏書
すべし、局長若しくは代理者に於て之れを承諾する時
は直ちに支拂ふものとすまた一部の支拂を受けんと
する時は局長は新證書を交附すべし、但し其の口附
は預入の日を記入し利子の計算に誤なからしむべし
尙ほまた利子のみの支拂をうけんとする時は證書を
送附するに及ばず其の受領書のみを差出すべし、局
長は證書の裏面に其の旨記入し之れを貯金者に返附
するものとす

十二、貯金者出頭し難き場合 郵便貯金者にして病氣
その他己むをえざる理由にて自身出頭貯金を附加し
能はざる場合には代理者を差出すかまたは郵便にて

十弗、二十弗、五十弗、百弗の貯金證書を交附す是
等證書は貯金者氏名、貯金番號、發行日附、貯金開
始日附等を記入し局長又は代理者は本人の署名を経
たる證書二通を作り一通は本人一通は局長これらを所
藏す、郵便貯金は一弗以上に限り、一弗未滿の少額
を取扱はず、郵便貯金は一個月一弗以上に限り又一
人の貯金額は利子を除き五百弗を超ゆることを得ず
八、貯金證書 郵便貯金證書は他人に譲り渡すまたは
處置せしむるを得ざるものとし支拂は必らず本人に
限る、郵便貯金を開始せるものは一個の封筒を受け
其の中に證書を所藏すべく此封筒には所有者の心得
を印刷した一面には貯金の出納を記入しうべき場
所を有す、郵便許金證書を紛失しまたは破損せる時
は貯金者これを局長に届け出で局長に於て至當と認
めたる時は相當の條件を附し新證書を交附すべし、
郵便貯金證書は局長の保管に附することを得ず

九、貯金券及切手 一弗未滿なる金員を貯金せんとす
るときは十仙の貯金券及び之れに附着せる貯金切手
を購入すべし貯金券は漸次切手を購入して之を貼付
すべき場所を有し十仙切手九枚を貼付したる貯金券
は一弗の貯金を開始しまたは増加し得るものとす郵
便貯金券及び切手は單は貯金證書と交換せらるべき

合衆國郵便貯金條例

送金することを得此の場合には局長は貯金者に二通の證書を交付す貯金者は之れを受領したる後直ちに署名の上返附すべし局長は貯金額記入の上一通を本人に交付するものとす但し郵便にて新貯金を開始することを得ず此の場合には貯金開始希望者は代理委任状を交付せる代理者を差出し之を處理せしむべし

十三、引出人出頭し難き場合 郵便貯金引出人にして病氣その他己むをえざる理由にて自身出頭し能はざる場合には代理者をして此の場合に使用すべき願書を申受けしめ貯金引出人は之れに記入署名し署名は無關係者の保証を経て支拂を要する證書に裏書して共に局長に差出す時は所要の金額は代理者に支拂はるべし若し利子のみの支拂を要する時は前記の願書の受領記入の場所に署名して差出さば所要の利子は代理者に交付せらるべし

十四、貯金者死亡の場合 貯金者死亡せる場合には其の貯金は相當の條件に従ひ遺産管理者に支拂はるべし若し正當の管理者なき場合には局長に於て之れが支拂を受くべき適當の人物と認めたる者に支拂ふことをうるものとす

十五、貯金者の結婚せる場合 貯金せる婦人にして結婚したる者は新名義を以て支拂を受け得るやう裏書を

を求むべきものとす此の手續を了せざる者の預入または支拂は局長に於て取扱はざるべし

十六、郵便貯金債券 貯金者は其の貯金の金額または一部を、三十弗、四十弗、六十弗、八十弗、百弗、二百弗、三百弗、四百弗、五百弗の債券に交換するを得是等債券は半年毎に支拂はるべき一年二分五厘の利子を附せられ發行後一年にして政府は二十年後に償却すべき元利を償却しうるものとす交換は相當の債券ある場合には毎年一月一日及び七月一日に於てすべし交換を希望する時は少く共十五日前に請求書用紙を申受け三通を作りて局長に差出し同時に希望の債券額に相當する貯金證書をも局長に差出して受領書をうくべし、但し利子は債券發行まで附せらるべし局長は債券を受領すると同時に之れを本人に通知し前記貯金證書の受領書と引き替へに債券を交付し同時に債券に交換せる證書に對し全額の利子を支拂ふべし已に債券に交換せる貯金は其の最高限額として許可せらるる五百弗の中に計算することなくまた債券の總額に就きては毫も制限する處なし債券は政府の租税關稅并に州市その他地方の租稅一切を免除せらるるものとす債券は單に郵便貯金を以て購入し得るものにして貯金者以外に交付することなし、但し

貯金者に於て之れを賣買讓與することを得るものなりとす

合衆國郵便條例

郵便物を大別して内國郵便物及外國郵便物の二種とす内國郵便物とは合衆國本土、加奈太、墨西哥、玖馬、ツ、イラ、ボートリコ、グラム、布哇、比律賓、パナマ運河地帯、パナマ共和國等の外清國上海なる合衆國郵便物取扱人の手を経て集配せらるるものを云ひ其他を總て外國郵便物と稱す

一 内國郵便物

第一種郵便物 手紙または印刷したる郵便物にして公使の閱覽を許さざるものをいひ郵税は「オンス」に付き二仙の割合とし重量は四斤を限るまた「はがき」は郵税一仙とす

第二種郵便物 新聞、雜誌その他定期刊行物にして合衆國遞信省より第二種郵便物たる特權を與へられたるものを云ふ

郵税は發行人より發送する場合には一斤に付一仙發行人以外の者が發送する時は四「オンス」に付一仙とす

合衆國郵便條例

第三種郵便物 私の通信にあらず亦第二種郵便物たる特權を有せざる印刷物即ち廣告紙、書籍、寫眞等の郵税は二「オンス」に付一仙とす

第四種郵便物 以上三種の何れにも屬せざるものをいふ郵税は商品見本貨幣は一「オンス」一仙、植物種物等は二「オンス」に付き一仙とす但し重量は通じて一個四斤に限るものとす

別配達郵便物 郵便局所在地より一哩以外の地に發送するを得ず

別配達郵便物税金は右の郵税の外一個に付十仙とす書留郵便物 規定郵税の外一個に付十仙の税金を徴す書留郵便物の紛失したるときは一個に付五十弗以内の損害を賠償す

郵便爲替 一口金百弗に限る

郵便爲替證書は二回以上裏書をなすことを得ず

郵便爲替手數料は左の如し

二弗五十仙以下	三仙	三十弗以上四十弗	十五仙
二弗五十仙以上五弗	五仙	四十弗以上五十弗	十八仙
五弗以上十弗	八仙	五十弗以上六十弗	二十仙
十弗以上二十弗	十仙	六十弗以上七十五弗	廿三仙
二十弗以上三十弗	十二仙	七十五弗以上百弗	三十仙

二 外國郵便物

外國郵便物中英、愛爾蘭土及ニューファウンドラン

ド宛の手紙并に大西洋沿岸發の手紙にして同洋を経て直ちに獨逸へ送達するものは内國郵便同様の郵税なれど其他の郵便物は他の諸國宛のものと同ならずまた前記内國郵便物の項中に擧げたる諸外國への郵税は内地と等しきは云ふ迄もなし

- 一、手紙郵税「オンス」に付五仙其の以上は「オンス」を加ふる毎に三仙
二、「はがき」一枚に付二仙
三、新聞雜誌及其他印刷物 「オンス」に付一仙
四、法律上の書面、保險書類等 「オンス」に付五仙
其以上は「オンス」を加ふる毎に一仙
右三及四の二種の重量は四斤六「オンス」を限り長さ又は幅の一方は十八吋以下又巻きたる場合は長さ三十吋直徑四吋を越ゆるを得ず
五、商品見本 四「オンス」に付二仙其の以上は「オンス」を加ふる毎に一仙、重量十二「オンス」長さ十二吋幅八吋厚さ四吋以下又巻きたる場合には長さ十二吋直徑六吋を越ゆるを得ず
書留郵便物 右の郵税の外一個に付十仙とす
郵便爲替 一口百弗に限る
爲替手數料は左の如し
二弗五十仙以下 十仙
二弗五十仙以上五弗 十五仙
五弗以上七弗五十仙 二十仙
七弗五十仙以上十弗 廿五仙
十弗以上十五弗 三十仙
十五弗以上二十弗 卅五仙

左に掲ぐる物は發送する事を得ず
一、爆發物、可燃性の種類、流動体又は蒸氣ある物
二、金銀、昆蟲
三、野郎淫猥なる書畫
四、金銀貨幣寶石類
五、宣紙又は之れに關する廣告或は書狀
六、規定の重量及び延長の超過せる物

日米間小包郵便取扱規則

小包郵便物の差出人は特に備ふる正式の用紙を以て税關告知書を添付し之れに名宛、地名、小包郵便の形状封入品名及價格の表示、日附差出人の住所及姓名を記すべし尙ほ此の宿所は名宛地に到るまで小包郵便物に添附するを要す
書留小包郵便物の名宛人は名宛局より該郵便物到着の通知をうくべし
小包郵便物は規定の運賃の外何等の郵便料を課せらる

事なく名宛局より名宛人に配達せらるべし然れども適法に課せらるべき關稅は名宛局の關稅法規に従ひ配達の際徴收せらるゝものとす

- △價格 八十弗以下
△重量 十二斤
△丈 三呎五吋
△全体の長さ (丈け及周圍の長さを云ふ)
△包束 税關官吏が検査に臨み何時にても開封に差支なき様になし置く可し
△運賃 一斤に付十二仙
△課税輸入 税を課せらるゝも輸出税を課せらるゝことなし
△取扱所 到る所の郵便局にて之を取扱ふ
△禁制品 左に記載せるもの、中何たるを問はずその一項に關するものは之を禁制品として小包郵便局は之を取扱はず
(一) 版權法に關するもの (二) 毒藥、爆發物、脂肪質、流動体及變化し易きもの (三) 葉菓子類若くは軟弱取扱に不便のもの例へば糊類等 (四) 原形を變じ易き藥物及惡臭を放つもの若くは其恐れあるもの (五) 官紙及之に關する廣告引札の類 (六) 風俗を害するものは繪畫彫刻其他凡ての物品を含有す (七) 他の郵便物を破壊し若くは取扱者に對して危険を及ぼす恐れあるもの (八) 生死を問はず諸動物、但し能く乾燥したる昆蟲、爬蟲は此限りにあらず
△注意 大略右の如しと雖もその郵便物にして規定外を思ふ時は郵便局に至りて能くその事實を説明しその物品を示して曖昧なる行爲あるべからず又受取人無くして返送する場合には普通郵便物と異り其運日米間小包郵便取扱規則、日米海關稅率

日米海關稅率

左に掲ぐるは一千九百九年八月四日より實施したる米國關稅々率中主もに日本より米國に輸入せらるゝもの關稅率なり

Table with columns for '品名' (Item Name), '類別' (Category), and '稅率' (Tax Rate). It lists various goods like '亞爾加里類', '水晶', '寶石類', '織物', '絹', '亞爾加里類', '水晶', '寶石類', '織物', '絹', '亞爾加里類', '水晶', '寶石類', '織物', '絹' and their respective tax rates such as '每斤五仙及從價二割', '從價二割五分', '同上', '六割', '每百斤八仙', '同上', '七仙', '無稅'.

礦油

一、原油
 別法に依り、濃度係百二十度より二百七十五度に至る間に於て蒸溜する液、原液の容積に對する百分率
 甲、二十を越ゆる物 每十ガロン 〇、一七
 乙、廿五を越ゆる物 〇、二一
 丙、三十を越ゆる物 〇、二五
 丁、卅五を越ゆる物 〇、二九
 戊、四十を越ゆる物 〇、三三
 己、其他 〇、三六
 但し百分率四十五以上一を増すことに十ガロンに付一錢を加ふ
 二、其他(動植物性の油及脂、石鹼等を含有する機械油をふくむ) 濃度係十五度に於ける比重
 甲、〇、七三〇を越ゆるもの 每十ガロン 〇、五〇
 乙、〇、八七五を越ゆるもの 〇、九六
 丙、其他 一、二三
 同 二、九五
 同 三、四五

石鹼
 一、融解點係氏四十二度を越ゆるもの 無 税
 二、其他 每百斤 三、四五

一、薰香を付したる物 每百斤(内装共) 二、八六〇
 二、其他 每百斤 五、七〇
 每百斤(容器内装共) 七、八〇〇
 同 九、〇〇〇
 同 二、〇〇〇
 同 三、〇〇〇

別法に掲げたる油脂類
 同 三、〇〇〇

油脂類製品(別法に掲げざるもの)
 同 三、〇〇〇

日本海關稅率

四三

▲藥材、化學藥、製藥、其の調合品及
 提發藥

甘草 無 每百斤 二、〇〇〇
 ホップ 同 四、三〇〇
 サフラン 同 八、二〇〇
 吐根 同 一、四〇〇
 麝香 同 一、〇〇〇
 人參 同 八、一五〇
 丁香 同 六、一〇〇
 阿仙藥その他のタンニヤ 每百斤 〇、五〇
 越嶺斯 無 税
 パルサム 無 税
 生インゲンナラパー、生ガタバリーチヤ及その代
 用物 無 税
 アラビヤゴム、セルラック松脂その他別法に掲
 げざるゴム及樹脂(醫藥用のものを除く) 無 税
 阿膠 每百斤 二、七〇
 シヤラチン 同 一、〇〇〇
 魚膠 同 四、〇九〇
 テキストリン 同 一、一五〇
 亞鉛粉 同 一、一五〇
 亞鉛酸 同 一、一五〇
 サク酸 同 一、一五〇
 修酸 同 一、一五〇
 酒石酸 同 一、一五〇
 サルチール酸 同 一、一五〇
 石炭酸 同 一、一五〇
 ビクリン酸 同 一、一五〇
 拘橈酸 同 一、一五〇
 焦性没食子酸 同 一、一五〇
 タンニン酸 同 一、一五〇

乙、染めたるもの又は着色したるもの(ロー
 ラーゼラーを除く) 同 二 割

丙の二、牛、水牛、馬の革 同 二 割

イ、靴底革 每百斤 一、五二〇
 ロ、印度紅革 同 九、五〇〇
 ハ、其他 從價 二 割

丙の二、綿、羊毛、山羊革 同 二 割

イ、ローラーゼラー 每百斤 六、九〇〇
 ロ、其他 同 二、四〇〇

二、羚羊革(換造革をふくむ) 同 七、四〇〇
 三、豚革 同 三、〇六〇
 四、鱈魚革 同 三、〇六〇

甲、一個の重量百五十グラムを越ゆるもの 每百斤 二、〇七〇
 乙、其他 同 一、一三〇〇
 同 三、九四〇〇
 同 九、二〇〇

五、リザードレザー 從價 二 割

六、屠 同 二 割

七、其他 從價 二 割

革製品
 一、機用桶の帶及管 每百斤 三、七二〇
 二、帽子用裏革(換造革をふくむ) 同 八、八八〇
 三、其他 從價 五 割

甲、貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、貴石、
 半寶石、眞珠、珊瑚、象牙又は琥珀を川
 むたるもの 從價 五 割

乙、其他 同 四 割

獸毛
 一、裝飾用のもの 無 税
 二、其他 從價 二 割

羽毛
 同 二 割

羽毛製品及羽毛皮製品
 同 五 割

海綿
 一、整理したるもの 每百斤 一、八一〇
 二、其他 同 九、二〇〇

植物性氣發油
 一、芳香性のもの 無 税
 二、其他 同 二 割

甲、松精油 每百斤(容器共) 三、〇〇〇
 乙、其他 從價 二 割

亞麻子油
 一、罐入又は樽入 同 二 割
 甲、ワイルド油 同 一、六〇〇
 乙、其他 從價 二 割

亞麻子油
 一、罐入、樽入、壺入 每百斤 二、二〇〇
 二、其他 從價 二 割

國列布油
 一、罐入、樽入 每百斤 一、七〇〇
 二、其他 從價 二 割

綿子油 同 一、七〇〇
 カカオバター 同 四、四五〇
 汗油 同 一、八五〇
 魚油、鯨油 同 一、三〇〇
 獸脂 同 一、三〇〇

一、豚油 同 九、三〇〇
 二、其他 同 〇、八〇〇
 コムパウンドグライド 同 七、七〇〇
 スチアリン 同 四、五〇〇
 オレイン 同 一、七〇〇

四二

Table of duties for various goods including soda ash, soda, and other chemicals. Columns include item names, units, and duty rates.

Table of duties for goods such as soap, dyes, and other household items. Columns include item names, units, and duty rates.

Table of duties for goods like silk, cotton, and other textiles. Columns include item names, units, and duty rates.

日本海關稅率

Table of duties for goods such as wool, silk, and other fibers. Columns include item names, units, and duty rates.

四五



甲の五、その他	同	二四〇〇
乙、單に漂白したるもの	生地のものに税率に三割を加ふ	同
丙、その他	生地のものに税率に七割を加ふ	同
甲、生地のもの		
甲の一、百平方メートルに付五十キログラムをこぼぬものにして五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸數	毎百斤	二四〇〇
イ、十九をこぼぬもの		三二〇〇
ロ、二十七をこぼぬもの		四四〇〇
ハ、三十五をこぼぬもの		五九〇〇
ニ、四十三をこぼぬもの		八〇〇〇
ホ、その他		同
甲の二、百平方メートルに付十キログラムをこぼぬものにして五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸數	毎百斤	二四〇〇
イ、十九をこぼぬもの		一五〇〇
ロ、二十七をこぼぬもの		一九〇〇
ハ、三十五をこぼぬもの		二四〇〇
ニ、四十三をこぼぬもの		三〇〇〇
ホ、その他		同
甲の三、百平方メートルに付二十キログラムをこぼぬものにして五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸數	毎百斤	二四〇〇
イ、二十七をこぼぬもの		一五〇〇
ロ、三十五をこぼぬもの		二〇〇〇
ハ、四十三をこぼぬもの		二五〇〇
ホ、その他		同
甲の四、百平方メートルに付三十キログラムをこぼぬものにして五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸數	毎百斤	二四〇〇
イ、三十五をこぼぬもの		一五〇〇
ロ、四十三をこぼぬもの		二〇〇〇
ハ、五十をこぼぬもの		二五〇〇
ホ、その他		同
乙、その他	生地のものに税率に八割を加ふ	同
イの二、二十をこぼぬもの	同	一四〇〇
イの三、三十をこぼぬもの	同	二四〇〇
イの四、四十をこぼぬもの	同	三二〇〇
イの五、その他	同	同
ロ、その他	同	一〇〇〇
丙、その他	生地のものに税率に八割を加ふ	同
イ、百平方メートルに付四十キログラムをこぼぬものにして五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸數	毎百斤	一〇〇〇
イの二、十をこぼぬもの		一八〇〇
イの三、二十をこぼぬもの		三二〇〇
イの四、三十をこぼぬもの		四四〇〇
イの五、四十をこぼぬもの		五六〇〇
ロ、その他		一三、四〇
丙の二、其〇他	生地のものに税率に八割を加ふ	同
五、其他	同	同
甲、絹織物の物	同	同
イ、百平方メートルに付四十キログラムをこぼぬものにして五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸數	毎百斤	七〇〇〇
トの二、十をこぼぬもの		一三〇〇〇
トの三、二十をこぼぬもの		二二〇〇〇
トの四、三十をこぼぬもの		三〇〇〇〇
トの五、四十をこぼぬもの		三八〇〇〇
ロ、其他		九〇〇〇

日本海關稅率



甲の五、その他	同	二四〇〇
乙、單に漂白したるもの	生地のものに税率に三割を加ふ	同
丙、その他	生地のものに税率に七割を加ふ	同
甲、生地のもの		
甲の一、百平方メートルに付五十キログラムをこぼぬものにして五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸數	毎百斤	二四〇〇
イ、十九をこぼぬもの		三二〇〇
ロ、二十七をこぼぬもの		四四〇〇
ハ、三十五をこぼぬもの		五九〇〇
ニ、四十三をこぼぬもの		八〇〇〇
ホ、その他		同
甲の二、百平方メートルに付十キログラムをこぼぬものにして五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸數	毎百斤	二四〇〇
イ、十九をこぼぬもの		一五〇〇
ロ、二十七をこぼぬもの		一九〇〇
ハ、三十五をこぼぬもの		二四〇〇
ニ、四十三をこぼぬもの		三〇〇〇
ホ、その他		同
甲の三、百平方メートルに付二十キログラムをこぼぬものにして五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸數	毎百斤	二四〇〇
イ、二十七をこぼぬもの		一五〇〇
ロ、三十五をこぼぬもの		二〇〇〇
ハ、四十三をこぼぬもの		二五〇〇
ホ、その他		同
甲の四、百平方メートルに付三十キログラムをこぼぬものにして五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸數	毎百斤	二四〇〇
イ、三十五をこぼぬもの		一五〇〇
ロ、四十三をこぼぬもの		二〇〇〇
ハ、五十をこぼぬもの		二五〇〇
ホ、その他		同
乙、その他	生地のものに税率に八割を加ふ	同
イの二、二十をこぼぬもの	同	一四〇〇
イの三、三十をこぼぬもの	同	二四〇〇
イの四、四十をこぼぬもの	同	三二〇〇
イの五、その他	同	同
ロ、その他	同	一〇〇〇
丙、その他	生地のものに税率に八割を加ふ	同
イ、百平方メートルに付四十キログラムをこぼぬものにして五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸數	毎百斤	一〇〇〇
イの二、十をこぼぬもの		一八〇〇
イの三、二十をこぼぬもの		三二〇〇
イの四、三十をこぼぬもの		四四〇〇
イの五、四十をこぼぬもの		五六〇〇
ロ、その他		一三、四〇
丙の二、其〇他	生地のものに税率に八割を加ふ	同
五、其他	同	同
甲、絹織物の物	同	同
イ、百平方メートルに付四十キログラムをこぼぬものにして五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸數	毎百斤	七〇〇〇
トの二、十をこぼぬもの		一三〇〇〇
トの三、二十をこぼぬもの		二二〇〇〇
トの四、三十をこぼぬもの		三〇〇〇〇
トの五、四十をこぼぬもの		三八〇〇〇
ロ、其他		九〇〇〇

四八

△をこぼぬものにして五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸數	同	一四〇〇
イ、二十七をこぼぬもの		一七〇〇
ロ、三十五をこぼぬもの		二二〇〇
ハ、四十三をこぼぬもの		二七〇〇
ニ、その他		同
丙の五、その他	同	一五〇〇
乙、單に漂白したるもの	生地のものに税率に三割を加ふ	同
丙、その他	生地のものに税率に七割を加ふ	同
亞麻、苧麻、ラミー、大麻又は黄麻の織物、その交織物及此等の織物と絹織物の交織物	從價	二割
一、天竺絨、ブラッシュ、その他（イール織物）（パイルを切りたるを別たす）	同	一割五分
二、綿織物（綿布を除く）	同	二割
三、絹織物（絹布を除く）	同	二割
四、平織布、紋織布及縐織布（別號にかゝげざるもの）	同	同
甲、黄麻布	同	同
五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸數	毎百斤	二〇〇〇
イ、四をこぼぬもの		四〇〇〇
ロ、十をこぼぬもの		七五〇〇
ニ、二十をこぼぬもの		同
ホ、その他		同
乙、絹織物の物	同	同
イ、百平方メートルに付四十キログラムをこぼぬものにして五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸數	毎百斤	八〇〇〇
イの二、二十をこぼぬもの		一六〇〇〇
イの三、三十をこぼぬもの		二九〇〇〇
イの四、四十をこぼぬもの		四〇〇〇〇
イの五、その他		五〇〇〇〇
ロ、其他		一二〇〇〇
丙の二、其他	生地のものに税率に八割を加ふ	同
鳳梨、葛、マニラ、ヘムプ、アゲル、その他の植物纖維（絹、亞麻、ラミー、大麻及黄麻を除く）の織物及その交織物	同	同
五ミリメートル平方内に於ける経緯の糸數	毎百斤	九〇〇〇
一、四をこぼぬもの		一六〇〇〇
二、十をこぼぬもの		二九〇〇〇
三、二十をこぼぬもの		四〇〇〇〇
四、その他		五〇〇〇〇
メリヤス地その他類似の編みたる布帛（起毛したるを別たす）	從價	二割
一、絹製又は絹入のもの	同	同
二、その他	同	同
甲、一平方メートルに付二百グラムをこぼざるもの	從價	四割五分
乙、一平方メートルに付五百グラムをこぼざるもの	同	同
丙、その他	同	同
メリヤス地及絹織物	同	同

四九

金	三、層及故(改造用)のみの適する物)	從價	五分
一、塊、錠、結、板及帶	無	無	無
二、管及線	從價	二	割
三、箔	無	無	無
四、層及故(改造用のみに適する物)	無	無	無
銀	一、塊、錠、板及帶	無	無
二、管及線	從價	二	割
三、箔	無	無	無
四、層及故(改造用のみに適する物)	無	無	無
鐵	一、塊及錠	無	無
甲、鐵 鐵	每百斤	〇・二〇	
乙、スビーゲルアイゼン	同	〇・一六	
丙、レエロマンガニース	同	〇・二五	
丁、フェロシリコン及シリコマビーゲルアイゼン	同	〇・二〇	
戊、フェロクロム、フェロニツケル、フェロアルミニウムその他不可鍛性鐵合金	從價	五分	
己、其他	同	五分	
イ、インゴット、ブルーム、ピレット及スラツプ	每百斤	〇・五〇	
ロ、ケンダスチール及マンブリスチール	同	〇・六〇	
ハ、その他	從價	七分五厘	
ニツケル	同	〇・六〇	
一、塊及粒	每百斤	四・七五	
二、條、竿及板	同	二・四〇	
三、線及管	從價	二	割
四、層及故(改造用のみに適する物)	同	五	分
眞鍮及青銅	同	一	割
一、塊及錠	同	一	割

日本海關稅率

五三

金	二、條及竿	每百斤	七・五五
三、板	同	八・三〇	
四、箔	同	九・九〇	
五、筒及管	同	二・二九	
甲、金屬を鍍せぬ物	同	二・四九	
乙、卑金屬を鍍したる物	同	三・二九	
六、箔	同	二・二五	
七、層及故(改造用のみに適する物)	同	二・二五	
鐵	一、鐵 鐵	每百斤	一・二五
甲、金屬を鍍せぬ物	同	二・五五	
乙、その他	同	一・五六	
二、銅 釘	同	四・五五	
三、鐵 螺 旋 釘	同	二・〇〇	
四、眞鍮螺 旋 釘 及 青 銅 螺 旋 釘	同	一・四〇	
五、鐵 螺 旋 釘 及 眞 鍮 螺 旋 釘	同	一・四〇	
六、鐵 リベット	同	五・六〇	
七、ドングスタップ(鐵製の物)	同	二・四〇	
八、ブリンプロテクター(鐵製の物)	同	二・四〇	
九、その他	同	二・四〇	
機械用チエーンベルチンケ	同	二・四〇	
懷中時計用鏈、眼鏡用鏈その外身邊飾用鏈	同	二・四〇	
一、金製又は白金製の物	從價	五分	
二、鍍金したるもの	同	五分	
三、その他	從價	五分	
刃物(別項にかげぬもの)	同	五分	
一、貴金屬を用ゐたるもの又は金屬を鍍したるもの	同	五分	
二、その他	同	五分	
甲、ボツケットナイフ	同	五分	

クリオラマツト	無	無	稅
石炭	同	無	稅
コークス	同	無	稅
磚炭	從價	一	割
セメント製品	同	一	割
一、磨かざる物、塗らざるもの又は彩色せざる物	從價	三	割
二、その他	同	四	割
▲陶磁器硝子及硝子品			
煉瓦(セメント製を除く)	每百斤	〇・四五	
一、耐火煉瓦	同	〇・四五	
二、その他	從價	二	割
甲、釉藥又は彩料を施したる物	同	二	割
乙、その他	同	二	割
イ、孔を穿らざる物	同	二	割
ロ、その他	同	二	割
五(粘土製の物)	同	二	割
一、釉藥又は彩料を施したる物	同	二	割
二、その他	同	二	割
硝子塊	同	三・一〇	
硝子粉	從價	一・九〇	
硝子棒及硝子管	同	一・九〇	
硝子板	每百斤	七・〇〇	
一、無色平面の物	同	七・〇〇	
甲、厚四ミリメートルを越ゆる物	同	七・〇〇	
イ、一平方メートルを越ゆる物	同	七・〇〇	
ロ、其他	同	七・〇〇	
乙、其他	同	七・〇〇	
イ、千平方センチメートルを越ゆる物	同	七・〇〇	
ロ、其他	同	七・〇〇	
二、鍍銀したる物	同	七・〇〇	

▲鍍及金屬			
一、塊、錠、竿及板	每斤	四・四〇	
二、線	同	四・四〇	
二、其他	同	四・四〇	
一、貴金屬又は貴金屬を鍍したる金屬を用ゐたる物	同	四・四〇	
二、其他	同	四・四〇	
一、貴金屬を鍍したる金屬、象牙又は磁甲の線又は柄をする物	同	四・四〇	
二、其他	同	四・四〇	
硝子鏡	同	四・四〇	
一、貴金屬又は貴金屬を鍍したる金屬を用ゐたる物	同	四・四〇	
二、其他	同	四・四〇	
眼鏡	同	四・四〇	
一、貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、象牙又は磁甲の線又は柄をする物	同	四・四〇	
二、其他	同	四・四〇	
一、現象せぬ物	同	四・四〇	
二、其他	同	四・四〇	
命屬鏡又は網を入れたる硝子板	同	四・四〇	
航海用硝子(線なき物)	同	四・四〇	
スカイライトガラス	同	四・四〇	
眼鏡用硝子(切りたる物)	同	四・四〇	
眼鏡用アツキガラス	同	四・四〇	
顕微鏡用オブセクトガラス	同	四・四〇	
寫眞用乾板	同	四・四〇	
一、現象せぬ物	同	四・四〇	
二、其他	同	四・四〇	
一、貴金屬又は貴金屬を鍍したる金屬を用ゐたる物	同	四・四〇	
二、其他	同	四・四〇	
一、塊、錠、竿及板	每斤	四・四〇	
二、線	同	四・四〇	

五二

- 一、未製品
- 二、その他
 - 甲、貴金屬、貴金屬を鍍したる金屬、寶石、半寶石、眞珠、珊瑚、象牙又は琥珀
 - 乙、その他
- 同 四 割
- 同 五 割

四 米國稅關に於ける旅具検査

(千九百九年八月十三日大蔵省の布告に係るもの)

稅關法及規則により諸外國より合衆國に到着せる乗客旅具及使用用品の凡ては検査を要す
 検査施行以前に旅客は海外にて得たる如何なる物品を携帯したるかを説明する事を法律によつて要求せらる
 此報告は「旅具の宣言及輸入願書」(Baggage Declaration and Entry)と名稱を付せられたる其主意に基き規定せられたる書式に於てなさざる可からず
 旅客は夫に二種の宣言あることを注意せざる可からず
 第一は内地に住居する人、第二は内地に住居せざる人に適用するもの
 此等の書式は航海中に既に船舶の事務員之を乗客に配布すべし
 若し乗客が既に用意して宣言書に記名したる時は其書式の下端にある箋札は取去らるべし而して其書式は當該事務員に渡さるべきものなり

準備に於て書損したる宣言書は乗客之を破棄すべからず而して事務長に渡すべし事務長は更に新らしき書式を渡すべし

乗客の旅具及使用用品が凡て埠頭に陸揚げせられたる後は乗客は手に持てる箋札を税關監吏の机上に呈示せざるべからず而して監吏は其検査をなすの準備をなす
 乗客は其宣言に對し各自其記名を認知せざるべからず

- 一、乗客の區別
- 第一 合衆國に住居せざる者
- 第二 合衆國に住居せる者

居住民に非ざる者及嘗て居住せざる者は市民なる意義に影響す
 居住民に非ざるものとは他國の正當なる居住者

二ヶ年又は其以上引續き海外にありて居住民(合衆國の)に非らずとして逐放されたるもの
 居住民とは合衆國に嘗て居住したる凡ての人にして二ヶ年を越えず海外にありたるものを云ふ

二、着衣類
 合衆國居住民は使用したるものと使用せざるものとを問はず各自の帶ぶるもの又は旅具中にある凡ての着衣類貴金屬裝飾品及他の物品等海外に於て買求又は他の

方法を以て受得したるものは夫に對する外國の原價及價格を宣言せざる可からず
 彼等が着衣類、貴金屬裝飾品及他の物品等合衆國より持ってきたるものにして其價格を増加する爲め海外滞在中改造又は改善したるものは先の説明書中に斯る改良に要したる原價の説明をも付せざる可からず
 斯の如く宣言したる物品中若し他人の所有又は商賣上或は賣却の爲めに使用するものは此宣言書中に之を説明せざる可からず
 合衆國の居住民は現在の外國價格に於て壹百弗の價格ある物品を免稅品として許さるべし、但し賣却又は商賣用としての物品に非らずと正當に宣言せられたるものたることを規定す
 未丁年者の場合は海外に於て受領したる物品の價格壹百弗の免稅は斯る未丁年者の實際の使用としての物品に適用せず
 海外に於て受得したる着衣類又は他の物品は「使用したるもの」なりとして免稅せざるものなり、但し此適當なる輕減は評定官によりて施行せらるべきものなり
 合衆國居住民の海外に於て其價格を増加する爲めに改造又改善をなさざる物の嘗て合衆國より海外に持ってきたる被覆物及個人私用品は免稅品として持來ると得を

米國稅關に於ける旅具検査

合衆國居住民は買求又は然らざるも海外に於て受得したる着衣類または他の物品の價格より壹百弗の免除を引去る可からず斯る免除は波止場に於ける官吏これを爲す
 合衆國の居住者に非らざるものは着衣類の性質にあるもの、個人用裝飾品、化粧用物品及是に類する物品の正當に乗客の携帯するものにまで旅行の目的及現在の愉快及便宜の爲めに彼等が被覆又は使用する爲めに必要且つ專用するものは他人の爲め又は賣却の目的に出でざる時は免稅品として持來ることを得

三、葉卷類

凡ての葉卷及卷類は宣言せざる可らず而して壹百弗の免稅中に含著するものに非ず
 乗客各自は五十本の葉卷及三百本の卷類を免稅品として海關稅及内國收入稅なくして持來ることを得

四、物品の記載

一家族中の年長者若し乗客なれば同家族に對する願書を作成することを得
 婦人の單獨に旅行する時は是等の宣言に於ては事實を説明せざる可からず、而して是等の旅具の敏速なる検査を爲すための願書を作成することを得
 乗客の齎す靴、旅行李、箱、包及各種の提袋等乗客に

附隨するものは其旅具の正確なる個数を宣誓書に説明せざる可からず
如何なる時と雖も乗客は出来得べくんば外國にて買入たる時の勘定書を示すべきものとす

五、異議及再検査

乗客若し波止場にある税關吏が有税品に對して定めたる價格に於て不満足なるときは再検査を要求することを得但し夫に對する出願は其場にある當該官吏に直に爲さざる可からず

若し如何なる場合にても其進行をなす能はざるときは物品を包蔵せる容器は税關の保管に付せらるべし、而して再検査の出願は原評價検査の後二日以内に書式を以て税關長宛てになすべきものなり
再検査の要求は物品が税關の保管を離れたる後は受理せざるものとす

到着港以外の合衆國の諸港に於て發送せられんとする旅具は波止場に於ける當該税關官吏に出願するとき又は外國に向け合衆國を通過するものは其に對して關稅を徵收することなく波止場に於て見當る各鐵道及運送會社等の代理人により發送するを得べし
乗客若し旅具を保稅の儘發送せんと欲する場合には其由を指示し而して旅具検査の施行前に是等宣誓書中に

其價格を説明すべきものなり

六、旅具に對する關稅の支拂

政府の官吏は關稅支拂に對しては流通貨の外如何なる物をも受取ることを法律に於て之を禁ず、然れども所有者が要求する場合に流通貨幣を得せしむる爲めには廿四時間旅具を波止場に留置することを得

七、税關官吏は謝禮を禁ず

税關官吏に向つて禮金又は賄賂を興へんとし又は與ふるは違法なることを忠告す、而して税關官吏にして禮金又は賄賂を受けたるものは其職を免せらるべし
税關官吏に於て不禮のこと又は不法のことあるときは税關長、副税關長又は波止場に於ける副監視官又は國庫書記に報告せらるべし

八、家 財

一家族の持來る家具類の一ヶ年より少なからず使用したるもの而して他人の爲め又は賣却の爲めに非らざるものは免稅品として許さるべし
他人の爲め商賣上に用ゐる爲めの物品及家具は斯く宣誓をなさざる可からず
迅速なる引證(引合せ)を容易ならしめ且つ夫により合衆國を去らんとする人が海外に持行たる貴重なる個人用品及家具の持歸に對し通關を容易ならしむる爲め

には出發地港又は旅行を始むる港に於ける税關長に宛て記名することを得
千八百九十七年の議會法は明白に北太平洋中に於て獲たる海豹の皮全部又は一部分より成れる着衣を合衆國に輸入することを禁ず而して所有者は満足なる證據を立て税關長が其着衣が禁制品に非らざることを満足するに非らざれば輸入することを得ず

五 輸入税關手續

凡ての輸入手續に必要な書類は正式に作成せられたる送狀と船積證書との二つ也

一、送り狀の作成法

送狀は英文にて作り荷受先の商會名又は姓名を明記し貨物の箱の記號、番號、品名、分量、目方、替價段、及其合計價段等を明記し、別欄諸掛中には箱、包、袋其他包藏物の代及箱詰荷造費用、海上保險料、領事證明料、口錢、船積費用人夫賃、其小口の諸掛費用及運費等を明記すべきものなり、而して若し運賃先拂なれば其由を記すべきものなり、而して右諸掛中若し出来得るなれば箱其他の包藏物の代及荷造費等は各々其品名を異にすると同時に、其包藏物の大きをも異にするが故に品目及價格を記したる大行に一々斯る諸掛を

日本海關定率法

附記するを最も便利なりとす、而して別に箱詰其他の費用を附記する必要なき物品に對しては是等の諸費用は商品原價中に含める旨を明記すべきものなり、即ち右諸掛中箱其他の包藏物の代價及荷造箱詰費用は有税原價中に算入せらるべき規則なるが故に特に此注意を要する所以也、而して運賃、海上保險、領事證明其他の諸掛は有税原價中に算入せらるべきものに非らざるなり

二 日本送狀の誤謬

日本より來る送狀中には往々常識より考ふるも直ちに了解し得る様なる明白なる誤謬あるものあり、爲めに罰金又は其物品を沒收せらるゝ等の不幸に陥る輸入者なしとせず例へば送狀に對して領事證明を得るに當り拙者は(賣渡し人)なりとして宣誓するに不拘、其送狀面には其商品原價に對して其幾分かの口錢 Commis-sion を明記せるが如きは其一例也、是れ沒常識の甚だしきものにして自分が其商品の賣渡し人として顧客に賣却したる上に、更に是に對して口錢を取立つる筈なればなり故に斯る場合の送狀は此口錢は有價格中に算入すべきもの也

送狀は合計原價米命百兩以上の場合には、必らず出港地駐在の米國領事の證明を附記すべき規定なり、普通

此證明料は日本金五圓〇二錢也、若し領事證明なき送状を以て輸入手續をなす場合には、輸入者は直に其送状寫と同様なる送状を作りて出港地駐在の米國領事の證明を得て斯る送状を再び輸入地税關に提出すべき規定なり、但し米金一百弗未滿の場合には別に證明を得るの要なし

三、船積證書とは如何なる者か

船積證書とは船積貨物に對する其貨物の引換證券にして此證書なくして輸入手續をなすは最も困難なり、而して船積證書の作成法に二種あり、一は直接荷受主に宛てて發行するものは荷爲替取り組等に便宜なる爲め指圖人渡し (Tudo Order) と明記せるものにして直接荷受主宛のものには本人の裏書なくば他の代理人を以て稅關手續をなす事を得ざれ共、指圖人渡しのものには此船積證書の所持人は常に輸入手續をなす事を得べし、但し此場合には船積人の裏書あるものに非ざれば、稅關に於ては正常に作成せられたる船積證書とて認定せざるべし

四、不正價格

送状の原價は商品原價即ち支拂ひたる又は支拂ふべき正當なる價格と同様なるものならざるべからず、若し不正なる價格を附記して脱稅等を企つる者なりと認定

せらる、場合には、普通の關稅以外に更に追加稅及び罰金を賦課せらるべし、又甚だしきに至つては其の賤價貨物を沒收し且つ刑事の罪に問はるべし、若し正當價格を以て輸入手續をなしたるに不拘賤價品として認定せられ、追加罰金を賦課せられたる場合には一定の期間内に上告の手續をなして、出港地の輸出人より右送状面の原價の正當なる事を商業會議所及び他の二三同業者の證明したる宣誓書を更に米國領事の許にて證明せられたるもの其他上告に對して有効なりと認むる證據書類を取寄せ、裁判の時に必要なりと思考する凡ての材料に供すべき手續をなすの必要あり、但し此手續をなす場合には右追加罰金等は兎も角も一時稅關に納め置かざるべからず

五、輸入手續の大要

先づ船積證書と送状とを得たる場合には、運賃未拂なれば濱船會社に行きて運賃及波止場費を支拂ひ、其受取即ち荷物發送許可證を得て稅關 (Brookline) に托きて輸入願書を作成し、關稅を支拂ひたる後免狀を得先の發送許可證及免狀を波止場に持行き、免狀は稅關官吏に渡し、發送許可證は是を船會社の貨物係に渡し荷物の發送を乞ふべし、但し此免狀中に波止場には直接輸入者の手に全然引渡さるゝものゝ、假りに渡さるゝもの

と、又一部又は全部稅關検査場を廻送するものとの區別あるが故に、假令波止場にて受取りたるものなりとも輸入者自身が自由に他人に賣渡し、又は輸送し得る物なるや否やは特に注意を要すべき事なり、常に輸入貨物は稅關に於て輸入願書の請算を終了する迄は輸入者の手に受取りたるものと雖も自由に開封又は賣捌く事を得ざるものなり

華盛頓州憲法摘要

ワシントン州憲法は一千八百八十九年八月二十二日の制定に係り、爾來五回の修正を経たるものなり

一 個人の權利

何人とも雖も法律上正當なる手續を経ることなくして生命、自由若しくは財産を剝奪せらるゝことなき

二 言論の自由

何人も凡ゆる問題に關し言論の自由を享有す、但し本權利の濫用に就ては其責に任す

三 家宅侵害

何人とも雖も法律に據るに非ざれば私事、擾亂され若しくは家宅を侵害さるゝことなし

四 信仰の自由

華盛頓州憲法摘要

何人も信仰の自由を有し之れが爲めに身体又は財産に危害を加へらるゝ事なし、但し茲に信仰の自由と云ふは救肆なる行爲を許容し又は州の平和、安寧を紊るが如き行動を是認するの謂に非ず

五 外國人の土地所有

米國市民たらんことを宣明したる者を除くの外、外國人は當州内に於て土地を所有することを得ず、但し己に相續、抵當若しくは債權の行使上法律に據りて所得せる土地を除く、今後直接又は間接に外國人に對して行はれたる土地の讓與は無効とす、本條に土地と云ふは金石を包有せる土地又は其地の繁榮若しくは產物のために製造工場を設置すべき必要ある土地の謂にあらざり、凡て外國人が半數以上の資本株を所有せる社團は本條に照らして之を外國人と認む

六 選舉權

年齢二十一歳若しくは夫れ以上なる者にして左の資格を具備する者は、何人とも雖も凡ゆる選舉に對して選舉權を有す

一、米國市民たる者

二、選舉に關與せんとする其選舉當日より既に往に過りて引續き州に於て一ヶ年間市町村及寺區に於て三十日間居住したる者
三、英語を讀解し得る者、但し該地せられざる土人は選舉權を有せず

立法部は選舉人が英語を讀話し得る資格を具備せるや否やを審査する法律及本條に違反して投票し又は有権者名簿に記載したる者を處罰する法律を制定すべし、如何なる選舉に在ても有権者に男女の區別をなさず

七 選舉無資格者
白痴、狂人及刑の執行中なる罪人は選舉に關與するを得ず

八 課 税
本州内に於ける凡ゆる財産は米國法律又は本憲法により控除さるゝもの、外法律に據りて評價されたる其價格に比例して課税せらるべきものとす、但し立法部は特別法によりて三百弗迄の戸主の財産に對する課税は一個人の所有なる場合に限りて之を免除するの權を有す

九 兒童教育
州は其最上義務として州内に於ける兒童の人種如何、男女如何を問ふ處なく、之れを教育せんがために充分なる設備を施すべきものとす

十 兵 役
本州の市民にして年齢十八歳以上四十五歳の男子は米國若しくは本州の法律に依りて免除さるゝ者の外悉く兵役に服するの義務を有す

十一 軍隊の編成
立法部は軍隊の編成及訓練に關し米國憲法又は法律に抵觸せざる範圍に於て適宜の法律を制定す、軍隊の將校は立法部の命に依りて選舉若しくは任命せらるべし、知事は州法律の遂行、叛徒の鎮壓又は侵入軍の擊退のために軍隊を召集するの權を有す

十二 兵役免除
兵役に服するを欲せざる者は平時に於ては服役の義務を免除せらるべし、之が免除金を納入すべきものとす

十三 都市以外の社團
社團の設立は普通法に據るべきものにして特別法に據るを許さず、立法部は隨時社團に關する法律を變更、修正又は廢除する事を得、本州内に於て營業に従事する社團は法律に依りて其營業を制限若しくは禁止さるゝことあるべし

十四 株主の責任
銀行業又は保險業を目的とする社團以外の法人會社の株主は會社の負債に對して其未拂株總額の責任を有す、會社の負債事件に關する訴訟に於ては一名若しくは一名以上の株主は被告として聯合さるゝを得

十五 社團の意義
茲に社團と云ふは個人又は共同者の享有し得ざる

社團的權利を享有せる凡ゆる組合及合資會社をも包括するの謂にて、社團は悉く個人の如く如何なる法廷にも起訴し又は起訴さるゝ權限を有す

十六 社團株
社團は其真正なる申込人若しくは其代理人以外に株券を發行するを得ず、又既に享入したる金銭、財産或は勞力に對するの外金銭支拂のために契約證券若しくは證書を發行するを得ず、社團株は法律に據るにあらざれば増加さるゝを得ず、社團株の増加は多額の株券を有せる者の承諾を得、且つ法律の規定せる處に據り豫め株券増加の通告を發したる後に行はるべきものとす、凡て虚偽的に行はれたる株券又は負債の増加は無効とす

十七 社團特權の貸與
社團は其特權又は權限の行使に關する契約上の貸地者讓與者、借地者、被讓與者の責任を免れ社團の特權若しくは財産を放棄せんがために之れを貸附又は讓與するを得ず

十八 銀行及保險
銀行業、保險業を目的とする社團又は合資會社の株主は其株主たる期間に生じたる凡ゆる契約、負債及義務に對し個人として平等に其所有せる株券の額面總額と

華盛頓州刑法

之れに對してたる金員總額の責任を有す

十九 銀行と預金
銀行の頭取、理事、支配人、會計又は其他の役員は其銀行が己に破産せるか或は破産せんとせる事を通知すべき場合に受納し又は受納を應諾せたる預金に對し個人として責任を有す

二十 專賣及トラスト
本州内に於ては專賣及トラストを許さず、本州内に於ける法人會社、又は組合は生産物或は商品の種類如何を問はず之れが價格、生産若しくは運輸を制限せんが爲めに其株主、理事或は其代理人により内外の法人會社、私立會社又は組合と直接若しくは間接に聯合又は契約を行ふことを得ず、立法部は本條履行のために適宜の罰則を制定し若し法人會社の場合に必要の際には其特許狀を沒收するを得

華盛頓州刑法

一 殺人罪
▲謀殺(マード)を分ちて第一種及び第二種とす、左の場合には第一種謀殺罪とし死刑若しくは終身懲役に處す

熱慮深謀して他人を殺害したる場合、又は熱慮深謀して殺害したるにあらざりし、其の殺害の行爲が熱慮深謀したるものと認定されたる場合、又は初めより他人を殺害する計畫なくとも、強盜、追刺、夜盜、竊盜、放火等を犯し逃走の目的を達せんがため他人を殺害したる場合、若しくは障礙する惡意を以て鐵叉、軌道、踏盤（ロードベンド）、枕木、橋道、橋梁、高架台、カルバート、堤防、其他鐵道に關する一切の物件即ちエンヤン、モーター及客車并に貨車を妨礙して他人を殺害したる場合

左の場合には第二種謀殺罪とし十年以上の禁錮に處す
熱慮深謀せざるも殺意を以て他人を殺害したる場合、若しくは第一種に明記する以外の重罪を犯し逃走の目的を達せんが爲に他人を殺害したる場合

▲決闘殺人罪 華盛頓州に於て決闘し又は決闘に關係して殺人罪を犯したる者、及華盛頓州民にして州外の地に於て決闘し又は決闘に關係して殺人罪を犯したる者は第二種の謀殺罪を以て問ふ

▲故殺（マンスローター）右以外の場合に於て構成せる殺人罪は故殺罪を以て問ひ、州監獄に於て二十年以下の禁錮、又は郡監獄に於て一年以下の禁錮、或は一千弗以下の罰金若しくは禁錮及罰金に處す

▲妊婦の身体に危害を加へ胎兒を殺す目的を遂げたる者は故殺罪に處す

▲生命を救ふの必要なくして婦人の妊身不妊身に關する藥品を使用せしめ、又は其他の方法を以て其の婦

人を殺したる者、若しくは胎兒を流産せしめたる者は故殺罪を以て之を問ふ

▲妊婦が自己の生命を救ふ以外に於て藥品を服用し若しくは其他の方法を以て流産の目的を遂げたる時は故殺罪に處す

▲危険なる動物の所有者若しくは看守人が其の危険なるを知り乍ら、故意又は怠慢に依て之を衆人間に放ちたる結果他人を殺害したる時は故殺罪に處す

▲航行業者にして故意若しくは怠慢に依り、規定以外の乘客又は貨物を搭載したる結果、船舶が沈没し或は轉覆し或は破損したるため、その乘客を溺死若しくは死傷せしめたる時は故殺罪に問ふ

▲客船の監督者若しくは機關手にして他の船舶と競漕し之を乗越へるため、或は其の他の意思若しくは怠慢に依り規定以外の速力を進めて汽鐘を破裂せしむるか又は汽鐘の附屬品を爆發せしめて他人を死に致したる場合は故殺罪を以て之を問ふ

▲泥酔するか或は諸種の麻醉劑の爲に正氣を失ひたる醫師にして毒藥を服用せしめ、又は醫師として爲すべからざる行爲を施して他人を死に致したる時は故殺罪に處す

▲市町村の法令に反し火藥其他の危険なる爆發物を若

へ、之れが爆發したる爲め他人の生命を失ひたる場合は故殺を以て問ふ

二 無罪たるべき他殺

▲普通の注意を拂ひ、法律に違反すべき意志無くして規定の方法に依り、正當の行爲を爲したる場合に於て過ちて不幸にも他人を殺害したる時は無罪とす

▲公吏に於て、法廷の命令を執行せんとして抵抗を受け、之に打勝たため他人を死に致したる場合、若しくは罪人を拿捕する時、若しくは囚人の逃亡を防止せんため、或は重罪人を拿捕する爲め、或は安寧を保つため或は暴徒を鎮壓するため他人を殺害したる場合は無罪とす

▲自己を殺害せんとする者を正當に防禦する爲、若しくは夫妻、親、子、兄弟、姉妹同伴者及び目前に居る者が殺害せられんとする時、之を正當に防禦する爲に他人を殺害したる場合は無罪とす、又自己の面前或は自己の住所、或は自己の住所の如何なる場所に於ても自己に對して重罪を犯さんとする者を殺害したる場合には無罪とす

三 傷害罪

▲傷害罪を分ちて創傷罪及毆打罪の二種とす

▲重罪を犯す爲め、又は故意を以て傷け、若しくは不

具にする目的を以て他人を害したる者は創傷罪を以て論ず、次の如き三種の場合は創傷罪とす

一、他人を不具にしたる場合

二、他人の内臟若しくは五官の位置を轉換せしむるか、又は之を傷けたる場合

三、表面は内臟若しくは器官に何等の影響を及ぼさざる如く見ゆるも實際に於て傷害を受けたる場合

右の總ての場合に於て創傷罪を構成したる時は州監獄に於て十ヶ年以下の禁錮に處す

▲如何なる器具若しくは如何なる方法を用ゐるに拘らず前項の場合を以て他人を傷けたる者は創傷罪とす

▲傷創罪を以て訴へられたる時に原告が廢疾とならざる限は毆打罪を以て之を論ず

▲毆打罪を分ちて第一種及第二種及第三種とす

左の場合には第一種毆打罪とし州監獄に於て五ヶ年以上の禁錮に處す

一、他人を殺害する目的、又は他人若しくは他人の財産に對して重罪を行はんがため他人を毆打し得る場合

二、火器若しくは兇器若しくは殺害し得る方法を以て他人を毆打したる場合

三、他人の生命を危険ならまむべく強いて毒藥を服用せしめたる場合

左の場合には第二種毆打罪とし州監獄に於て十ヶ年以下の禁錮或は千弗以下の罰金、又は之を併科す



- 一、他人に危害を興ふるため生命若しくは健康を害すべき薬品を不法に服用せしめたる場合
- 二、他人の犯罪を補佐するためコロ、ホルム若しくは阿片ナキ等の如き麻酔劑を服用せしめたる場合
- 三、兇器使用の如何を問はず他人の身体を傷けたる場合
- 四、身体を傷け得る兇器若しくは其他の器具を以て他人を殴打したる場合
- 五、兇器を帯びながら他人を鞭撻したる場合
- 六、重罪を犯かすため若しくは法律の執行又は法廷の命令を妨害するか或は之に抵抗したる場合及び自己若しくは他人の捕縛又は拘引を妨害するか或は抵抗したる場合
- 七、鳥類を狩獲する際他人を射撃したる場合

▲第一種又は第二種の傷創罪を爲さざる殴打を他人に加へたる場合は第三種の殴打罪とし輕罪中の重きを以て之を論ず

▲殴打罪を構成せざるは次の六項の場合とす

- 一、公吏を補佐するため若しくは公吏の指揮の下に行動する場合
- 二、重罪人を捉へて公吏に引渡す場合
- 三、自己の財産不動産に對する不法の干渉を防ぎ又は自己の正當防衛を爲す場合
- 四、父母、委任代理者、後見人、主人若しくは教師が自己の權利を執行する爲か、又は被保護人、徒弟若しくは生徒を滿爾すの爲に強制力を加へたる場合
- 五、運輸機關の代理人使用人若しくはその補佐人が運輸規則に違反する乗客を流車、流船若しくは電車、馬車より引下す時に正當なる強制力を加へたる場合

る強制力を用ふる場合、但し此の場合には運輸器の進行を停止せざる可らず

六、自己若しくは他人に危害を加へんとする白痴癡癡者を鎮靜する

▲言語、手眞似、若しくは身振に依て他人に殴打罪を教唆したる者は輕罪を以て之を論ず

四 誘拐罪

▲營利、猥褻、又は結婚の目的を以て十六歳以下の兒女を父母、後見人、若しくは法定監督者より奪取又は誘拐の上監禁したる者は、誘拐罪を以て論じ十個年以上州監獄に於て禁錮に處す

▲華盛頓州の内外を問はず本人の意思に背き強制的に誘拐されたる男女を華盛頓州内に於て賣買するか、又は一定の年期間之を使役する者は州監獄に於て十個年以下の禁錮に處す

▲前記二個條の場合に於て被誘拐者と合意の上に於て誘拐したる共、其の誘拐者は無罪たるを得ず、但し被誘拐者が十六歳以上にして強迫若しくは詐欺に依らずして合意したることを陪審吏が十分に認めたる場合は無罪とす

五 強盜罪

強盜とは他人の財産を所有者の意思に背き不法なる強制力を加へて奪取したる行爲、又は所有者若しくは其の



家族に危害を加へて動産を奪取したる行爲を云ふ者に於て、之を犯したる者は五個年以上州監獄に於て禁錮に處せらるゝ者とす、但し強盜は物品を奪取するに其の目的を達げんために危害を家人若しくは之が発見人に加ふる者を意味すれども、若し遁走の際危害を加へたる者は強盜罪を構成せず

六 強姦罪

▲強姦とは婦人の合意を得ず去て妻以外の婦人の意志に反し是と肉交したることを云ふものにして左の行爲によりて之を犯したる者は凡て強姦罪とし州監獄に於て五ヶ年以上の禁錮に處す

- 一、婦人の抵抗に打勝ちし者
- 二、脅迫の上婦人を抵抗せしめざる様にせし者
- 三、麻酔劑等を服用せしめてその知覺を失はしめたる者
- 四、その白痴等に乘じたる者

▲妻にあらざる十八歳以下の小女を凌辱したる場合の刑罰左の如し

- 一、婦人が十才以下の小女なる時は終身
- 二、十才以上十五才以下なる時は五年以上
- 三、十五才以上十八才以下の純真なる處女なる時は十ヶ年以下の州監獄に於ける禁錮か或は郡監獄に於て一ヶ年以下の禁錮

七 強制結婚罪

自己若しくは或る他の男子に結婚せしむるか或は是を凌

辱せんとする目的を抱きて婦人の意志に反し是を監禁脅迫したる者は州監獄に於ける二十ヶ年以下の禁錮か千弗以下の罰金或は兩刑を併科す

八 婦人誘拐罪

▲左の場合凡て婦人誘拐罪とし州監獄に於て十ヶ年以下の禁錮又は一千弗以下の罰金或は兩刑を併科す

- 一、醜業を營まじむるか或は是と肉交若しくは結婚せんとする目的にて十八才以下の婦人をその父母後見人或は法定監督人より奪取するか
- 二、醜業或はその外の如何なる場所たるに拘はらずに醜業を行はしむる目的にて善良なる身持の處女を拘引或は誘惑するか
- 三、自己若しくは或る他の男子に結婚を強制せんとして本人の意志に反し婦人を不法監禁するか
- 四、父母後見人或は法定監督人にして醜業或は肉交を強ひらるゝを承知しながら自分の當然監督すべき婦人を他に引渡す承認したる場合

▲左の場合州監獄に於て五ヶ年以下の禁錮又は二千弗以下の罰金に處す

- 一、醜業を營まじむる目的にて婦人を他の監督に委し或は醜業に強ひて住居せしめ或は自己と同居を強制したるもの
- 二、醜業を營まじむるか或は夫以外の男子と共棲せしむる目的にて女子を醜業に置くことを約して是に對する報酬を受授し或は受授の約束したるもの
- 三、醜業たるを將た又そのたの如何なる場所たるを問はず本人の

意志に反し醜業を營ましむる目的にて女子を雇ひ入れ度き旨を申し出で是に對し報酬の授受をなし或はその約束をなしたる者
 四、十八才以下の女子の夫父母後見人又は法定監督人にして女子の醜業に止まる事を承認したるもの
 五、醜業によりて得たる利益を受け或は是にて生活をなし居るもの
 九 和姦罪

九 和姦罪

▲善良なる身持の婦人を口説き落して是と通淫したるものは和姦罪に處し州監獄に於ける五ヶ年以下の禁錮か郡監獄に於ける一ヶ年以下の禁錮か一千弗以下の罰金か或は禁錮と罰金を併科す、但し本裁判の決定以前に同婦人と正式の結婚をなしたる時は此の限りにあらず、然れども其の結婚後三ヶ年以内に婦人を見捨つるか或は是を扶助せざりし時は結婚せざりしものと認め直ちに其の裁判を進行するものとす而して此際婦人は夫の意志に反し種々の證言をなま得べし

▲善良なる身持の婦人或は十八才以下の善良なる婦人に對し婦人の承諾如何に拘らず猥褻なる行爲を加へたるものは輕罪中の重きものを以て問ふ
 ▲前述の諸條に違反せる事實を婦人より告訴するとも是を確かめ得る有力なる證據他にあらざれば有罪と認めず

十 姦通罪

有夫の婦人にして夫以外の男子と通淫したる場合は其の男子の妻帯如何を問はず双方其姦通罪を以て論じ州監獄に於て二個年以下の禁錮若しくは一千弗以下の罰金に處す、但し此の犯罪は一個年以内に夫若しくは妻より告訴されたる者に非ずんば構成せず

十一 猥褻罪

▲左の行爲をなしたる者は凡て猥褻罪として輕罪中の重きに處す

- 一、猥褻なる書籍、雜誌、新聞、圖書、寫眞若しくは猥褻なる道具を賣却するか或は人に貸すか或は與ふるか或は又た以上の如き目的を以て之を所有する者及び此種の猥褻なるものを書きし者寫したる者、印刷附者、寫眞に撮りし者并に此種の猥褻なる物を何處の如何なる人より如何たる手段に依て手に入れたるかを筆若しくは口又はその他の方法を以て他に廣告或は通知したる者
- 二、前記猥褻なる記事に滿てる警察報告を賣却し或は貸し或は與へ或は以上同一の目的を以て之を所持したる者
- 三、上記の書籍、雜誌、印刷物、寫眞、圖書等を未成年者に示したる者及如上の書籍雜誌印刷物寫眞圖書等を販賣若しくは配布する爲めに未成年者を雇用したる者
- 四、猥褻なる行爲を演じたる者若しくは之を演ぜしめたる者

十二 重婚罪

▲有夫若しくは有妻の者にして他の男子若しくは女子と結婚するか或は是等と同居を繼續したる時は之れを重

婚罪と認めて州監獄に於て五個年以下の禁錮に處す但し次の場合に於ては本條を適用せず

- 一、妻若しくは夫が五箇年間不在にして生存し居ると思はざるか或は死亡せしと思はれたる場合
- 二、以前に爲したる結婚が無効と見做されたるか又は法廷に於てその無効を宣告されたる場合

▲重婚と知り乍ら他の者と結婚しもしくは其の結婚後尙ほ依然として同棲を繼續したる時は州監獄に於て五個年以下の禁錮又は一千弗の罰金に處す

十三 遺棄罪

故意もしくは正當なる法律上の手續を経ずして妻又は十六才以下の兒女を支持せざる者もしくは之を支持する事を拒みたる者は州監獄に於て三個年以下の禁錮に處するか郡監獄に於て一個年以下の禁錮に處するか或は一千弗以下の罰金に處するか又は上記兩刑を併科す但し此の裁判決定前に被告が其妻及び兒女を支持する事を承諾したる場合或は裁判決定後たるとも被告が法廷に於て定めたる金額を確實に其の妻及び兒女に支拂ふ旨を承諾したる場合には刑の執行を猶豫する事を得もし被告にして其の承諾したる條件を果さざる時或は法廷の召喚に應ぜざる時は直に裁判を進行すべし

十四 賭博及富籤

華盛頓州刑法

▲賭博場を經營したる者は其の主人、支配人、代理人又は其他の使用人を問はず總て賭博者と認め州監獄に於て五個年以下の禁錮に處す

▲金錢又は財産を賭し前條の場所に於て博奕を試みたる者は輕罪に處す

▲自己もしくは他人の爲に詐欺賭博を爲して他人を瞞着し金錢又は財産を得たる者は州監獄に於て十個年以下の禁錮に處す

▲賭博用の器具を所持する者もしくは自己の所有又は借用し居る家屋或は船舶に此種の賭博用其を置くことを許容したる者は輕罪の重きに處す

▲自己又は他人の爲に本州内外を問はず總ての種類の富籤の賣買を爲したるものは五個年以下の禁錮に處す

十五 誹毀罪

▲演說以外の文書、印刷物、繪畫或は其他一切の符號に依り惡意を以て左の行爲をなしたるものは誹毀罪とし輕罪の重きに處す

- 一、現在生存し居る人を罵詈譏諷、侮辱するか或はその社會に於ける信用を失はしめ若しくは社交界より排斥せしめたるもの
- 二、死者を嘲笑罵倒したる者
- 三、同一商賣もしくは他の商賣の個人、法人若しくは團體を毀つてたる者

▲前條に掲げたる傾向或は結果を有する刑行物は相當の理由あるにあらざれば總て惡意を以てなしたるものと認む、但し上記の場合に於て犯罪を攻撃したる者或は善意より出たる事實の陳述ありたる時は無罪とす

▲誹毀の目的にて使用したるものを他に交附したる時は其の何たるを問はず凡て之を刑行物と認む

▲書籍、新聞、定期刊行物等の著者、記者、所有者或は之れが發行所たる個人或は法人の支配人は凡て是等の發行物に對し責任を有するものとす而して此の種の發行物に對する誹毀裁判起りたる時に其の著者記者所有者もしくは發行所の支配人等が過失もしくは無意識又は他より脅迫を受けて發表せる事を證言するか或は是に先だちて其の取消しをなしたる場合には大に減刑せらるゝ事ある可し

▲新聞紙の探訪記者、所有者及發行人は立法司法其他公共の出來事及び演説討論等の記事を刑行するも決して處罰せず

十六 暴徒罪

▲三人以上の個人が集合の上他人もしくは他人の財産に強制力を加へて社會の平和を乱すか或は乱さんと脅迫したるものは凡て暴徒罪に處す

▲暴徒罪に對する刑罰は左の如し

一、集合の目的がワシントン州米國法廷或はその外公吏の命令を拒絶するにありて彼等が火器或はその他の危險なる武器を携帯し居りたる時は州監獄に於て五ヶ年以下の禁錮か或は一干弗以下の罰金に處す

二、暴徒を指揮するか或は是を煽動したる者は州監獄に於て二ヶ年以下の罰金に處す

三、他の場合に於ける犯罪者は凡て一ヶ年以下の郡監獄に於ける禁錮か或は一干弗以下の罰金に處す

十七 放火罪

▲左の行爲をなしたる者は之を第一種放火罪に問ひ州監獄に於て五ヶ年以上の禁錮に處す

一、夜間他人の住宅或は人間の居るべき建築物に放火したるもの

▲前條に記述せる以外の放火罪を犯したるもの乃ち故意を以て建築物、同附屬物、波止場、船渠、乾草、馬糞、穀物、材木、森林等を燒失或は放火したるものは第二種放火罪となして州監獄に於て十ヶ年以下の禁錮か或は五千弗以下の罰金に處す

十八 放火未遂罪

▲他人の建築物に放火する目的を以て用意したるものは放火罪を犯さんとしたるものと認め放火罪と同様の刑を科す

十九 夜盜罪

▲左に該當する者は凡て第一種夜盜罪として州監獄に於て五ヶ年以上の禁錮に處す

一、犯罪の目的を夜間他人の現在棲息し居る住居に危險なる武器を所持し或は共犯者と共に侵入し又は侵入若しくは逃走せんとして他人を撃傷したる者

二、犯罪の目的を夜間銀行郵便局鐵道の貨車或は郵便車を破壊して侵入したるもの

▲犯罪の目的を夜間前條に記述せざる状態の下に他人の住居に侵入するか又は建築物を破壊して是に侵入するか或は保存賣却もしくは使用の目的にて財産を備へ置けるルーム或は建築物を破壊して此所に侵入したるものは凡て第二種夜盜罪と認めて州監獄に於て十五ヶ年以下の禁錮に處す

華盛頓州民法

一 結婚法

華州結婚法は決して當事者の人種皮色に關して何の區別を爲さず左に同法の摘要を掲ぐ

- 一、年齢滿二十一才以上の男子又は滿十八才以上の女子は隨時に結婚するを得
- 二、年齢二十一才に滿たざる男子又は十八才に滿たざる女子は郡オーガダーに父母又は後見人の許諾書を出すにあらざれば結婚せんとする男女は先づ郡オーガダーより結婚許可

華盛頓州民法

婚するを得ず

三、如何なる場合に於ても十五才未満の女子は結婚するを得ず

假令規定の年齢に達したるものと雖も左に列擧する階級に屬する者と結婚するを得ず

一、當事者の夫又は妻が生存する者、云ふまでもなくも結婚すれば夫又は妻ある者は重婚罪を犯すなり

二、父母の從兄弟姉妹以内の親族、その血族たる婚姻に依りて親族たるものなるを問はず

右の親族相通する者は之を親族相姦罪とし州監獄に於て一年以上十年以下の禁錮に處す

左の項目の一に該當する者は結婚するを得ず之に違背する者は州監獄に於て三年以下の禁錮又は一千弗以下の罰金若しくは之を併課せらるゝものとす、但し當事者の一方が四十五才以上の婦人たる時は此限りに非ず

- 一、常に飲酒の癖ある者
- 二、犯罪の習慣ある者
- 三、癡癡患者
- 四、虛弱者
- 五、低能者
- 六、白痴
- 七、狂人
- 八、花柳病患者
- 九、曾て遺傳性精神病に罹りたる者
- 十、重態なる肺結核患者

證を得るを要す

二 出産届出法

華州に於て子女出生の場合には其父母の国籍如何を問はず左の規定に従ひ之を郡オーヂターに届出づべきものとす

- 一、子女出生したる時は之に關係ある醫師、産科醫又は産婆より出生後十日以内にその旨を郡オーヂターに届け出づるを要す
- 二、子女の出生に關係したる醫師、産科醫又は産婆あらざる時はその父、母、家持、家主又は家の取締人は出生の日より十日以内に之を届出るを要す

右の届出を怠る時は之を輕罪とし五弗以上五十弗以下の罰金を科す

三 養子法

▲華州に在住する者は年齢二十一才以下の子を養子と爲し自己の姓に改めしめんが爲めに之が許可を郡の上等裁判所に請願することを得、但し配遇者ある者は配遇者と共に請願することを要す此場合には裁判官は先づ別室に於て妻を審問し若し該請願が其意志及承諾に出でしものならずと認められたる時は之を却下す

▲養子許可の請願を爲すには豫め目的とする+及其實父母の承諾書を得ることを要す、但し目的とする子が十四才未滿の場合若しくは其實父母が重症の狂人

なるか又は大飲酒者なる場合は此限に非ず
 ▲目的とする子の實父母が生存せざるか、所在不明なるか、目的とする子を棄て去りたるか或は其住所は明かなれども兩人共又は其一方が重症の狂人又は大飲酒者なる場合には法定後見人の承諾書を得ることを要す

▲後見人あらざる場合には裁判官は慎重且適當なる者を選び之に此請願中養子となる者の最親友として盡力すべきことを命ずべし

▲實父母が別居せるときは兩人の承諾書を得るを要せず、但し養子となる者を監督養育せる其一方の承諾を要求することを得

▲夫婦の一方は他の一方の子を養子とすることを得

四 會社設立法

▲定款 華州に於て會社を設立するには先づ定款三通を作り之が公證を経て州書記及郡オーヂターに各一通を差出し殘る一通を其會社に保存すべし
 定款には左の事項を記載するを要す

- 一、名稱
- 二、目的
- 三、資本總額
- 四、株數
- 五、存立期限

六、本店所在の都市町村

七、取締役(ツラスタナー)の員數及姓名

會社存立期限は五十年を超ゆることを得ず又取締役に關しては左の規定に従ふべし

- 一、取締役は二人以上たること
- 二、取締役の任期は二月以上六月以下たるべきこと
- 三、取締役はその會社の株主なること
- 四、取締役の一人は華州在住者なること
- 五、取締役の多數は合衆國市民なること

尙ほ定款を差出す際には州書記に二十五弗を納附することを要す

▲權限 右の定款を差出し州書記及び郡オーヂターが之を受領したる時は即ち會社は公認せられたるものにして其存立期限間左の權限を享有す

- 一、名實共に法人團體たること
- 二、起訴し又は起訴されること
- 三、社印を作製し且使用し并に隨意に之を變更すること
- 四、動産及不動産買賣、所有、賃入并に譲渡すること
- 五、役員、代理人及雇人を指名し且其權限、職務及報酬を定むること
- 六、役員代理人及雇人の身元保證金を請求し并に之を解除すること、但し株主三分の二以上の多數の賛成投票あるにあらざれば取締役の職を免するを得ず
- 七、副則を制定すること、但し此副則は華州又は合衆國の法律に

拆開せざることを要す

八、會社所屬財産の處理、事務の制限、株式の轉換及會社の目的の範圍内に於ける一切の業務に従事すること

九、定款を修正すること

五 他州又は外國會社の營業開始規定

▲登記 他州又はテリトリイ若しくは外國の會社が、華州に於て營業を開始せんご欲せば先づ左の書類を作り其州、テリトリイ又は外國の法律上會社を監督する官吏か又は公認書を下附するの權ある官吏の證明を得て之を華州の州書記に差出し發記を経るを要す但し此證明は右の官吏の宣誓と官印とを以て去たるものならざるべからず若し官印なき場合には署名の上に其旨を記し更らに州又はテリトリイならば其書記、外國ならば會社所在地若しくは之に近き地に駐在する合衆國總領事、領事、副領事、領事官補、代理領事又は貿易事務官が宣誓及官印を以て右の證明官吏の署名の眞正なること并に證明の際其官吏は之を爲すべき職務にありことを證明したるものなることを要す、書類は會社の性質證明書、定款、記録公認證にて此登記料は廿五弗なり

▲代理人 此種の會社は左の規定に従ひ華州に於ける

營業本部所在地に常住すべき代理人を任命し其事項を州書記に届出で登記を経るを要す

- 一、代理人の任命は書面を以てせざるべからず
- 二、任命書は會社社長又は役員長の署名あり且つ社印を以て證明したるものなるを要す

六 利益を目的とせざる社団 設立法

前の會社又は慈善社団の場合に於ては二人以上の發起に由り法人團體を組織するを得れども利益を目的とせざる社団に於ては五人以上の個人若しくは法人の發起あるにあらざれば之を設立するを得ず
定款の届出、存立期限、ツラステアの任期并に創立手数料等は會社の場合と異ならず定款に記載すべき事項は左の如し

- 一、名稱
- 二、目的
- 三、本部所在地
- 四、存立期限
- 五、理事(ツラステア)の員數
- 六、理事の姓名

尙ほ權限に至りても會社と大差なま

七 公益又は慈善社団設立法

▲定款 學校、教育、圖書館、禁酒會、科學會、慈善

會等の公益又は慈善に關する社団を設立せんと欲せば、左の定款三通を作り公證を経て州書記及郡オードターに各一通を差出し残り一通を該社団に保存すべし

- 一、名稱
- 二、場所
- 三、本部所在地
- 四、目的
- 五、株式組織なる時はその資本金総額及一株の金額、株式組織ならざる時は入會費及その他の會費
- 六、社務を管掌する役員
- 七、右の役員擧擧の時期、もし擧擧に依らずして任命の場合には之を任命する者、尙ほ定款を差出す際には書記に五弗を納附すべし

▲權限 社団は左の權限を享有す

- 一、公人たること
- 二、起訴し又は起訴されること
- 三、社印を有し又は隨意に之を變更すること
- 四、その目的を遂行せんが爲めに動産及不動産を買買又は買入するること
- 五、罰則を制定すること
- 六、定款を修正すること

八 利息法

▲金銀又は物品の貸借上當事者間に其利息に關する契約書のあらざるときは之を年六分とす

手形の割引も亦此率に従ふ
▲契約上の最高率は年一割二分とす

華盛頓州労働者保護法

一 本法の適用

本法は危険なる業務に就働する労働者を保護するの目的を以て制定されたるものにして、左に列挙するは即ち危険なる業務なり

- 一、機械を運轉する製造工場及びミルの業務
- 二、機械を使用する印刷、電氣版、寫眞版及鉛版製造の諸業
- 三、鑄造、鑛山、井戸掘、瓦斯工事、木工事、鐵工、釀造昇降機、埠頭、船渠、漕運器、鋸及火藥作業
- 四、電力に據る洗濯業
- 五、石坑業
- 六、土木業
- 七、伐木、製材及造船業
- 八、インターナショナル鐵道工事
- 九、家屋の建築、修繕、移轉又は解崩
- 十、電信、電話、電燈の諸業又は發電所の業務、蒸氣業、漁船、曳船、渡船及び鐵道の諸業

二 備 主

備主とは一人又は數人(法人團體たることを問はず)若しくは死亡したる備主の法律上の代理者を云ふ

華盛頓州労働者保護法

三 労働者

労働者とは一千九百十一年九月三十日以降本州内に於て備主に備はれ危険なる性質を帯べる業務に従ふ者を謂ひ、其就働の場所は工場内たること工場構内たること又業務の都合により工場構外たることを問はず

四 備主と保険料

備主は本法の規定する處に據りて納入すべき保険料の全部又は一部を其備せざる労働者の給料より控除することを得ず、違反者は郡監獄に於ける一ケ年以内の禁錮又は一千弗未満の科料若しくは兩者を併科す

五 報 酬

労働者が工場内、工場構内又は業務の都合上工場構外に於て就働中負傷したる時(死亡したる時は其遺族)は左の割合に依り報酬を受得るものとす、但し左記四ヶ條の要件に該當するを要す

- 一、被傷者の業務が本法の規定に悖らざる場合
- 二、被傷者が負傷したる場合
- 三、負傷の原因が其業務に基ける場合
- 四、負傷が其本人の故意の非行に原因せざる場合

▲負傷のため死亡したる場合には埋葬費として七十五弗以内の報酬及び

一、労働者死亡のため寡婦又は自養し能はざる寡婦の場合には同寡婦又は寡婦は生涯中毎月二十弗宛の支拂を受くべし、但寡婦にして再婚する時は其月を以て之れを停止す、寡婦又は寡婦は尙遺子一人に對し遺子が十六才に達するまで毎月五弗宛を受得するを得るも遺子に對する報酬は其總額に於て毎月三十弗を超過するを得ず、寡婦再婚の場合は一時的に二百四十弗を受得し遺子に對する報酬は前記の如く繼續せらるべし

二、労働者死亡するも夫又は妻の生存するものなく只だ十六歳未満の遺子のみなる場合は遺子は十六歳に達するまで毎月十弗の報酬を受くべし、但しその總額は月三十五弗をこぼさざるものとす

三、労働者死亡後寡婦、寡婦又は十六歳未満の遺子なき被扶養者ある場合には同被養者は一人毎に從來死亡したる労働者より享有したる扶養料の五割に相當する金額を毎月授與せらるべし、但し其總額は月二十弗を超過せざるものとす

死亡したる労働者が二十一才以下にして未婚者なる場合には其父母は死亡者が二十一才に達するの年月まで毎月二十弗宛の報酬を受くべし

四、寡婦又は寡婦が死亡したる際命報酬を受得べき遺子ある場合は遺子の收得額を二倍す、但し其總額は月三十五弗を超過せざるものとす

▲生涯の不具者となりたる場合即ち兩腕、兩脚、隻腕、隻脚、盲目又は身体不随となりたる場合は

- 一、未婚者なれば負傷當時二十弗
- 二、妻又は自養し得ざる夫あるも十六歳未満の子女を有せざる場合は

合は二十五弗、夫が自養し能ふ場合は十五弗

三、妻あり夫あり又十六歳未満の子女ある際には子女一人に付き(二)の規定の額に五弗増加す、但し其總額は月三十五弗をこぼさざるものとす

▲不具となりたる労働者が死亡したる場合は其死因の如何を問はず其寡婦又は寡婦は再婚若しくは死亡の時まで毎月二十弗宛、十六才未満の遺子は一人には五弗宛の報酬を受得す、遺子が父母を有せざる場合は十弗宛、但し報酬の總額は月三十五弗を超へざるものとす

▲労働者が一時的に不具に陥りたる場合は前記(一)(二)(三)の要項を適用し尙最初の六ヶ月間は五割を増す報酬の授與は負傷前と同額の給料を收得し得るに至つて停止す

▲一部の不具即ち腕、脚、眼、指等を失ひ又は關節を挫折したる者は其程度によりて一時的報酬を得、但し其額は如何なる場合に於ても一千五百弗を超過せず負傷者が二十一歳未満にして且つ未婚者なる時は其父母は同負傷者に授與せらる、報酬額の一割に相當する一時金を受く

▲負傷のため一時金を受けたる者又は月々の報酬を受け居れる者が負傷したる場合には本法別項の規定に

よりに更に之れを取扱ふ

▲負傷者の夫妻にして負傷當時より引續き一ヶ年以上負傷者を放棄したる者は本法の恩典に浴するを得ず

▲負傷者の遺族が本州より移住する場合には毎月の報酬を一時金に換算して授與す、但し如何なる場合に於てもその額は四千弗を超過せざるものとす

外國人銃器携帶規則

一千九百十一年六月一日より實行せられたる華盛頓州外國人銃器携帶規則は左の如し

合衆國市民に非ず又は合衆國市民たる意向を公然發表せざる者にして旋條銃散彈銃其他銃器を所有し又は所持せんと欲する者は州オーヂターの許可證を所有せざるべからず而して該許可證は其國を代表せる華州駐在領事の身元證明添書をへ手數料金十五弗を支拂ふ者に限り之れを下附す

但し本條は外國人にして正規の狩獵捕魚又は捕魚許可書無くして狩獵捕魚に従事し得るを意味せず

本條に抵觸せる者は違輕罪に處せらるべし

外國人銃器携帶規則 華盛頓州狩獵規則

華盛頓州狩獵規則

一 許可證

▲狩獵許可證 華州の狩獵許可證には郡オーヂターより下附するもの州オーヂターより下附するものとの二種あり、郡の許可證を所持する者は其郡に於て州の許可證を所持する者は州内に於て各々一ヶ年間州の規則に従ひ一定の時期及場所に於て保護鳥獸を捕獲又は殺害する事を得

許可證手數料は左の如し

- 一、郡許可證手數料 華州在住者 一 弗 他州民 十 弗
- 二、州許可證手數料 華州在住者 五 弗 他州民 廿五 弗

但し華州在住民は許可證を有せずとも其居住地附近に限り狩獵する事を得、右の場合を除くの外許可證を所持せずして狩獵期中と雖保護鳥獸を捕獲し又は殺害したる者は相當の罰金に處せらるべし

▲科學用採集許可證 華州ゲームワードン(司獵官)又は公認博物學會は該會指定の役員其他の者を通じて年齢十五歳以上に於て規定の手續を経たる者に科學上の目的のみを以て鳥類もしくは其巢卵等を採集することを許可し其證を下附す

二 鳥類保護地
左の場所に於ては狩獵を禁す

- 一、州内の各島
- 二、郡内鳥獸保護島
- 三、湖中の鳥獸保護島
- 四、ワシントン湖上又は湖岸を距る一哩以内の地

三 ゲーム以外の野鳥

州法の所謂ゲームバーツ即ち獵鳥とは左に列擧するものなり

雁、鴨、白鳥、水雞、鴨、雉、鶉

右の鳥類以外のものに關する規則は次の如し

- 一、國 華州の水陸に於て(國その種類を問はず)を捕獲することを得ず
- 二、通 則
 - イ、ゲームバーツ以外の野鳥を殺害 所有(生死を問はず)輸送(州の外を問はず)又は賣買することを得ず
 - ロ、此鳥類の羽皮又はその部分の所有もしくは賣却することを得ず
 - ハ、此鳥類の巢又は卵を所有もしくは徒らに破壊することを得ず

▲保護を受けざる野鳥 ゲームバーツ以外の野鳥なれども左に掲ぐるものは保護鳥にあらざるを以てもし果物殺類等に害を爲すときは其周囲の構内に於て之を殺害するも刑罰に處せらるることなし

とし一日の狩獵數十五羽一週二十羽を定限す
五、鴨及その他水禽等の狩獵期限は九月一日より翌年一月十五日迄とし一日の狩獵數十五羽一週二十五羽を定限す
數年間又は無期限禁獵の鳥獸は左の如し

- 一、エルクは千九百十五年十月一日まで禁止
- 二、ムース、アンテイロープ、マウンテンツープ、マウンテンゴートの雌は無期限禁止
- 三、ビーゾア(海狸)は千九百十四年九月三十日まで禁止
- 四、スゴツアットフォーン(斑點ある仔鹿)絶對禁止
- 五、ハンガリアンパトリツツは千九百十三年十月一日まで禁止
- 六、ブレリーリッチケン、オカノガン、チーラン、キチダス、キマ、クリキタツト諸郡の西界線以東の地にて千九百十二年九月一日まで禁止但しオカノガン、チーラン、ガフイーノルド、リンコロン、ワラワラ、アダムス、ドーグラス、コロンピヤ、克蘭ト、スチーヴンス、フェリーの諸郡は此限にあらす
- 七、一切のバートツツヤ及び鴉類并にチヤイニス、リンケネツク、金色、イングリツツシ等の雉類はアソチン、クラム、クラーク、コロンピヤ、ガフイーノルド、ドーグラス、克蘭ト、リンコロン、ホイットマン、スホーケン、キマ、キチダス、フェリー、スチーヴンス、オカノガン、アダムス、チーラン、ベントン、クリキタツト、フランクリン、ワラワラ、スキヤウツト、アットカム、スノホミツシエ、キツアツツの諸郡に於て千九百十二年十一月まで禁止
- 八、雁、鴨その他水禽はコロンピヤ、スノークの両河上又はその岸を距る半哩以内の地(ドーグラス、コロンピヤ、ガフイーノルド、スチーヴンス、フェリーの諸郡に於ては千九百十二年十一月まで禁止)

華盛頓州狩獵規則

四 狩獵の目的及方法に關する規則
皮角のみを使用する目的を以てもしくは肉を食用に供するが爲めにあらずして左の獸類を捕獲又は殺害することを得ず

鹿、麋、トナカイ、鹿羊、山羊
係蹄、羅網等を以て左記の鳥類を捕獲し又は捕獲せんとしもしくは養殖以外の目的を以て之を所有することを得ず

五 狩獵鳥獸、時期及制限

- 一、鹿及山羊等の狩獵期限は毎年華州西部に於ては九月及十月華州東部に於ては十月及十一月の二ヶ月とす、但し一獵師は期間に二匹以上を狩獵する事を得ず
- 二、水獺、貂、ミンク及毛鼠の狩獵期限は十月一日より翌年二月二十八日迄とす
- 三、クラウス類雉類アレーリッチケンその他陸上バーツの狩獵期限は華州西部に於ては十月及十一月華州東部に於ては九月十月及十一月の三ヶ月とす、但しラツフルドクラウスは一千九百十三年十月一日迄禁止、クラウスの狩獵期限は一日六羽一週十五羽アレーリッチケン及モーシヘンスは一日十羽一週二十羽を定限とす
- 四、鴨類及雁類等の狩獵期限は一月一日より翌年一月十五日迄

▲保護鳥獸に關する裁判に於ては鳥一羽又は獸一頭に就き各々一件として之を處罰す
▲違反者の許可證は處罰せらるると同時に無効となり且其一年間は之が下附を受くるを得ざるものとす
▲司獵吏并に治安官吏以外の者の告發に因り違反者が處罰せらるると至りし時は告發者に其報賞として罰金の半額を下附す但し其金額は二十五弗を超過することを不得す

六 賞罰規則

▲狩獵規則違反者は二百五十弗以下の罰金又は郡監獄に於て六ヶ月以下の禁錮に處す

七 鳥獸輸送規則

- ▲サンジュアン及アイランド兩郡内の島嶼よりボツプホワイト、鴉類并に雉類を輸送する事を得ず
- ▲州外の市民又は外國人の一日中の狩獵數は州内在住民と同様なるべきは勿論なれど之を州外に持去らんとするときは公證人又は官印を有する官吏より左の證書を得て之を捕獲したる鳥獸に附することを要す
- 一、州外に持去る鳥獸は法律の規定に従て殺したるものなること
- 二、賣買の目的を以て之を持去るにあらざること

▲總て法律上の理由なくしてゲーム鳥獸を州外に輸送することを得ず
▲養殖の目的を以てゲーム鳥獸を所有するものは之を賣買又は輸送することを得ず

華盛頓州捕魚規則

左に掲ぐるは大規模の漁業に關する規則にあらずして單にゲーム魚にの捕漁に就てのもののみなり

一 捕魚方法

釣針及糸以外の方法を以て魚を捕ふことを得ずチーラン湖及之に注ぐ河流に於ては魚卵を餌として捕魚することを得ず

二 禁漁河流

食用魚を養殖せる河川湖灣に於て放卵後三ヶ年間同種の魚を捕漁することを得ず、チーラン湖に注ぐ河流中州政府が魚類卵所を設置したるものに於ては時期方法の如何を問はず一切の魚を捕ふことを得ず

三 普通禁漁期

▲毎年十一月一日より翌四月一日までの間にツラウト類(マウンテンツラウト、ブルックツラウトは和名アカマス又はベニマスにしてサーモンツラウトはマ

ス)を捕漁することを得ず
▲毎年五月十五日より七月一日迄の間にセイゴ、イシモチ、アラ、ボチ、カマスの類を捕漁するを得ず

四 特殊の池に於ける時期捕漁量及其他の制限

▲ガイーールド、コロムビヤ、チーランの三郡を除くの外キヤスケード連山以東の地に於ては毎年十一月一日より翌年五月一日までの間にツラウト類、バス、パーチ、ピツカール、バイヤを捕漁することを得ず

右の區域内に於ては捕漁期間と雖も長さ六時に達せざるツラウト類を捕ふことを得ず若し偶熱之を捕へたるときは直ちに元の水に放ち返すべし、また瀬戸灣に流入する河流及コロンビヤ河を除きては鮭の卵を餌としてツラウトを捕漁することを得ず、但し此地方の自然生のマウンテンツラウト又はブルックツラウトは此限にあらず
此區域内に於けるゲーム魚の漁量は一日一人に付五十尾二十斤以下とす又一時所有の量は三十斤を超過することを得ず
▲チーラン郡にては毎年四月一日より六月十日迄の間にツラウト類を捕漁することを得ず

右の期間を除くの外はチーラン湖畔に在る者は同湖に於てツラウト類を釣ることを得ると雖も漁者の家族又はキャンプの食料用として直ちに煮炊する量以外に之を捕ふことを得ず

五 賣買及貯蔵

▲一切のゲーム魚を賣買することを得ず、但し私有卵卵所より得たるものは此限にあらず

▲チーラン郡内にて捕へたるツラウト類を賣買し又は捕漁其他の方法を以て貯蔵し若しくは捨棄するを得ず

六 賞 罰

▲本規則の違反者は十弗以上三百弗以下の罰金に裁判費用の附加又は郡監獄に於て五日以上三ヶ月以下の禁錮が若しくは之を併科す

▲右の犯罪行為通知者にて報賞として罰金の半額を與ふ

在外臣民登録規則

(明治四十二年十月一日より實施)

第一條 外國に在留する帝國臣民は其在留地到着後七日以内に左の事項を所轄在外公館に届出る事を要す
一、氏名及年月日、但し氏名に付ては其の讀方を明示すべし

在外臣民登録規則

二、本籍族稱職業
三、在留地、但し本人に對する郵便物の配達せらるべき宛名を明示すべし
四、在留地到着の年月日

第二條 妻又は未成年の子女にして夫又は親と同居するときは夫又は親より前の數條規定に依り届出をなすことを要す

第三條 在外公館に於て本令規定の届出を受理したるときは在留帝國臣民登録簿に其届出事項を登録する在外公館長は之を登録するに付き證明の爲め必要と認むるときは届出人をして旅券戸籍謄本又は其他の文書を提出せしめ且一名又は數名の證人を立てしむることを得
在外公館長は其適當と認むる帝國臣民の團體をして前項の證人たらしむることを得

第四條 前條の登録に付ては手数料を徴收せず、但し在外公館長は本令規定の届出期間經過の後届出を爲したる者に對し登録手数料を徴收することを得

第五條 在外公館長は本令規定の届出を怠りたる者に對し在留證明其他一切の證明を拒否することを得虚偽の届出を爲したる者及之が證人たるものに對しても亦同じ

第六條 在外公館長は利害關係人の申請に依り手数料を徴收して在留帝國臣民登録簿の謄本を附與することを得

第七條 本令は條約又は慣例に依り領事裁判權を行ふことを得る領事の駐在する地方に適用せず

第八條 本令に於て在外公館と稱するは帝國領事館又は領事館の管轄區域に屬せざる地方に於ては帝國大使館又は公使館を云ふ

徵兵に關する注意

一 徵兵猶豫に關する規定

▲米國（其他徵兵令第二十三條第二項に規定する國以外に在る者）に在る日本臣民は滿三十二歳まで徵兵猶豫を出願することを得

▲徵兵猶豫を乞はんとするものは所在帝國領事館より居住證明書を受取り其證明書を添へ本籍地の村長に宛て徵兵猶豫願を差出すべし、但し出願者にして家族なき時は戸主より之を差出すものとす

▲前記の居住證明書は旅券に手数料として現金五十仙を添へて所在帝國領事館に其下附を出願すべし若し旅券を紛失したる時は領事の承諾を経たる保證人の

連署を以て願出づべし

▲徵兵猶豫願は毎年必ず一回宛滿三十二歳まで同一の手續を以て之を差出すべし、但し願書の差出期限は毎年一月一日より四月十五日までに本籍地の市町村長に到達することを要す、もし此期間に後れたるものは猶豫の特典を失ふ

▲徵兵の義務あるものにして猶豫願を怠る場合は徵兵令第三十二條に依り兵役を忌避するものと見做され歸國したる場合に一ヶ月以上二ヶ年以下の禁錮に處せられ且つ三十圓以下の罰金を附加せらる

▲米國にありて徵兵猶豫を乞へるものにして滿三十二歳までに歸國する時は抽籤法に依らずして徵集せらる但し体格検査に合格の上とす

▲米國に在りて徵兵を猶豫せらるるものにして滿三十二歳までに歸朝したる時は歸國の日より十四日以内に戸主より書面を以て本籍地の市町村長に其旨を届出づべし、もし此期間内に此手續を怠りたる時は徵兵令第三十條に依り三圓以上三十圓以下の罰金に處せらるべし

▲徵兵猶豫中のものにして滿三十二歳に達したる時は國民兵役に編入せられ現役并に豫備後備の兵役を免除せらる

二 在外國兵籍に關する規定

▲米國に在る豫備役、後備役又は補充役に屬する下士卒は勤務演習又は簡閱點呼の爲めに召集せらるることをなし

▲前記の下士卒にして外國に在るもの召集の通知を受けしは其他の手續に依りて召集の事實ありたる事を確知したる時は直ちに歸國し本籍地到着後廿四時間以内に市町村長を宛て聯隊區司令官に届出づべし（以下戦時又は非常の場合に於ける召集を云ふ）

▲召集に應ずる者は令狀を以て最近の便船にて歸國し直ちに其令狀及軍隊手帳并に印形を携へ召集事務所に出頭すべし、但し召集の通知を受けたるものにして令狀の交付を受くる爲に到着に遅延する虞あるときは令狀を携ふるに及ばず

▲召集に應ずるものにして指定の時日に先方に到着すること能はざる時は所在地の帝國領事に就き其通知を受けたる時日及出發時日の證明書を受け到着の上召集事務所に届出ずべし、もし正當の理由なくして此規定に違反するときは五錢十以上一圓九十五錢以下の科料に處し五日以上十日以内の拘留に處す

▲召集に應ずべき者にして召集令狀又は召集通知を受領したる際負傷又は疾病の爲に召集に應ずる能はざ

徵兵に關する注意

るときは令狀又は通知受領後二十四時間以内に聯隊司令官に宛てたる醫師の診断書に令狀もしくは通知書を添へて之を本籍市町村長に差出すべし、但し寄留又は旅行先より届出づるものは本籍市町村長に宛てて發送すべし正當の理由なくして此規定に違反するものは前條と同一の處罰を受く

▲令狀又は通知書を受領して未だ出發せざる内に負傷又は疾病に罹りたるものは直ちに前條の手續を爲すべし

▲召集令狀を受けたるもの犯罪の爲め刑期服役中又は行術不明の爲め召集に應ずる能はざるときは令狀を受領したるものより受領後二十四時間以内に聯隊區司令官に宛てたる届書に日本官吏の證明及令狀を添へ之を本籍地の町村長に差出すべし

▲召集に應じ出發の途上にありて負傷又は疾病に罹り到着遅延する虞あるときは直ちに醫師の診断證書を添へ召集部隊長に届出で、出發することを得るに至りたるときは速かに到着の上召集事務所に届け出づべし

▲負傷、疾病の外止むを得ざる事故に依り到着を遅延する虞あるときは滞在地の官吏公吏より滞在日數の證明書を受け船長もしくは驛長の證明書を添へ到着

の上召集事務所に出づべし

▲正當の理由なくして前二條の規定に違反したるときは五十錢以上一圓九十五錢以下の科料に處せられ又は五日以上十日以下の拘留に處せらる

▲兵籍に在るもの外國滞在中創傷又は疾病に因り永久服役に堪へずと思惟するときは地方醫師の診断證書を添へ公吏もしくは領事の證明を経て聯隊區司令官に届出づべし此場合には豫備、後備、補充從其他の兵役を免せらるゝことあるべし

▲外國滞在中兵籍に異動を生じたるときは十四日以内に市町村長を経て聯隊區司令官に届出づべし

▲在留軍人にして重罪輕罪(罰金を除)の刑に處せられたる時は刑名及刑期を記し聯隊區司令官に届出づべし

▲在留の下士卒、上等兵にして禁錮の刑に處せられたるものは其兵科の一等卒に降等せらる看護長、看護手、計手は前兵科の一等卒に降下す

▲前四條の規定に違反したるものは金五十錢以上一圓九十五錢以下の罰金を科す

親妻子呼寄に就ての意注

在米者にして其親妻子其他の親を呼び寄せんとするに

は左に記載する事項に注意するを要す

親を呼び寄せんとするものは生活の基礎既に定まりて親を扶養するに足る餘裕あらざるべからず、彼の今日は酒屋のポーターを勤め明日はレストランの皿洗を爲せる如きものは全く呼寄の資格を有せざるなり

子を呼寄する場合は子を手元にて扶養すべき必要ある時一家米國に引移り永往の事實を認めらるゝ時父業相當に發展し此れを子に譲らんとするもの其他呼寄者の資方境遇上子を手元に呼寄得らるゝ實力あるものに限る尤も年齒二十歳以下に限る、養子は入籍後五ヶ年経過せざる可からず

妻の場合には妻を養ひ得らるゝ資力を有し且境遇上差支なきものと認めらるゝ時

店員呼寄は少くとも五千弗位の財産を有し實業に従事せるものか又は之と同等の資格あるものにて店員を本邦より呼寄せざるべからざる事情顯著なる時に限る

學生の呼寄は出來ず只此場合は日本にて本人が其筋へ渡航願を差出すべし

尙は呼寄に要する證明并に其注意に關しては領事館諸願屆書式を参照すべし

領事館諸願屆書式

出生届

(府縣(都市(町村)大字 番屋敷
月主(族籍(職業)何之誰) 男(職業))

父 何之誰
母(職業) 何 某
出生子(何男何女) 何 某

右(出生子名)何々大正何年何月何日午前(後)何時何分北米、、、何所ニ於テ出生候間此段及御届候也

大正 年 月 日

北米合衆國 州 在留
届出人 父 何之誰
明治 年 月 日生

在、領事 殿

○注 意

- 一、届書は正副二通を要し用紙は半紙二ツ折とす
- 二、出生届出の法定期限は出生の日より十日以内なるを以てし此期限を超過したるものは左記體形に依り延滞始末書二通を添附することを要す

親妻子呼寄せに就ての注意 領事館諸願屆書式

延滞始末書

別紙出生子何ノ誰届生ノ儀法定期間内ニ届出ベキ等ノ處御規則不案内(又は其他の理由を記すべし)ノ爲メ今日マデ延引致シ候條何卒御受理相成リ度此段御願申上候乗

明治 年 月 日 届出人 何之誰

在、領事 殿

- 三、原籍番地或は出生年月日等不明の時は「出生年月日不明」と付添すべし
- 四、出生届には必ず出生子の出生時刻を記入することを要すもし何時中の場合には「何時三十分」と記し半の字を用ふべからず
- 五、死胎兒の出生は戸籍吏へ届出づるを要せず單に死胎兒埋葬の許可證を得て之を保存し置くべし
- 六、出生届を提出せんとする者は必ず別項諸願書に關する一般の注意を参照すべし
- 七、米國官廳に届出をなさんと欲する者は別項諸願書州民法の二出生届出法を見るべし

- 一、婚姻届は三通を要す。但し夫妻が籍地を同じうするときは一通にてよむとして用紙は何れの場合にても半紙二ツ折とす
- 二、男子は満十七歳女子は満十五歳に至らざれば婚姻を爲すを得ず
- 三、家族が婚姻を爲すには戸主の同意を要す
- 四、子が婚姻を爲すには其家にある父母の同意を要す。但し男が満三十歳女が満二十五歳に達したる後は此限にあらす
- 五、証人は成年者に限る
- 六、届出人夫妻及証人は必ず其姓名を自署し捺印すべし。代筆を許さず
- 七、届券が一通二枚となりたる時は其綴合せる處に届出人及証人の刻印を要す
- 八、届出人夫妻の父母の姓名は其實父母の名を記し養父母の名を記し養父母の名を記すべからず
- 九、本届券記載事項中父母何れが死亡せるときは「亡父何之誰」と記し職業を記するを要せず
- 十、婚姻届は米國官廳に必ず届出べし。之を怠らば州刑法に依り重婚罪を以て問はるべし米國官廳に届出をなすには別項華盛頓州民法の一結婚法を見るべし

領事館届願書式

○注 意

(府縣) 郡市(町村) 大字 番地(職業)
 當時北米合衆國...州...在留
 証 人 何之誰
 明治 年 月 日 生
 在、領事 殿

死 亡 届

(府縣) 郡市(町村) 大字 番地
 戸主(族籍)(職業)(何之誰)(父何某、何女(男)兄弟、姉妹等)
 死亡者 何之誰
 年 月 日 生
 右何々(死亡者名)大正何年何月何日何時何分北米、何所ニ於テ死亡候間別紙醫師ノ診断書(若くは検屍官の調査)相添此段及御届候也
 大正 年 月 日

○注 意

- 一、届券は正副二通を要し用紙は半紙二ツ折とす
- 二、死亡届出人は戸主、妻、子、兄弟、姉妹、家主又は同居人なるを要す
- 三、届出は丁年以上ならざるべからず
- 四、死亡届法定期限は死亡後五日以内なり

(府縣) 郡市(町村) 大字 番地
 戸主(族籍)(職業)(何之誰)(何男)(職業)
 現時北米合衆國...州...在留
 届出人(死亡者同居人) 何之誰
 明治 年 月 日 生
 在、領事 殿

婚 姻 届

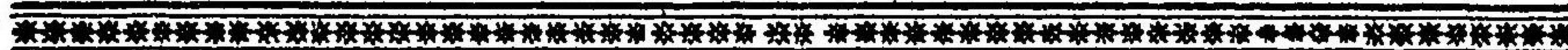
(府縣) 郡市(町村) 大字 番地
 戸主(族籍)(職業)(何之誰)(男)(職業)
 當時北米合衆國...州...在留
 夫 何之誰
 明治 年 月 日 生
 右父(職業) 何之誰
 右母(職業) 何 某
 (府縣) 郡市(町村) 大字 番地
 戸主(族籍)(何之誰)(何女、姉、妹)(職業)
 當時北米合衆國...州...在留
 妻 何之誰
 明治 年 月 日 生
 右父(職業) 何之誰
 右母(職業) 何 某

右婚姻候間別紙(戸主及父母の同意書)相添へ此段及御届候也
 大正 年 月 日

届出人右夫 何之誰
 同 右妻 何 某
 (府縣) 郡市(町村) 大字 番地(職業)
 當時北米合衆國...州...在留
 証 人 何之誰
 明治 年 月 日 生

離 婚 届

(府縣) 郡市(町村) 大字 番地
 戸主(族籍)(職業)(何之誰)(男)(職業)
 當時北米合衆國...州...在留
 夫 何之誰
 明治 年 月 日 生
 右父(職業) 何之誰
 右母(職業) 何 某
 (府縣) 郡市(町村) 大字 番地
 戸主(族籍)(職業)(何之誰)(男)(職業)
 當時北米合衆國...州...在留
 父、兄弟 何之誰
 右某父(職業) 何之誰
 同 母(職業) 何 某
 右大正何年何月何日婚姻候處今般協議ノ上離婚候間此段及御届候也
 大正 年 月 日 届出人夫 何之誰
 同 妻 何 某
 (府縣) 郡市(町村) 大字 番地(職業)
 當時北米合衆國...州...在留
 証 人 何之誰
 明治 年 月 日 生
 在、領事 殿



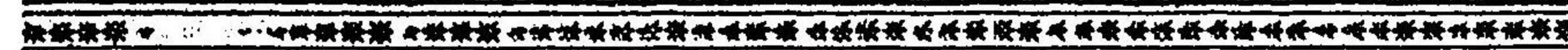
何々證明願

原籍(府縣)(都市)(町村)字 番地
 職 業 何 之 誰
 現住所 北米合衆州 州 郡 年 月 日生
 (第 號)旅行券所持

右私儀何々(此處に證明使用の目的を記入す
 例へば一時歸國再渡航又は妻誰呼寄等)ノ爲
 メ必要有之候ニ付(何々此處に證明を要する
 事項を記入す例へば肩書ノ所に於て農業罷在
 候儀或は何々營業罷在候儀等)御證明相成度
 旅行券相添へ保證人連署を以て此段相願候也

大正 年 月 日 州 郡 何 之 誰
 保 證 人 (又は何々日本人會)
 在シアトル
 日本帝國領事 殿

- 注 意**
- 一、願書は三通を要す
 - 二、右書式は營業農業身分證明出願に適用す
- 領事館証明願書式



在留登録届

原籍地(府縣)(都市)(町村)大字 番地(族籍)
 戸主何之誰(現職業) (片假名にて傍欄を附す)
 所持旅券 明治 年 月 日付 廳下附(第 號)
 在留地到着又ハ上陸年月日 明治 年 月 日生
 在留地(英文ニテ書ス)
 郵便物配達宛先(英文ニテ書ス)
 移轉地(英文ニテ書ス)

右ハ外國在留帝國臣民登録規則に準シ(旅行券
 又は保證人)此段及御届候也

大正 年 月 日 右 何 之 誰
 北米合衆國 州 市郡 街村 番地
 保 證 人 何 之 誰
 在、領事 殿

- 注 意**
- 一、米國に於ては裁判によるにあらざれば離婚することを得ず
 - 二、本屆書には米國裁判所の離婚許可證を添附すべきものとす
 - 三、滿二十五歳に至らざるものが協議の上離婚を爲さんとする場
 合には必ず其父母の同意を得ることを要す

旅券紛失届

原籍(府縣)(都市)(町村)字 番地
 (族籍)(職業)戸主(又ハ戸主妻、男女)
 現住所 州 市郡 街村 番地
 何 之 誰
 明治 年 月 日生

一、旅券番號 何 々
 一、旅行地名 何 々
 一、下附年月日 何 々
 一、下附官廳 何 々

右私儀所持ノ旅券何年何月何日何々ノ爲メ紛
 失候間保證人連署ヲ以テ此段及御届候也

大正 年 月 日 右 何 之 誰
 右保證人 何 之 誰
 在、領事 殿

- 注 意**
- 旅券紛失届は一通にてよし

在留登録届は一通にてよし

在留證明願

原籍地(府縣)(都市)(町村)字 番地
 戸主(又は戸主何々何男)
 職 業 何 之 誰
 現住所 北米合衆州 州 郡 年 月 日生
 (第 號)旅行券所持

右私儀何々(此所に証明書使用の目的を記入
 す、例へば一時歸國再渡航、妻誰呼寄又は徵兵
 猶豫等)ノ爲メ必要有之候ニ付肩書ノ地に在
 留罷在候旨御證明相成度旅行券相添へ保證人
 連署ヲ以テ此段相願候也

大正 年 月 日 右 何 之 誰

- 三、親、妻、子の呼寄には戸籍本帳を添附すべし
- 四、營業の事實を證明するに足るライセンス、又はリス或はヒ
 地所有證を提供すべし
- 五、渡米後の經歷及現在就業狀態の説明書一通を添附すべし
- 六、保證人は地方に在つては地方日本人會、日本人會なき地方及
 び北米日本人會直接の保證區域内に在つては信用ある身元確實
 なる者シアトルに在つては各府縣人會もしくは身元確實なるも
 のに限る
- 七、願書は直接に領事館又は北米日本人會に提出すも送交なし、
 北米日本人會にては出願者の身元を審査したる上確實なるもの
 に限り保證す



英文迎妻(子)證明願

原籍(族籍)(職業)(月生)
現住所 北米合衆國 州 郡

何 某
年 月 日生

私儀目下前記ノ所ニ於テ(何々職業)ニ従事罷
在豫テ貴館ノ證明ヲ得國許ヨリ妻(子)(何誰)
ヲ呼ビ寄中ニ候處來ル 月 日何港着ノ(汽
船名)ニテ着米仕リ候ニ付キ引取リノ爲メ入
用ニ候間右ノ旨英文ニテ御證明被下度證據書

領事館願屆書式

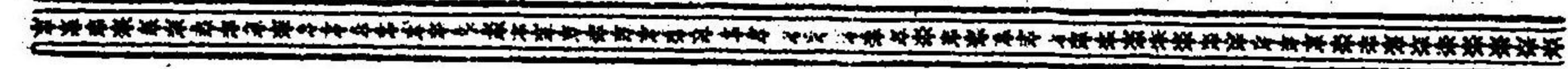
私儀今般何々ノ目的ヲ以テ何國へ渡航仕度候
ニ付旅券御下附被成下度保證人連署ノ上此段
奉願候也

大正 年 月 日

右 何之誰
保証人 何之誰
(又ハ何々日本人會)

在シアトル
日本帝國領事、殿

○注 意
願書は三通を要す



州 郡 何之誰
保証人 (又ハ何々日本人會)
日本帝國領事 殿

○注 意

- 一、願書は三通を要す
- 二、親、妻、子呼寄には証明願注意の三四五を適用す
- 三、一時歸國者にして妻女父母等を同伴再渡航せんと欲する者は願書中に其旨を明記すべし
- 四、徴兵猶豫の爲め出願期日は毎年一月一日より三月卅一日までとし、期限經過後は出願を得ず、もし一旦證明を得たる上途附の途中にて紛失し又は書式に錯誤ありたる場合には期限後と雖も事情を具して再下附出願をなすべし
- 五、旅券を有せざる者は之を添附せざる理由書を附すべし

徴兵猶豫願

(府縣)(郡市)(町村)字 番地
(族籍)職業月主(月主某何男)

何之誰
明治 年 月 日生

右私儀本年徴兵ニ應ズベキノ處目下北米、
、ニ在留致居リ候ニ付徴兵猶豫相成度別
紙在、領事ノ在留證明書相添此段奉願候也

大正 年 月 日

右 何之誰
何々聯隊區徴兵官御中

輸入證明願

一、記 號
二、品 名
三、番 號
四、價 格

一、遺 石税 (もし酒又は醬油ならば)

右汽船何々ヲ以テ大正 年 月 日神戸(若
くは横濱、長崎)出港大正何年何月何日當港へ
輸入候間御證明被成下度當地税關上陸許可證
相添へ此段奉願候也

大正 年 月 日

現住所 (職業)
在、領事 殿 何之誰

○注 意
願書は三通を要す

類相添へ此段奉願上候也

年 月 日 右 何 某
保証人 何之誰
(又ハ何々日本人會)

在シアトル
日本帝國領事 殿

○注 意

- 一、右願書は領事の在留證明書を添へて各自より直接本郡市町村役場へ送附すべし
- 二、願書は一月一日より四月十五日までに原籍地へ到達するを要す
- 三、從來徴兵猶豫者は滿三十二歳に達するまでは毎年猶豫願を提出すを要す
- 四、右願書は初め町村長へ送出し郡長もしくは市長へ轉達し更に兵事官の手許に到達する順序なるを以て過くも三月三十一日までには原籍地へ着する機常地より發送するを要す
- 五、右願書に添附すべき在留證明の日附は其年の日附にあらざれば受理せられざることを注意すべし
- 六、本願書を提出すべし義務ある者は別項徴兵に關する注意を熟讀すべし
- 七、領事館に於ては猶豫願者の便宜のため毎年十二月中旬より本願書に添附すべき在留證明願書を受領しつゝあり、但し十二月中に在留證明を出願する者は其日附を注意書に於ける如く翌年一月一日以降の日附となし置くべし

旅券下附願

原籍(府縣)(郡市)(町村)字 番地
現住所 州(郡市)(町村)番地
(族籍)(職業)

姓 名
年 月 日生

○注 意
輸入証明願は正副二通を要す

諸願届に關する注意

▲總て願届書を認むるには字体を明瞭にし且つ一字一句たりとも誤謬の無きことを要す、特に出生、死亡、婚姻、離婚諸届書の如きは故國戶籍法にて嚴重に規定せるものなるを以て、たとひ聊かにても謬りあるときは戶籍吏は之を受理せざるなり、されば領事館にては時々新聞紙上又は其他の方法に依り此點に就て注意を與ふるに拘らず、尙ほ間違も爲すものあり、而して又誤謬を訂正せしめんが爲め届書を本人に返戻せる場合には僅かの誤りは領事館にて書き改むるも宜しからんなど云ふものもある由、なれど開は實に無理なる申分にして、戶籍法上領事館は加筆書換等を爲す能はざればこそ己むを得ず返戻などの手数を煩はすなれ、届出人はこれ等のことを留意して餘計なる時日と手数を費さぬ様心懸くべし
▲年月日時及年齢を記するには必ず壹、貳、參、拾等の數字を用ひ一、二、三、十等を用ゆべからず
▲領事館宛の書信には必が其宛名を英字にて明瞭に記

し封皮には願届書の種類を表記することを要す
▲諸願届書には返信用郵券を封入すべし
▲日本へ輸出に就き原産地證明願(輸出證明願)の用紙は常に領事館に備へあれば出願人は領事館に乞ひ受けらるゝをよしとす故に雛形は界す

▲領事館證明手数料は左の如し

一、原産地の証明	一件に付	二弗
二、英文にて証明	同	二弗
三、營業証明	同	二弗
四、農業証明	同	二弗
五、身分又は事實証明	同	一弗
六、在留証明	同	五十仙

旅券に就ての注意

旅行券は平生注意して紛失せざる様心掛くべし例へば徴兵猶豫其他居住證明營業証明等を得るに當り領事館其他官廳と書面の往復をなす場合或は合衆國より外國領地例へば英領加奈太に旅行せむとする場合には必要なるものなり萬一紛失せし時は早速その旨を領事館に届出づべし故に旅券番號、下附月日等旅券面の必要なる要項を寫し取り置くも無益に非ざるべし
日本に於て旅行券を受けたるときは一ケ年以内に出發

せざれば効力を失する規定なり又歸國の際は十日以内
に下附せられたる官廳に納附し再渡航のときは出願受領する規定なり

北米日 本人會 保證事務取扱規則

第一條 本會ニ於テ取扱フ可キ諸證明願書は本會ノ規定ノ書式ニ依リ之ヲ取扱フ可キモノトス、但シ本會ニ於テ副署スル場合ハ此限リニアラズ
第二條 營業及身分證明其他調査ヲ要スル諸證明願書ハ別に定ムル審査員會ニテ審査ノ上保證ス、但シ審査委員會ハ役員ノ請求ニ依リ隨時開會スルコトヲ得
第三條 徴兵猶豫ニ要スル在留證明願ノ保證又ハ領事館ニ於テ承認セラレタル証明願ノ副署ハ會長又ハ理事ニ取扱フテ者トス
第四條 證審査委員ハ五名トシ參事員會ニテ互撰ス、但シ其任期ハ三ヶ月トシ三回引續キ就任スルヲ得ズ
第五條 審査委員會ハ毎週月、木ノ兩日、本會事務所ニ於テ開會シ三名ノ出席ヲ以テ効力ヲ生ズ
第六條 審査委員會ノ議長ハ會長、副會長若シクハ理事ノ内一名出席其任ニ當ル可同數ノ場合ニ於テ議長裁決ス

北米日本人會保證事務取扱規則、日本人會保證區域

第七條 本會保證ニ關スル一切ノ書類ハ本會ニ保存シ會員ノ請求ニ依リ閱覽ニ供ス
第八條 本會ト證明保證ノ聯絡ヲ有スル地方日本人會ヨリ送達ヲ受ケタル諸證明願書ハ本規則ノ規定ニ基キ之ヲ取扱フ
第九條 證晚保證又ハ之ニ附帯シタル諸收入ハ本會ノ通常會計ニ編入シ總會ニ報告ス
第十條 本規則ハ參事員會若クハ總會ノ決議ヲ待ツテ改正スル事ヲ得

日本人會保證區域

本年一月一月以降は北米日本人會に於て保證事務を取扱ふ事となりたるを以て現在同日本人會と聯絡せる地方日本人會及び其保證區域を左に掲ぐ
▲インランド ユムバイヤー 日本人會
▲アイダホ州のボナ、グリーナ、レト、ヘヤリス、チソの五郡及び華盛頓州のスポケーン、ステアンス、ホットマン、マン、フレイ、アダムスの六郡
▲バスコ日本人會
▲フランクリン、ベントン、クリキタント、アラララの四郡
▲ノースヤキマ日本人會
▲ヤキマ郡及びキツチタス郡中キスケード山脈以東

- ▲ベリングハム日本人會
- ▲ロッチカム郡一團
- ▲ベルビュー日本人會
- ▲ベルビュー及びリースランド一團
- ▲ケント、オルリア、オプライン協議會
- ▲セント、オルリア、オプライン一團
- ▲トーマス、クリストファー日本人會
- ▲トーマス及びクリストファー一團
- ▲ポートブラックリー日本人會
- ▲ポートブラックリー及びイーグルハート一團
- ▲ウキンズ日本人會
- ▲ウキンズスロー日本人會
- ▲ウキンズスロー及びポートブラックリー日本人會保証區域外一團
- ▲タコマ日本人會(目下北米日本人會と聯絡なし)
- ▲ヒヤース、サートン、ルンズ、パジフ、ワキヤカム、コ
- ▲ワキヤカム、クラーグ、スカニア、チエハリス、及びメーソンの
- ▲十郡
- ▲北米日本人會直接の保証區域
- ▲アラスカ及びモンタナ州一團並に華盛頓州に於て如上各日本人會
- ▲の區域内に屬せざる郡及び地方

附 北米日本人會々則

第一章 總 則

- 第一條 本會を北米日本人會と稱す
- 第二條 本會の目的は在留同胞の一致和親を旨とし權利を伸張し利益を増進するにあり
- 第三條 本會に屬する各地方にして會員拾五名以上あるものを一區とし其の聯絡を謀るものとす
- 第四條 本會は事務所をシアトル市に置く
- 第二章 會 員
- 第五條 北米合衆國に在留する日本臣民及び其の子孫にして年齢廿歳以上の男子は本會の會員たることを得、但し本會に入會せんと欲するものは會員の紹介に依り入會を申込み參事員會の協賛を得べきものとす
- 第六條 入會者は其氏名を會員名簿に登録すると同時に會章を交附せらるゝに依り其効力を生ず
- 第三章 職 員
- 第七條 本會は万般の會務を議定する爲め參事員五十名を選擧し參事員會を組織す其任期は滿一ヶ年とし其後任者が選定せらるゝ迄留職するものとす
- 第八條 地方の各區は會員の數に應じ參事員一名以上を選出することを得
- 第九條 參事員會は其議定したる會務を執行せしむるため左の役員を互選す
- 一、會長 一名 一、副會長 一名

- 一、會計 一名 一、理事 一名
- 第十條 役員は任期は參事員に據る
- 第十一條 會長は本會を代表し一切の會務を總攬し參事員會に於て議定したる事項を處理し本會の重要書類に關印すべきものとす
- 第十二條 副會長は會長を補佐し會長故障あるときは之を代理す
- 第十三條 會計は金銭出納の事務を掌り會長又は理事の承認を経て金銭の收支を爲すものとす
- 第十四條 會計は會員の請求に依り會計帳簿の閱覽を許し其質疑に對し回答を爲すの義務を有す
- 第十五條 理事は會長、副會長、會計を補佐し本會の書類印章其他の財産を管理し本會重要書類に會長と共に署名捺印すべきものとす
- 第十六條 理事は本會の庶務を掌り定款及び規則の命する事務を處理するものとす
- 第十七條 理事の管理する財産及び書類は會員の請求に應じ閱覽を許すべきものとす
- 第十八條 本會の事務を處理する爲め參事員會は左の部員を互選す

- 一、外務 二、勸業 三、慈善 四、娯風
- 五、移民 六、調査 七、社交 八、通信

北米日本人會々則

第四章 會 議

- 第十九條 本會の集會を定期總會、臨時總會及び參事員會の三種とす
- 第二十條 參事員會の議案は役員より提出したるものを先きにす
- 第二十一條 參事員會、定期總會、臨時總會は出席員の過半數を以て決議の効を生ずるものとす
- 第二十二條 參事員會は毎月十五日に開會し諸般の會務を議定す、但し臨時會の場合は五日以前に通知するを要す
- 第二十三條 議長は參事員に於て互選し其任期は滿一ヶ年とし其後任者選定せらるゝ迄留任するものとす
- 又總會の議長は參事員會議長兼任す、但し議長欠席したる場合は臨時議長を選擧去て之に當らしむべし
- 第二十四條 參事員會に於て議決したる諸般の會務に對し總會の承認を経る能はざるものは參事員會絕對に其責に任すべきものとす
- 第二十五條 本會々員は參事員會に出席し建議を提出し又は意見を陳述し得るも其取捨の權は參事員會にありとす
- 第二十六條 參事員拾名以上の請求ありたるときは臨時參事員會を召集すべきものとす

第二十七條 參事員會議長は理事に記録を處理せしむ
 第二十八條 本會の定期總會は一月及び七月に召集す
 而して總會開會一週間前シアトル市に於て發行する
 邦字新聞紙上もしくは通告書を以て開會の期日場所
 及び其理由を發表するにより總會の効力を生ず
 第二十九條 左の場合に臨時總會を開くことを得
 一、參事員會の請求ありたるとき
 二、會員五十名の請求ありたるとき

第三十條 理事は定期總會及び臨時總會に出席し會
 務の報告を爲すものとす

第五章 選舉

第三十一條 本會々員は三ヶ月以上會員たるにあらざ
 れば選舉權を有せず

第三十二條 本會に三ヶ月以上籍を有するものにあら
 ざれば參事員の被選舉權を有せず

第三十三條 本會參事員の選舉は毎年一月の定期總會
 に之を行ひ役員の互選は總會終了後一週間以内とす

第三十四條 選舉權を有する會員は會議に出席するに
 あらざれば決議權を行ふことを得ず

第三十五條 參事員及役員の當選は最高得票者を以て
 し若し欠員を生じたるときは次點者を以て之に充つ
 但し參事員は得票の最高點より順次當選の數を定む

第六章 財政

第三十六條 本會の財政を分つて經常及び臨時の二種
 とす經常費は定期總會に於て決したる豫算の範圍内
 に於て收支し緊急を要する場合に於て臨時總會を召
 集し協賛を經る迄なきときは參事員會に於て臨時應
 急に收支を爲し來るべき總會に報告すべきものとす

第三十七條 本會々員は會費年額二弗を二期に分ち各
 半期の始めに之を前納すべきものとす、但しシアト
 ル以外の各區は參事員會の決議に基き一區として若
 干額を負擔するの義務を有す

第三十八條 會費は之を本會諸般の經費に充て殘餘は
 之を基本金に繰込むべきものとす

第七章 附則

第三十九條 本會々員にして一期の會費を滞納したる
 ものは會議の決に加はることを得ず其二期分に亘る
 ものは參事會の決議に依り之を除名することを得

第四十條 本會々員にして會則に違反しもしくは本會
 の体面を汚すの行爲あるときは參事員會の決議に依
 り之を除名することを得

第四十一條 本會の定款及び規則の修正増補は定期總
 會に於て出席會員過半數の協賛に依りて之を決す

第四十二條 本會は華盛頓州廳の公認を經るものとす

North Pacific Steam Navigation Co.
 Limited
 北太平洋汽船株式會社

Tonnage 250,000 Tons
 Fleet 80 Vessels

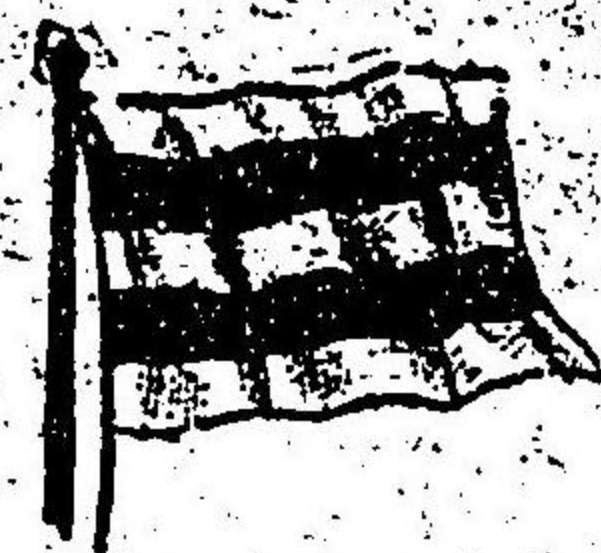
Head Office: Tokyo, Japan
 U.S. Branch: Seattle, Wash.

Services:
 Seattle, Wash. to Portland, Ore.
 Seattle, Wash. to Tacoma, Wash.
 Seattle, Wash. to Vancouver, B.C.
 Seattle, Wash. to San Francisco, Cal.
 Seattle, Wash. to Honolulu, Hawaii
 Seattle, Wash. to Yokohama, Japan
 Seattle, Wash. to Kobe, Japan
 Seattle, Wash. to Osaka, Japan
 Seattle, Wash. to Manila, Philippines
 Seattle, Wash. to Cebu, Philippines
 Seattle, Wash. to Singapore, Siam
 Seattle, Wash. to Hong Kong, China
 Seattle, Wash. to Shanghai, China
 Seattle, Wash. to Canton, China
 Seattle, Wash. to Peking, China
 Seattle, Wash. to Tientsin, China
 Seattle, Wash. to Hankow, China
 Seattle, Wash. to Harbin, China
 Seattle, Wash. to Vladivostok, Russia
 Seattle, Wash. to Port Arthur, Russia
 Seattle, Wash. to Yokohama, Japan
 Seattle, Wash. to Kobe, Japan
 Seattle, Wash. to Osaka, Japan
 Seattle, Wash. to Manila, Philippines
 Seattle, Wash. to Cebu, Philippines
 Seattle, Wash. to Singapore, Siam
 Seattle, Wash. to Hong Kong, China
 Seattle, Wash. to Shanghai, China
 Seattle, Wash. to Canton, China
 Seattle, Wash. to Peking, China
 Seattle, Wash. to Tientsin, China
 Seattle, Wash. to Hankow, China
 Seattle, Wash. to Harbin, China
 Seattle, Wash. to Vladivostok, Russia
 Seattle, Wash. to Port Arthur, Russia

日本郵船株式會社
 出張所

Nippon Yusen Kaisha

(Japan Mail Steamship Co.)



Tonnage 350,000 Tons.
Fleet . . . 80 Vessels.

Head Office: Tokyo, Japan,
U. S. Branch: Colman Bldg.,
Seattle, Wash.

(Foreign Services)	
European Line	Fortnightly
American Line	Fortnightly
Australian Line	Four Weekly
Bombay Line	Fortnightly
Calcutta Line	Fortnightly
Yokohama-Shanghai Line	Twice a Week
Kobe-Vladivostok Line	Three Weekly
Kobe-North China (direct) Line	Every Week
Yokohama-Korea-North China Line	Thrice Every 5 Weeks
(Home Services)	
Kobe-Yokohama-Otaru Line	Thrice a Week
Kobe-Keelung Line	Four Times a Month
Yokohama-Taiwan Line	Four Times a Month
Yokohama-Hachijo-Cgasawara Line	Monthly
Yokohama-Cgasawara (direct) Line	Six Times a Year
Hakodate-Karafuto Line	Five Times a Month
Hakodate-Vctorofu Line	Three Times a Month
Hakodate-Abashiri Line	Three Times a Month
Otaru-Wakkanai Line	Five Times a Month
Otaru-Abashiri Line	Seven Times a Month
Aomori-Muroran Line	Daily

Besides these there are frequent services between coast ports of Japan.
BRANCHES AND AGENCIES IN PRINCIPAL PORTS OF THE WORLD

當會社の米國航路は阿波丸因幡丸佐渡丸及丹波丸の四艘に新造船横濱丸及靜岡丸の二艘を加へ六艘を以て交互毎二週一回ソアトル香港の兩地を出帆し途中往復共ヅキクトリア横濱神戸門司上海に寄港す

當會社の汽船は孰れも速力快速設備完全船体の動搖極めて少なく且邦人船醫乗組み居りて無代診察投藥するを以て安心して航海するを得べし特に三等船客待遇は懇切丁寧にして航海の慰安と便利を旨とし滋養多き和食を供するを以て特色とす

日本郵船株式會社

シヤトル出張所

第二十七條 參事員會議長は理事に記録を處理せしむ

第二十八條 本會の定期總會は一月及び七月に召集す而して總會開會一週間前シアトル市に於て發行する邦字新聞紙上もしくは通告書を以て開會の期日場所及び其理由を發表するにより總會の効力を生ず

第二十九條 左の場合に臨時總會を開くことを得

一、參事員會の請求ありたるとき

二、會員五十名の請求ありたるとき

第三十條 理事は定期總會及び臨時總會に出席し會務の報告を爲すものとす

第五章 選舉

第三十一條 本會々員は三ヶ月以上會員たるにあらざれば選舉權を有せず

第三十二條 本會に三ヶ月以上籍を有するものにあらずれば參事員の被選舉權を有せず

第三十三條 本會參事員の選舉は毎年一月の定期總會に之を行ひ役員の互選は總會結了後一週間以内とす

第三十四條 選舉權を有する會員は會議に出席するにあらざれば決議權を行ふことを得ず

第三十五條 參事員及役員の當選は最高得票者を以てし若し欠員を生じたるときは次點者を以て之に充つ但し參事員は得票の最高點より順次當選の數を定む

第六章 財政

第三十六條 本會の財政を分つて經常及び臨時の二種とす經常費は定期總會に於て決したる豫算の範圍内に於て收支し緊急を要する場合に於て臨時總會を召集し協賛を經る迫なきときは參事員會に於て臨時應急に收支を爲し來るべき總會に報告すべきものとす

第三十七條 本會々員は會費年額二弗を二期に分ち各半期の始めに之を前納すべきものとす、但しシアトル以外の各區は參事員會の決議に基き一區として若干額を負擔するの義務を有す

第三十八條 會費は之を本會諸般の經費に充て殘餘は之を基本金に繰込むべきものとす

第七章 附則

第三十九條 本會々員にして一期の會費を滞納したるものは會議の決に加はることを得ず其二期分に亘るものは參事員會の決議に依り之を除名することを得

第四十條 本會々員にして會則に違反しもしくは本會の体面を汚すの行爲あるときは參事員會の決議に依り之を除名することを得

第四十一條 本會の定款及び規則の修正増補は定期總會に於て出席會員過半數の協賛に依りて之を決す

第四十二條 本會は華盛頓州廳の公認を經るものとす

北米年鑑附錄

(2)

Table with columns for names (e.g., 北川, 北村), addresses (e.g., 1875 Triumph, Vancouver), and other identifiers. Includes names like Sapperton, B. C., and various street names.

北米年鑑附錄

(3)

Table with columns for names (e.g., 北川, 北村), addresses (e.g., 334 Powell st, Vancouver), and other identifiers. Includes names like Powell, B. C., and various street names.

加奈大 遊覽

川

Table with 4 columns: Direction (e.g., 同, 西, 南), Location (e.g., 川村, 野庄), Name (e.g., 大友, 吉松), and Address (e.g., 122 Powell St., 340 Powell St.).

Table with 4 columns: Direction (e.g., 同, 西, 南), Location (e.g., 川村, 野庄), Name (e.g., 大友, 吉松), and Address (e.g., 122 Powell St., 340 Powell St.).

加奈大 路 寶 縣

錄附錄年米北 (20)

Table with columns for names (e.g., Powell, Seymour, Alexander), addresses (e.g., 391 Powell st, Vancouver), and other identifiers. Includes entries like '391 Powell st, Vancouver', '1214 Seymour st, Vancouver', and '1373 Richard st, Vancouver'.

錄附錄年米北 (21)

Table with columns for names (e.g., Powell, Seymour, Alexander), addresses (e.g., 474 Alexander st, Vancouver), and other identifiers. Includes entries like '474 Alexander st, Vancouver', '121 12th ave, Vancouver', and '1373 Richard st, Vancouver'.

加芬太 和 野山 縣

Table with columns for location names (e.g., 田, 川, 野, 中), box numbers (e.g., Box 80, Box 245), and street names (e.g., Steveston, B. C., Vancouver, Hastings Townsite).

115

Table with columns for location names (e.g., 田, 山, 口, 山), box numbers (e.g., Box 114, Box 160), and street names (e.g., Steveston, B. C., Swanson Bay, Port Hammond).

同亦大 長 野 錄

116

Table with multiple columns containing names, addresses, and other details. Includes entries like '238 Alexander st, Vancouver', 'Box 19, Cloverdale, B. C.', '107 Pender st, Vancouver', etc.

四〇

Table with multiple columns containing names, addresses, and other details. Includes entries like '234 Powell st, Vancouver', 'Box 134, Cumberland, D. C.', 'Cumberland', 'Box 814, Victoria, B. C.', etc.

加拿大 廣島縣

四一

錄附錄年米北

田吉	Fraser Mill, B C	中田	Nanaimo, B C	村田	Calone, B C
田吉	734 7th Ave, Vancouver	中田	Vancouver, B C	村田	Sechelt, B C
田吉	734 7th Ave, Vancouver	中田	338 Powell St, Vancouver	村田	Port Moody, B C
田吉	Park Solie, B C	中田	P O Box 151, Vancouver	村田	546 Powell St, Vancouver
田吉	434 Dufferin St, Vancouver	中田	P O Box 151, Cumberland	村田	1677 2d Ave, Vancouver
田吉	412 Alexander, Vancouver	中田	P O Box 151, Cumberland	村田	230 Alexander, Vancouver
田吉	2030 Yukon St, Vancouver	中田	P O Box 151, Cumberland	村田	434 Dufferine St, Vancouver
田吉	2030 Yukon St, Vancouver	中田	River Park, B C	村田	343 5th Ave, Vancouver
田吉	346 Powell St, Vancouver	中田	546 Powell St, Vancouver	村田	343 5th Ave, Vancouver
田吉	546 Powell St, Vancouver	中田	Duncans, B C	村田	343 5th Ave, Vancouver
田吉	270 Powell St, Vancouver	中田	Duncans, B C	村田	343 5th Ave, Vancouver
田吉	Chemahnus, B C	中田	333 Powell St, Vancouver	村田	412 Alexander, Vancouver
田吉	1677 2d, Vancouver, B C	中田	391 Powell St, Vancouver	村田	Second Ave, Vancouver
田吉	270 Powell St, Vancouver	中田	469 Powell St, Vancouver	村田	Second Ave, Vancouver
田吉	Chemahnus, B C	中田	433 Alexander, Vancouver	村田	Box 22, Port Eslington, B C
田吉	Chemahnus, B C	中田	270 Powell St, Vancouver	村田	Port Moody, B C
田吉	Box 414, Vancouver, B C	中田	473 Powell St, Vancouver	村田	Port Moody, B C
田吉	New Westminster	中田	118 Main St, Vancouver	村田	P O Box 4, Port Moody
田吉	546 Powell St, Vancouver	中田	8 Pender St, Vancouver	村田	P O Box 250, Kelowna
田吉	546 Powell St, Vancouver	中田	1677 2d Ave, Vancouver	村田	P O Box 250, Kelowna
田吉	245 Harris St, Vancouver	中田	C P L Co, Port Moody, B C	村田	Harrison Mill, B C
田吉	Wigwam, B C	中田	C P L Co, Port Moody, B C	村田	
田吉	546 Powell St, Vancouver	中田	C P L Co, Port Moody, B C	村田	
田吉	568 Powell St, Vancouver	中田	C P L Co, Port Moody, B C	村田	
田吉	433 Alexander, Vancouver	中田	Port Moody, B C	村田	
田吉	229 Powell St, Vancouver	中田	White Rock, B C	村田	
田吉	129 Powell St, Vancouver	中田	Box 151, Cumberland, B C	村田	
田吉	Union Bay, B C	中田	P O Box 4, Port Moody, B C	村田	
田吉	Crescent, B C	中田	Union Bay, B C	村田	
田吉	Whonnach, B C	中田	Howe Sound, B C	村田	
田吉	Superton, B C	中田		村田	
田吉	Cumberland, B C	中田		村田	

水

錄附錄年米北

田吉	201 Powell St, Vancouver	田吉	Hiver Inlet, B C	田吉	546 Powell St, Vancouver
田吉	331 Powell St, Vancouver	田吉	734 7th Ave, Vancouver	田吉	546 Powell St, Vancouver
田吉	New Westminster, B C	田吉	245 Harris St, Vancouver	田吉	Port Kel, B C
田吉	343 5th Ave, Vancouver	田吉	245 Harris St, Vancouver	田吉	Barne t, B C
田吉	473 Powell St, Vancouver	田吉	245 Harris St, Vancouver	田吉	568 Powell St, Vancouver
田吉	456 Powell St, Vancouver	田吉	245 Harris St, Vancouver	田吉	Alexander St, Vancouver
田吉	New Westminster, B C	田吉	546 Powell St, Vancouver	田吉	412 Alexander, Vancouver
田吉	5020 Yukon St, Vancouver	田吉	Port Moody, B C	田吉	459 Powell St, Vancouver
田吉	Fort Moody, B C	田吉	Three Valley, B C	田吉	546 Powell St, Vancouver
田吉	White Rock, B C	田吉	Three Valley, B C	田吉	Salmio, B C
田吉	Saperton, B C	田吉	Port Moody, B C	田吉	Salmio, B C
田吉	Clinton, B C	田吉	Port Moody, B C	田吉	High River, Alta
田吉	Union Bay, B C	田吉	Nanaimo, B C	田吉	546 Powell St, Vancouver
田吉	456 Powell St, Vancouver	田吉	P O Box 158, Salmio, B C	田吉	Cumberland, B C
田吉	1667 2d Ave, Vancouver	田吉	434 Dufferine St, Vancouver	田吉	Aldergrove, B C
田吉	Box 497, New Westminster	田吉	412 Alexander, Vancouver	田吉	151 Coriova St, Vancouver
田吉	Kamloops, B C	田吉	Box 318, New Westminster	田吉	546 Powell St, Vancouver
田吉	546 Powell St, Vancouver	田吉	Box 318, New Westminster	田吉	546 Powell St, Vancouver
田吉	338 Powell St, Vancouver	田吉	412 Alexander, Vancouver	田吉	New Westminster, B C
田吉	546 Powell St, Vancouver	田吉	Crescent, B C	田吉	New Westminster, B C
田吉	546 Powell St, Vancouver	田吉	Salmio, B C	田吉	433 Alexander, Vancouver
田吉	Comolix, B C	田吉	Salmio, B C	田吉	Box 213, Steveston, B C
田吉	Box 161, Cumberland, B C	田吉	Nanaimo, B C	田吉	546 Powell St, Vancouver
田吉	Box 161, Cumberland, B C	田吉	Vancouver, B C	田吉	Duncans, B C
田吉	114 Main St, Vancouver	田吉	270 Powell St, Vancouver	田吉	568 Powell St, Vancouver
田吉	236 Powell St, Vancouver	田吉	729 Powell St, Vancouver	田吉	568 Powell St, Vancouver
田吉	236 Powell St, Vancouver	田吉	Salmio, B C	田吉	546 Powell St, Vancouver
田吉	Box 173, Raymond, B C	田吉	Fox 81, Steveston, B C	田吉	2030 Yukon St, Vancouver
田吉	Union Bay, B C	田吉	130 Powell St, Vancouver	田吉	Calgary, Alta
田吉	546 Powell St, Vancouver	田吉	546 Powell St, Vancouver	田吉	Cloverdale, B C
田吉	P O Box 611, Arrowhead	田吉	205 Powell St, Vancouver	田吉	New Westminster, B C
田吉	2020 Yukon St, Vancouver	田吉	546 Powell St, Vancouver	田吉	White Rock, B C

田吉

水

